

# 第548回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年11月16日(水)

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る海区漁場計画(素案)について【協議】

(2) 漁業権に係る資源管理状況等の報告について【報告】

(3) トロール漁対象魚種の資源状況について【報告】

(4) 資源利用協議会について【報告】

(5) その他

7 閉 会

## 第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る海区漁場計画(素案)について

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

### 1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(今回)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次回)

### 2. 漁業権切替えスケジュールの概要

	月	事項	内容
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
	6~11月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)
	9月	基本方針	委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	11月	作成状況報告	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	海区漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の樹立(県報掲載)(法第64条第6項)
	R 5	6~7月	免許申請
7~8月		審査	適格性の審査(法第72条)
8月		委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
8月		免許	免許状交付(法第69条)
9月		公示	県報掲載 ※「法」は漁業法を示す

3. 漁業法第 63 条第 1 項第 2 号に規定する適切かつ有効の判断

- ・類似漁業権 …霞北共第 1～18 号、霞北区第 111、121、122 号
- ・類似漁業権以外の漁業権 …霞北区第 112 号（新規漁業権）

※ 詳細は、資料 1－2 のとおり

※ 第 2 種共同漁業（張網漁業）の免許の基本方針（2）②③より及び第 1 種区画漁業権（真珠養殖業）の免許の基本方針（2）③④より

4. 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(素案)について …資料 1－3、1－4 のとおり。

5. 現在の海区漁場計画からの主な変更点

第 2 種共同漁業 (張網漁業)	第 1 種区画漁業 (真珠養殖業)	変更根拠等
<p>1. 漁場の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緯度経度の追記</li> <li>②基点および計算点の表記修正</li> </ul> <p>2. 制限又は条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①操業件数の上限の削除</li> <li>②国又は地方公共団体の行う河川工事に係る制限の削除</li> </ul>	<p>1. 漁場の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緯度経度の追記</li> <li>②基点および計算点の表記修正</li> </ul> <p>2. 制限又は条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②国又は地方公共団体の行う河川工事に係る制限の削除</li> </ul> <p>3. 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権</p> <p>4. 類似漁業権以外の漁業権 霞北区第 112 号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基本方針（3）⑥のとおり</li> <li>②国交省キロ杭の名称変更 調整規則改正に伴う採捕禁止区域の表記修正 基点位置の移動に伴う計算点算出方法の修正（計算点の位置に変更なし）</li> </ul> <p><b>※漁場の区域の範囲に変更はなし</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本方針（3）⑦のとおり</li> <li>②水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について」より</li> </ul> <p>※第 1 種区画漁業（小割式養殖業）にかかる漁場計画（令和元年 9 月～）においても同理由から削除。</p> <p>漁業法第 62 条第 2 項第 1 号ホの規定より</p> <p>水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について」より（新規漁場）</p>

## 法令抜粋

### 漁業法

#### (海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

#### (海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

漁業法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業種類：第2種共同漁業（張網漁業）

漁業種類：第1種区画漁業（真珠養殖業）

チェック項目	霞北共第1号	霞北共第2号	霞北共第3号	霞北共第4号	霞北共第5号	霞北共第6号	霞北共第7号	霞北共第8号	霞北共第9号	霞北共第10号	霞北共第11号	霞北共第12号	霞北共第13号	霞北共第14号	霞北共第15号	霞北共第16号	霞北共第17号	霞北共第18号	霞北区第111号	霞北区第112号	霞北区第121号	霞北区第122号	
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																							
(1) 漁業権の免許以降、法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2 適切な判断基準</b>																							
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>3 有効の判断基準</b>																							
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○	※2	○	○
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	※2	○	○
(3) 漁場の全てを利用している	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○	※2	○	○
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	○	○
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>4 評価</b>	問題なし／問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし								
備考	※1 合理的理由【有】：平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力㈱福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響から、事故以前に行われていた漁獲物の飼料原料向け取引が休止となり、漁獲物の一部について水揚げが困難になったことから十分な操業が行えなかった。 ※2 合理的理由【無】：経営上の理由から当該漁場について活用がされていない状況である。																						

**5 霞北区第112号について**

霞北区第112号漁場については、漁場の活用が確認できなかったことから、漁業権者に対し令和4年7月、8月、11月の3回にわたり漁場利用計画等について、聞き取り調査を行った。聞き取り調査の結果、漁業権者の経営上の理由から今後も当該漁場の活用見込みは低く、当該漁場については、次期漁場計画策定において、「非活用漁業権」と判断し、第1種区画漁業権（真珠養殖業）の免許の基本方針（R4.10.13制定）（3）④の規定に基づき、内容の見直しを行ったうえで、新規漁場として漁場計画を策定する。

※令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

## 霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案）「第2種共同漁業（張網漁業）」

## ①漁業権に関する事項

- 1 公示番号 霞北共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

茨城県土浦市港町三丁目、蓮河原町及び大岩田地先

## (3) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線並びに基点第122号及び基点第123号を結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図1のとおり）

	緯度経度	位置
基点第1号	$36^{\circ} 3.319' N$ $140^{\circ} 13.354' E$	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町境上の点
基点第2号	$36^{\circ} 3.769' N$ $140^{\circ} 13.224' E$	茨城県土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右47.00
基点第3号	$36^{\circ} 4.805' N$ $140^{\circ} 13.084' E$	茨城県土浦市港町三丁目8番地地先に設置した標柱
基点第122号	$36^{\circ} 4.574' N$ $140^{\circ} 13.022' E$	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識
基点第123号	$36^{\circ} 4.473' N$ $140^{\circ} 13.022' E$	桜川河口（茨城県土浦市蓮河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識
ア	$36^{\circ} 3.339' N$ $140^{\circ} 13.627' E$	基点第1号から84度30分（真方位）400メートルの点
イ	$36^{\circ} 3.897' N$ $140^{\circ} 13.663' E$	基点第2号から70度00分（真方位）700メートルの点
ウ	$36^{\circ} 4.770' N$ $140^{\circ} 13.380' E$	基点第3号から98度00分（真方位）450メートルの点

## 3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

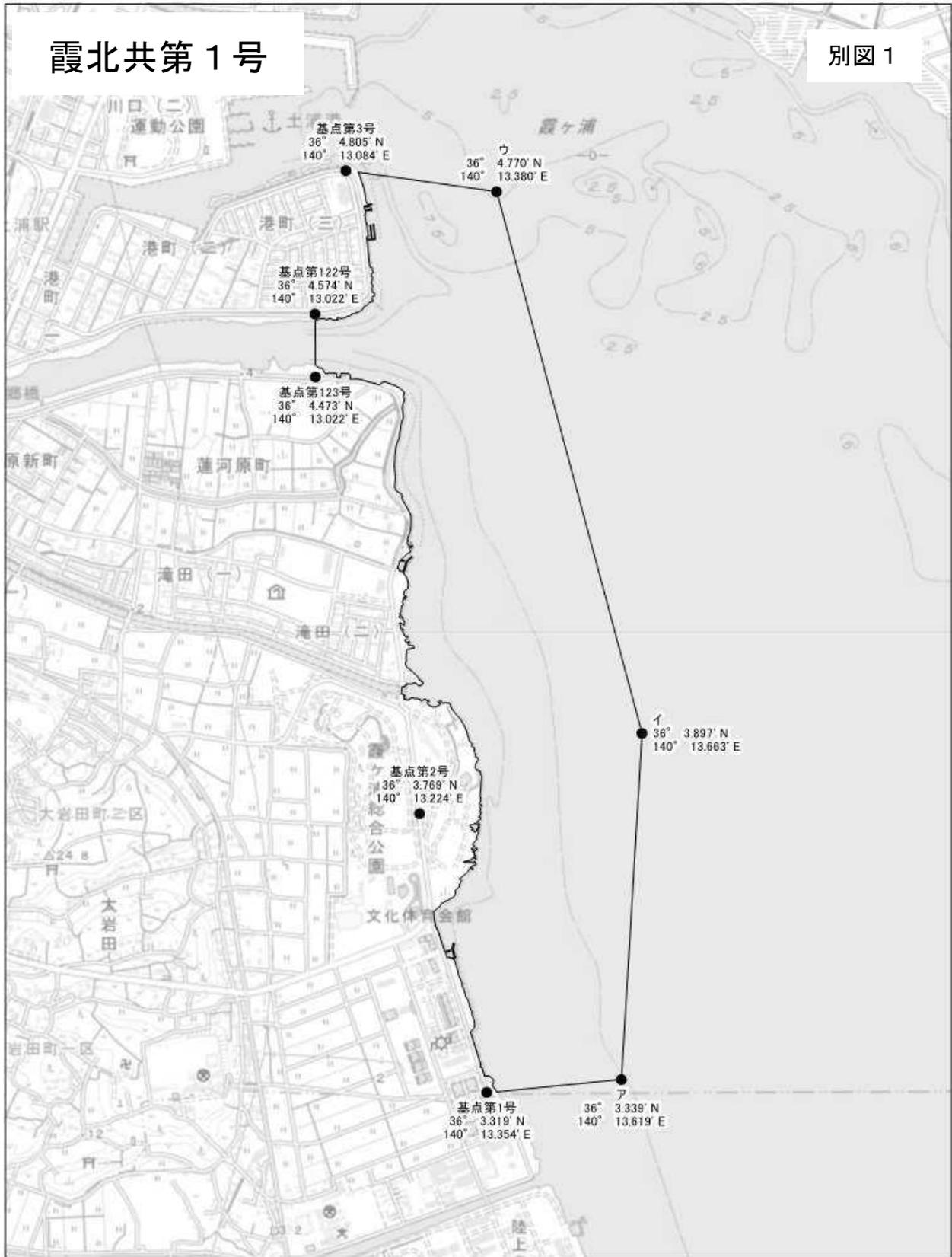
- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県土浦市

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第1号

別図1



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第4号、カ、オ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図2のとおり）

	緯度経度	位置
基点第4号	$36^{\circ} 5.050' N$ $140^{\circ} 13.103' E$	茨城県土浦市湖北二丁目8番地地先に設置した標識
基点第5号	$36^{\circ} 5.188' N$ $140^{\circ} 13.449' E$	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中4.25
基点第6号	$36^{\circ} 4.984' N$ $140^{\circ} 14.207' E$	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中5.50
基点第7号	$36^{\circ} 4.249' N$ $140^{\circ} 14.469' E$	茨城県土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中7.00
基点第8号	$36^{\circ} 4.107' N$ $140^{\circ} 15.888' E$	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
ア	$36^{\circ} 4.996' N$ $140^{\circ} 13.135' E$	基点第4号から154度4分（真方位）110.5メートルの点
イ	$36^{\circ} 4.819' N$ $140^{\circ} 14.043' E$	基点第6号から218度40分（真方位）392メートルの点
ウ	$36^{\circ} 3.925' N$ $140^{\circ} 14.433' E$	基点第7号から185度00分（真方位）600メートルの点
エ	$36^{\circ} 3.919' N$ $140^{\circ} 15.867' E$	基点第8号から185度00分（真方位）350メートルの点
オ	$36^{\circ} 5.043' N$ $140^{\circ} 13.412' E$	基点第5号から191度27分（真方位）273メートルの点
カ	$36^{\circ} 5.053' N$ $140^{\circ} 13.133' E$	基点第4号から83度3分（真方位）45.9メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

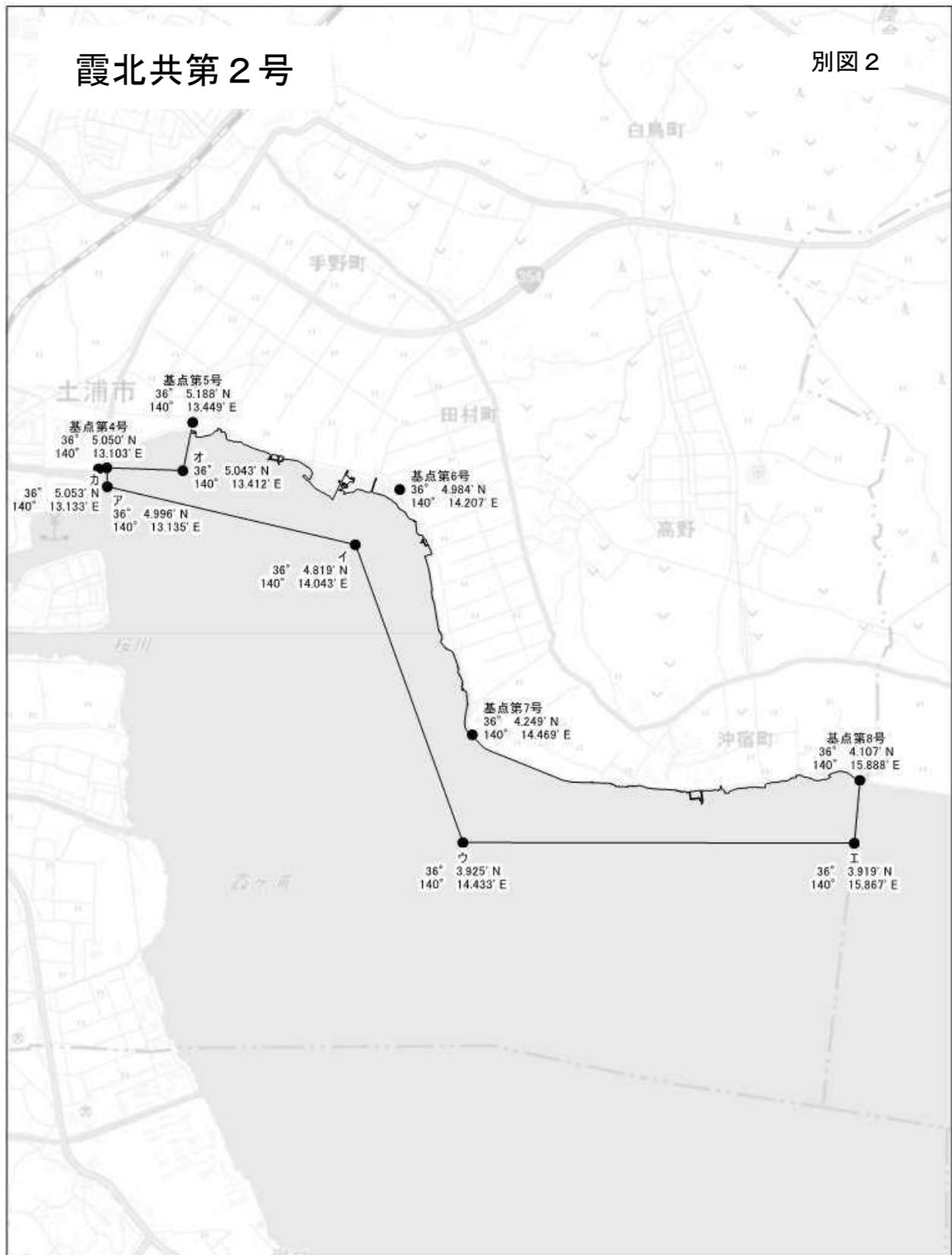
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県土浦市

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第2号

別図2



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県かすみがうら市のうち旧新治郡霞ヶ浦町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線、基点第10号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線、基点第16号、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及び基点第20号の各点を順次に結んだ線並びに基点第21号、ナ、ニ、ヌ、ネ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第119号、ノ、ハ及び基点第120号を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図3のとおり）

	緯度経度	位置
基点第8号	$36^{\circ} 4.107' N$ $140^{\circ} 15.888' E$	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
基点第9号	$36^{\circ} 4.030' N$ $140^{\circ} 16.564' E$	川尻川河口（茨城県かすみがうら市戸崎地先）左岸に設置した禁止区域基点
基点第10号	$36^{\circ} 3.906' N$ $140^{\circ} 16.993' E$	茨城県かすみがうら市加茂地先に設置した禁止区域基点
基点第11号	$36^{\circ} 3.640' N$ $140^{\circ} 17.598' E$	茨城県かすみがうら市加茂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中12.00
基点第12号	$36^{\circ} 4.055' N$ $140^{\circ} 18.767' E$	茨城県かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱
基点第13号	$36^{\circ} 3.645' N$ $140^{\circ} 19.900' E$	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中16.00
基点第14号	$36^{\circ} 3.736' N$ $140^{\circ} 21.552' E$	茨城県かすみがうら市坂字川口に設置した標柱
基点第15号	$36^{\circ} 4.298' N$ $140^{\circ} 22.524' E$	茨城県かすみがうら市坂に設置した保護水面基点
基点第16号	$36^{\circ} 4.811' N$ $140^{\circ} 23.237' E$	茨城県かすみがうら市田伏に設置した保護水面基点
基点第17号	$36^{\circ} 5.158' N$ $140^{\circ} 23.624' E$	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中23.00

基点第18号	<u>36° 5.731' N</u> <u>140° 22.627' E</u>	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 25.00
基点第19号	<u>36° 6.188' N</u> <u>140° 22.961' E</u>	茨城県かすみがうら市柏崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 26.50
基点第20号	<u>36° 6.705' N</u> <u>140° 22.088' E</u>	茨城県かすみがうら市安食と同市柏崎の境界に設置した <u>禁止 区域</u> 基点
基点第21号	<u>36° 6.912' N</u> <u>140° 21.781' E</u>	茨城県かすみがうら市安食地先に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第22号	<u>36° 7.230' N</u> <u>140° 21.035' E</u>	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 30.00
基点第23号	<u>36° 7.371' N</u> <u>140° 20.415' E</u>	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 31.00
基点第24号	<u>36° 7.674' N</u> <u>140° 19.998' E</u>	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界 <u>上</u> の点
基点第119号	<u>36° 3.981' N</u> <u>140° 18.991' E</u>	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 14.50から116度15分(真方位) 157メートルの点に設置した標柱
基点第120号	<u>36° 3.760' N</u> <u>140° 19.493' E</u>	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 15.50から298度15分(真方位) 146.5メートルの点に設置した標 柱
ア	<u>36° 3.919' N</u> <u>140° 15.867' E</u>	基点第8号から185度00分(真方位) 350メートルの点
イ	<u>36° 3.858' N</u> <u>140° 16.468' E</u>	基点第9号から204度00分(真方位) 350メートルの点
ウ	<u>36° 3.561' N</u> <u>140° 16.801' E</u>	基点第10号から204度00分(真方位) 700メートルの点
エ	<u>36° 3.276' N</u> <u>140° 17.331' E</u>	基点第11号から210度35分(真方位) 784メートルの点
オ	<u>36° 3.267' N</u> <u>140° 17.768' E</u>	基点第11号から159度30分(真方位) 735メートルの点
カ	<u>36° 3.845' N</u> <u>140° 18.638' E</u>	基点第12号から206度15分(真方位) 433メートルの点
キ	<u>36° 3.416' N</u> <u>140° 19.892' E</u>	基点第13号から181度20分(真方位) 422メートルの点
ク	<u>36° 3.557' N</u> <u>140° 20.925' E</u>	基点第14号から250度15分(真方位) 998メートルの点
ケ	<u>36° 3.525' N</u> <u>140° 21.517' E</u>	基点第14号から187度30分(真方位) 394メートルの点
コ	<u>36° 3.023' N</u>	基点第14号から155度30分(真方位) 1,445メートルの点

	<u>140° 21.947' E</u>	
サ	<u>36° 3.217' N</u> <u>140° 22.402' E</u>	基点第14号から126度40分（真方位）1,597メートルの点
シ	<u>36° 3.991' N</u> <u>140° 22.796' E</u>	基点第15号から144度00分（真方位）700メートルの点
ス	<u>36° 4.636' N</u> <u>140° 23.392' E</u>	基点第16号から144度00分（真方位）400メートルの点
セ	<u>36° 5.086' N</u> <u>140° 23.854' E</u>	基点第17号から110度40分（真方位）370メートルの点
ソ	<u>36° 5.470' N</u> <u>140° 23.873' E</u>	基点第17号から32度35分（真方位）688メートルの点
タ	<u>36° 5.848' N</u> <u>140° 22.746' E</u>	基点第18号から38度58分（真方位）280メートルの点
チ	<u>36° 6.065' N</u> <u>140° 23.162' E</u>	基点第19号から126度30分（真方位）378メートルの点
ツ	<u>36° 6.226' N</u> <u>140° 23.173' E</u>	基点第19号から77度20分（真方位）326メートルの点
テ	<u>36° 6.344' N</u> <u>140° 23.079' E</u>	基点第19号から31度15分（真方位）338メートルの点
ト	<u>36° 6.862' N</u> <u>140° 22.271' E</u>	基点第20号から43度00分（真方位）400メートルの点
ナ	<u>36° 7.050' N</u> <u>140° 21.941' E</u>	基点第21号から43度00分（真方位）350メートルの点
ニ	<u>36° 7.461' N</u> <u>140° 21.022' E</u>	基点第22号から357度05分（真方位）428メートルの点
ヌ	<u>36° 7.552' N</u> <u>140° 20.491' E</u>	基点第23号から18度31分（真方位）355メートルの点
ネ	<u>36° 7.740' N</u> <u>140° 20.152' E</u>	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
ノ	<u>36° 3.839' N</u> <u>140° 18.895' E</u>	基点第119号から208度30分（真方位）300メートルの点
ハ	<u>36° 3.618' N</u> <u>140° 19.397' E</u>	基点第120号から208度30分（真方位）300メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

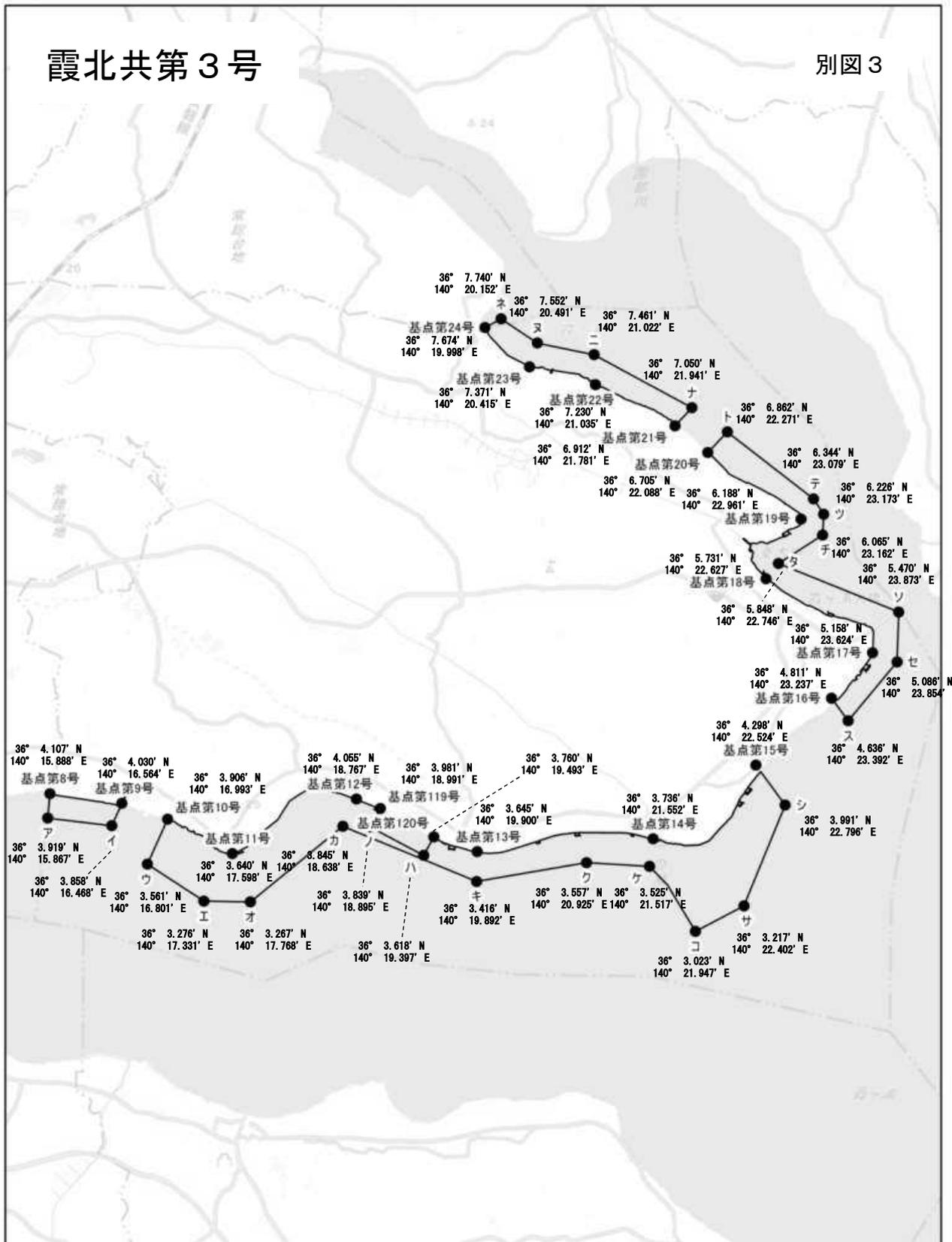
4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

- 6 関係地区 茨城県かすみがうら市のうち旧新治郡霞ヶ浦町
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第3号

# 別図3



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先

(3) 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市並びに小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のサ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く（別図4のとおり）

	緯度経度	位置
基点第24号	$36^{\circ} 7.674' N$ $140^{\circ} 19.998' E$	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界上の点
基点第25号	$36^{\circ} 8.056' N$ $140^{\circ} 20.175' E$	茨城県石岡市井関地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中32.75
基点第26号	$36^{\circ} 8.676' N$ $140^{\circ} 19.240' E$	茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中35.00
基点第27号	$36^{\circ} 8.905' N$ $140^{\circ} 18.755' E$	茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱
基点第28号	$36^{\circ} 9.450' N$ $140^{\circ} 19.289' E$	茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱
基点第29号	$36^{\circ} 9.021' N$ $140^{\circ} 20.029' E$	茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左31.50
基点第30号	$36^{\circ} 8.861' N$ $140^{\circ} 20.202' E$	茨城県小美玉市下玉里字下滝地先に設置した標柱
基点第31号	$36^{\circ} 8.378' N$ $140^{\circ} 20.551' E$	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左30.00
基点第32号	$36^{\circ} 8.953' N$ $140^{\circ} 21.418' E$	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
ア	$36^{\circ} 7.740' N$ $140^{\circ} 20.152' E$	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
イ	$36^{\circ} 8.192' N$ $140^{\circ} 20.429' E$	基点第25号から56度15分（真方位）457メートルの点
ウ	$36^{\circ} 8.940' N$	基点第26号から29度37分（真方位）564メートルの点

	<u>140° 19.427' E</u>	
エ	<u>36° 8.814' N</u> <u>140° 19.252' E</u>	基点第26号から3度48分（真方位）256メートルの点
オ	<u>36° 9.013' N</u> <u>140° 18.864' E</u>	基点第27号から39度00分（真方位）258メートルの点
カ	<u>36° 9.282' N</u> <u>140° 19.120' E</u>	基点第28号から219度00分（真方位）400メートルの点
キ	<u>36° 8.789' N</u> <u>140° 20.103' E</u>	基点第30号から228度00分（真方位）200メートルの点
ク	<u>36° 8.681' N</u> <u>140° 19.953' E</u>	基点第30号から228度00分（真方位）500メートルの点
ケ	<u>36° 8.228' N</u> <u>140° 20.512' E</u>	基点第31号から191度35分（真方位）284メートルの点
コ	<u>36° 7.990' N</u> <u>140° 21.751' E</u>	基点第32号から164度00分（真方位）1,850メートルの点
サ	<u>36° 9.011' N</u> <u>140° 20.036' E</u>	基点第29号から148度28分（真方位）20メートルの点
シ	<u>36° 9.002' N</u> <u>140° 20.052' E</u>	基点第29号から134度23分（真方位）48メートルの点
ス	<u>36° 8.999' N</u> <u>140° 20.048' E</u>	基点第29号から144度17分（真方位）49メートルの点
セ	<u>36° 9.010' N</u> <u>140° 20.035' E</u>	基点第29号から157度15分（真方位）21メートルの点

### 3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

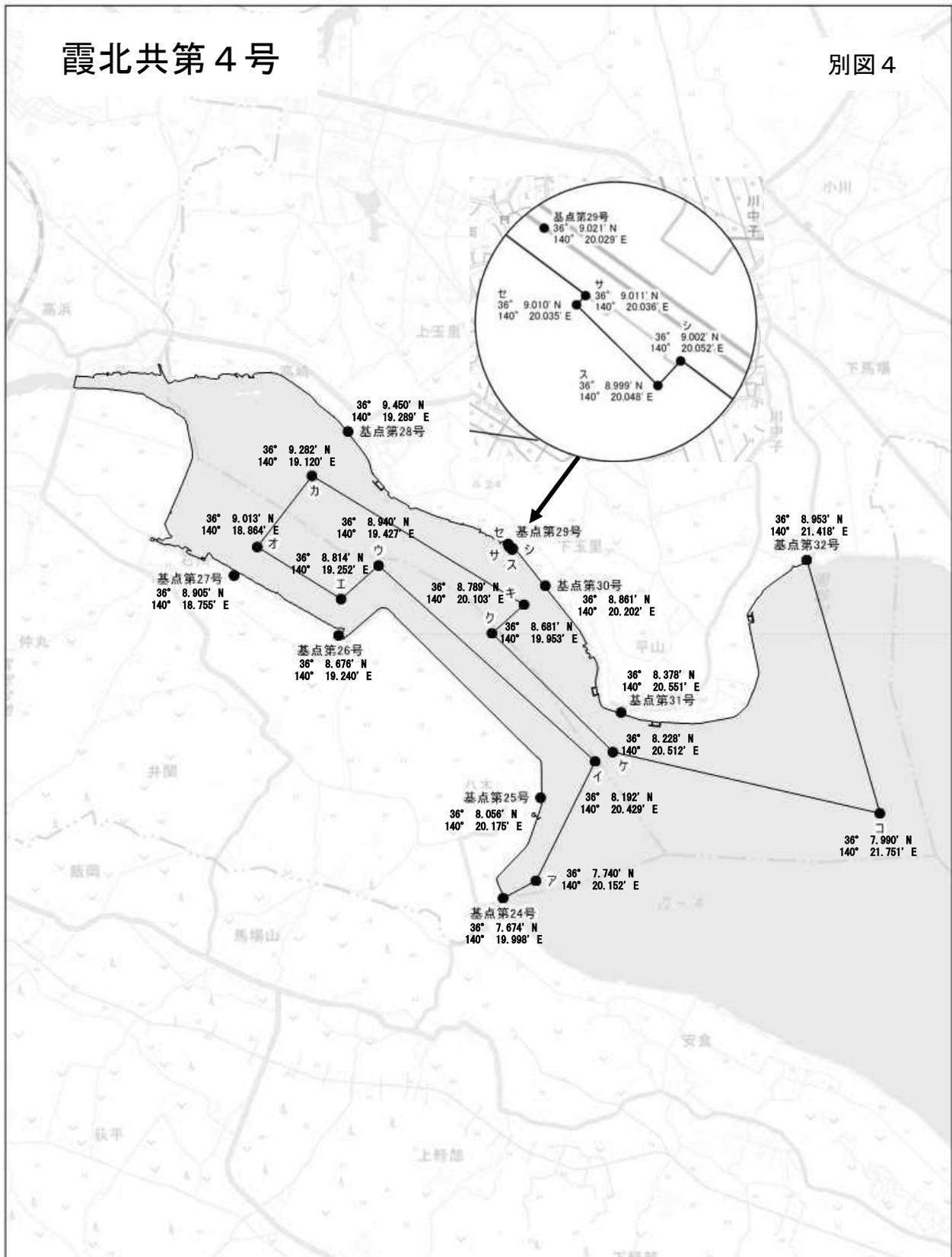
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第4号

# 別図4



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先

(3) 漁場の区域

次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線並びに基点第35号、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図5のとおり）

	緯度経度	位置
基点第32号	$36^{\circ} 8.953' N$ $140^{\circ} 21.418' E$	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
基点第33号	$36^{\circ} 8.970' N$ $140^{\circ} 21.923' E$	茨城県行方市沖洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左27.00
基点第34号	$36^{\circ} 8.204' N$ $140^{\circ} 22.991' E$	茨城県行方市羽生地先に設置した禁止区域基点
基点第35号	$36^{\circ} 7.943' N$ $140^{\circ} 23.093' E$	茨城県行方市八木蒔地先に設置した禁止区域基点
基点第36号	$36^{\circ} 7.431' N$ $140^{\circ} 23.687' E$	茨城県行方市八木蒔地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左23.00
基点第37号	$36^{\circ} 6.941' N$ $140^{\circ} 23.952' E$	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左22.00
基点第38号	$36^{\circ} 6.316' N$ $140^{\circ} 23.794' E$	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
ア	$36^{\circ} 8.771' N$ $140^{\circ} 21.481' E$	基点第32号から164度00分（真方位）350メートルの点
イ	$36^{\circ} 8.788' N$ $140^{\circ} 21.988' E$	基点第33号から163度30分（真方位）350メートルの点
ウ	$36^{\circ} 8.095' N$ $140^{\circ} 22.801' E$	基点第34号から234度30分（真方位）350メートルの点
エ	$36^{\circ} 7.803' N$ $140^{\circ} 22.848' E$	基点第35号から234度30分（真方位）450メートルの点
オ	$36^{\circ} 7.444' N$	基点第36号から272度55分（真方位）443メートルの点

	<u>140° 23.393' E</u>	
カ	<u>36° 6.759' N</u> <u>140° 23.761' E</u>	基点第37号から220度00分（真方位）442メートルの点
キ	<u>36° 6.512' N</u> <u>140° 23.615' E</u>	基点第38号から323度00分（真方位）450メートルの点
ク	<u>36° 6.283' N</u> <u>140° 23.564' E</u>	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

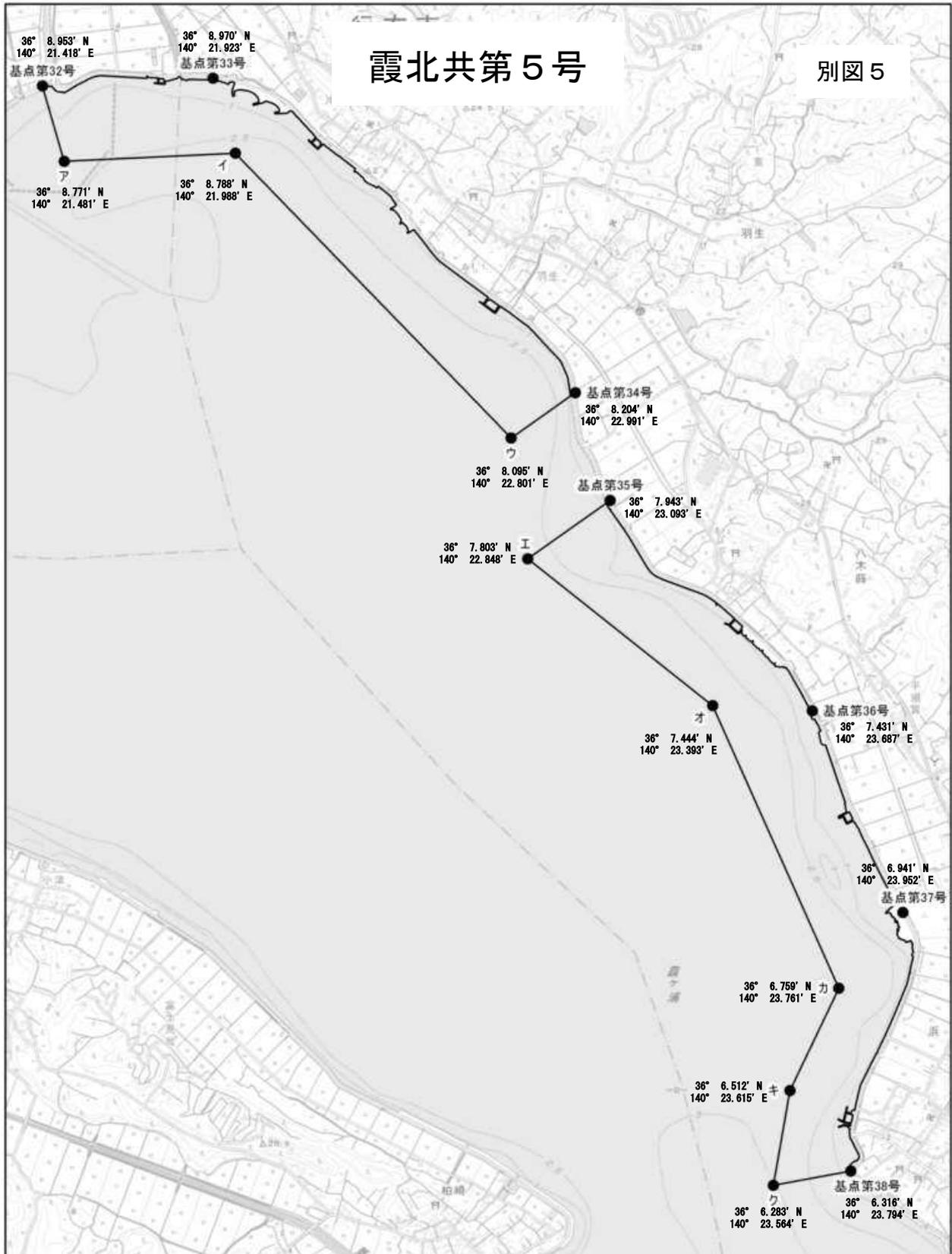
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第5号

別図5



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先

(3) 漁場の区域

次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図6のとおり）

	緯度経度	位置
基点第38号	<u>36° 6.316' N</u> <u>140° 23.794' E</u>	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
基点第39号	<u>36° 6.087' N</u> <u>140° 24.093' E</u>	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.00
基点第40号	<u>36° 5.326' N</u> <u>140° 24.863' E</u>	茨城県行方市玉造甲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左18.00
基点第41号	<u>36° 4.429' N</u> <u>140° 25.081' E</u>	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.25
基点第42号	<u>36° 2.949' N</u> <u>140° 26.321' E</u>	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
ア	<u>36° 6.283' N</u> <u>140° 23.564' E</u>	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点
イ	<u>36° 6.077' N</u> <u>140° 23.824' E</u>	基点第39号から267度15分（真方位）405メートルの点
ウ	<u>36° 5.555' N</u> <u>140° 23.913' E</u>	基点第39号から195度02分（真方位）1,020メートルの点
エ	<u>36° 5.144' N</u> <u>140° 24.786' E</u>	基点第40号から198度40分（真方位）356メートルの点
オ	<u>36° 4.806' N</u> <u>140° 24.669' E</u>	基点第41号から318度07分（真方位）932メートルの点
カ	<u>36° 4.265' N</u> <u>140° 24.761' E</u>	基点第41号から237度22分（真方位）568メートルの点
キ	<u>36° 4.063' N</u> <u>140° 24.857' E</u>	基点第41号から206度02分（真方位）756メートルの点
ク	<u>36° 2.760' N</u>	基点第42号から230度00分（真方位）550メートルの点

	140° 26.039' E	
--	----------------	--

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

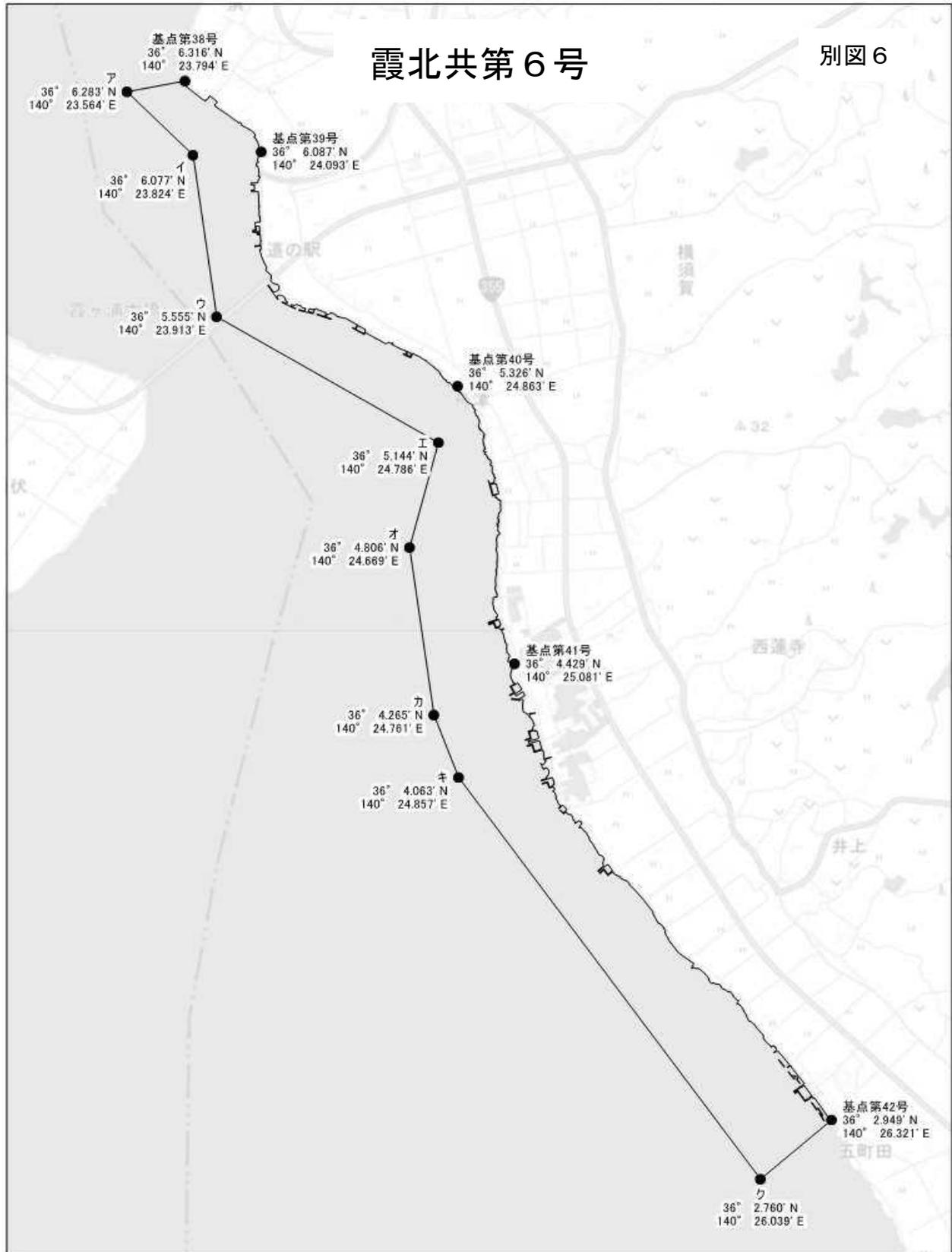
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第6号

別図6



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先

(3) 漁場の区域

次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線、基点第46号、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第121号の各点を順次に結んだ線並びに基点第48号及びセを結んだ線と行方市、潮来市、稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図7のとおり）

	緯度経度	位置
基点第42号	$36^{\circ} 2.949' N$ $140^{\circ} 26.321' E$	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
基点第43号	$36^{\circ} 1.747' N$ $140^{\circ} 27.115' E$	茨城県行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右10.00
基点第44号	$35^{\circ} 59.975' N$ $140^{\circ} 28.232' E$	茨城県行方市島並と同市麻生との境界に設置した標柱
基点第45号	$35^{\circ} 59.568' N$ $140^{\circ} 28.378' E$	茨城県行方市麻生字新田地先に設置した禁止区域基点
基点第46号	$35^{\circ} 59.245' N$ $140^{\circ} 28.481' E$	茨城県行方市麻生字天王崎地先に設置した禁止区域基点
基点第47号	$35^{\circ} 58.458' N$ $140^{\circ} 30.021' E$	茨城県行方市と潮来市との市界に設置した標柱
基点第48号	$35^{\circ} 57.259' N$ $140^{\circ} 31.192' E$	茨城県潮来市上戸芝宿地先に設置した標柱
基点第49号	$35^{\circ} 57.477' N$ $140^{\circ} 29.906' E$	茨城県潮来市と稲敷市との市界上の点
基点第121号	$35^{\circ} 57.503' N$ $140^{\circ} 28.650' E$	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
ア	$36^{\circ} 2.708' N$ $140^{\circ} 25.962' E$	基点第42号から230度00分（真方位）700メートルの点
イ	$36^{\circ} 1.637' N$	基点第43号から245度40分（真方位）500メートルの点

	<u>140° 26.810' E</u>	
ウ	<u>35° 0.007' N</u> <u>140° 27.822' E</u>	基点第44号から275度00分（真方位）618メートルの点
エ	<u>35° 59.441' N</u> <u>140° 27.939' E</u>	基点第45号から250度00分（真方位）700メートルの点
オ	<u>35° 59.229' N</u> <u>140° 28.129' E</u>	基点第46号から266度30分（真方位）530メートルの点
カ	<u>35° 58.919' N</u> <u>140° 28.320' E</u>	基点第46号から201度30分（真方位）650メートルの点
キ	<u>35° 58.575' N</u> <u>140° 29.530' E</u>	基点第47号から286度00分（真方位）770メートルの点
ク	<u>35° 58.340' N</u> <u>140° 29.067' E</u>	基点第47号から261度00分（真方位）1,450メートルの点
ケ	<u>35° 58.019' N</u> <u>140° 29.345' E</u>	基点第47号から231度00分（真方位）1,300メートルの点
コ	<u>35° 58.188' N</u> <u>140° 29.605' E</u>	基点第47号から231度00分（真方位）800メートルの点
サ	<u>35° 57.733' N</u> <u>140° 29.477' E</u>	基点第49号から306度00分（真方位）800メートルの点
シ	<u>35° 57.862' N</u> <u>140° 29.263' E</u>	基点第49号から306度00分（真方位）1,200メートルの点
ス	<u>35° 57.898' N</u> <u>140° 28.758' E</u>	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点
セ	<u>35° 57.138' N</u> <u>140° 31.104' E</u>	基点第48号から210度00分（真方位）の線と対岸との交点

### 3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

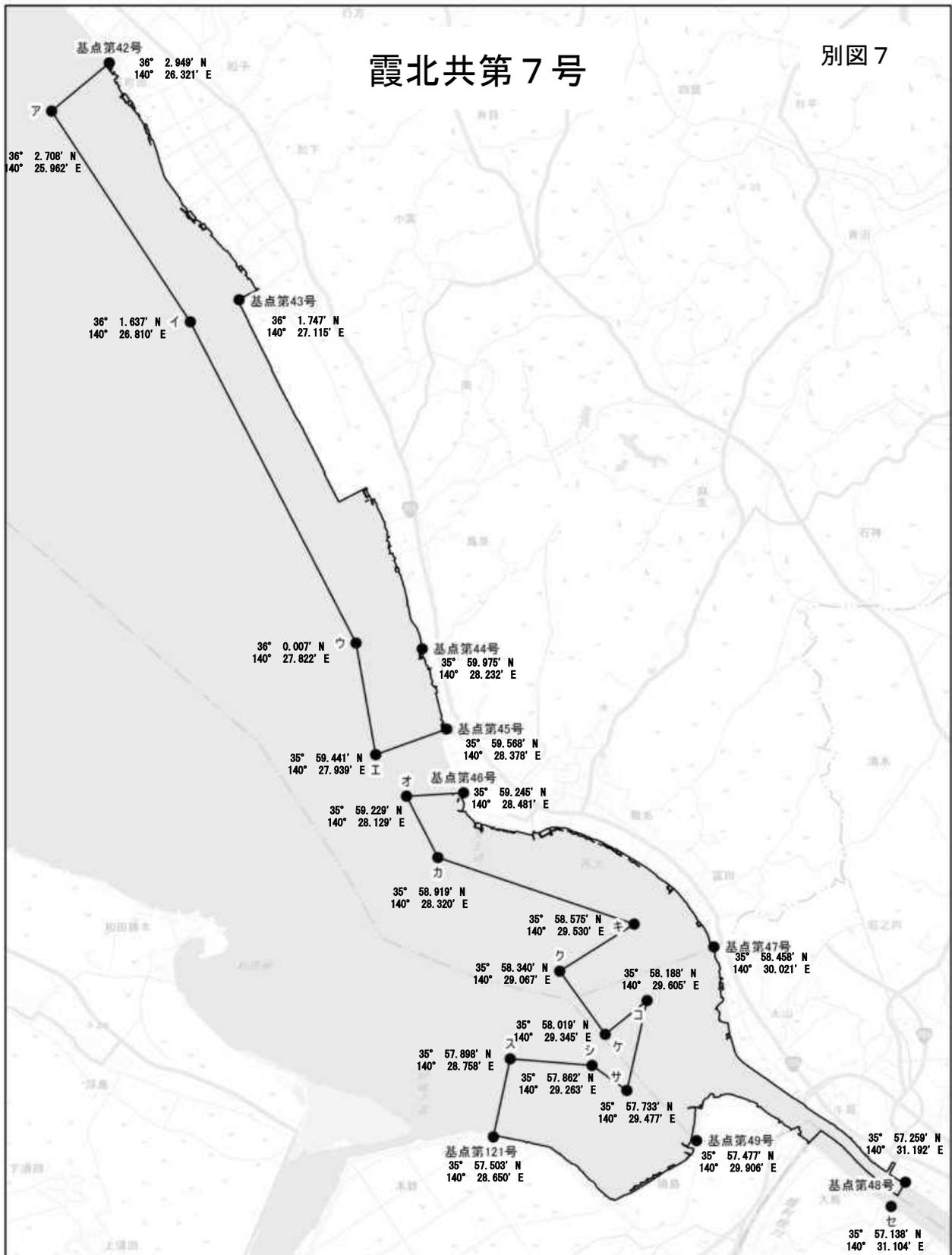
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第7号

別図7



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷市本新、浮島及び西の洲地先

(3) 漁場の区域

次の基点第121号、ア、イ、基点第51号及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第52号、ウ、エ、オ、カ及び基点第55号の各点を順次に結んだ線並びに基点第56号、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図8のとおり）

	緯度経度	位置
基点第121号	<u>35° 57.480' N</u> <u>140° 28.242' E</u>	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
基点第50号	<u>35° 57.590' N</u> <u>140° 28.081' E</u>	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右3.50
基点第51号	<u>35° 57.748' N</u> <u>140° 27.857' E</u>	茨城県稲敷市浮島字尾島妙岐地先に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第52号	<u>35° 57.844' N</u> <u>140° 27.361' E</u>	基点第51号から310度00分（真方位）550メートルの点に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第53号	<u>35° 58.635' N</u> <u>140° 26.796' E</u>	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右9.00
基点第54号	<u>35° 58.976' N</u> <u>140° 25.627' E</u>	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右12.00
基点第55号	<u>35° 59.110' N</u> <u>140° 25.162' E</u>	茨城県稲敷市浮島字才勝地先に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第56号	<u>35° 59.280' N</u> <u>140° 23.969' E</u>	茨城県稲敷市浮島字西の洲と字才勝との字界に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第57号	<u>35° 59.158' N</u> <u>140° 23.898' E</u>	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右16.75
基点第58号	<u>35° 57.503' N</u> <u>140° 28.650' E</u>	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
ア	<u>35° 57.898' N</u> <u>140° 28.758' E</u>	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点

イ	<u>35° 57.942' N</u> <u>140° 28.389' E</u>	基点第51号から35度00分（真方位）800メートルの点
ウ	<u>35° 58.078' N</u> <u>140° 28.146' E</u>	基点第52号から35度00分（真方位）750メートルの点
エ	<u>35° 58.219' N</u> <u>140° 27.551' E</u>	基点第53号から22度00分（真方位）750メートルの点
オ	<u>35° 58.854' N</u> <u>140° 27.476' E</u>	基点第54号から68度00分（真方位）1,100メートルの点
カ	<u>35° 59.382' N</u> <u>140° 25.812' E</u>	基点第55号から20度00分（真方位）800メートルの点
キ	<u>35° 59.551' N</u> <u>140° 25.364' E</u>	基点第56号から20度00分（真方位）870メートルの点
ク	<u>35° 59.843' N</u> <u>140° 24.505' E</u>	基点第57号から37度22分（真方位）1,315メートルの点
ケ	<u>35° 59.808' N</u> <u>140° 23.873' E</u>	基点第57号から351度16分（真方位）987メートルの点
コ	<u>35° 59.508' N</u> <u>140° 23.441' E</u>	基点第57号から297度39分（真方位）899メートルの点
サ	<u>35° 59.271' N</u> <u>140° 23.524' E</u>	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

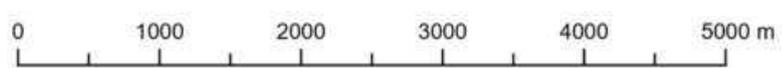
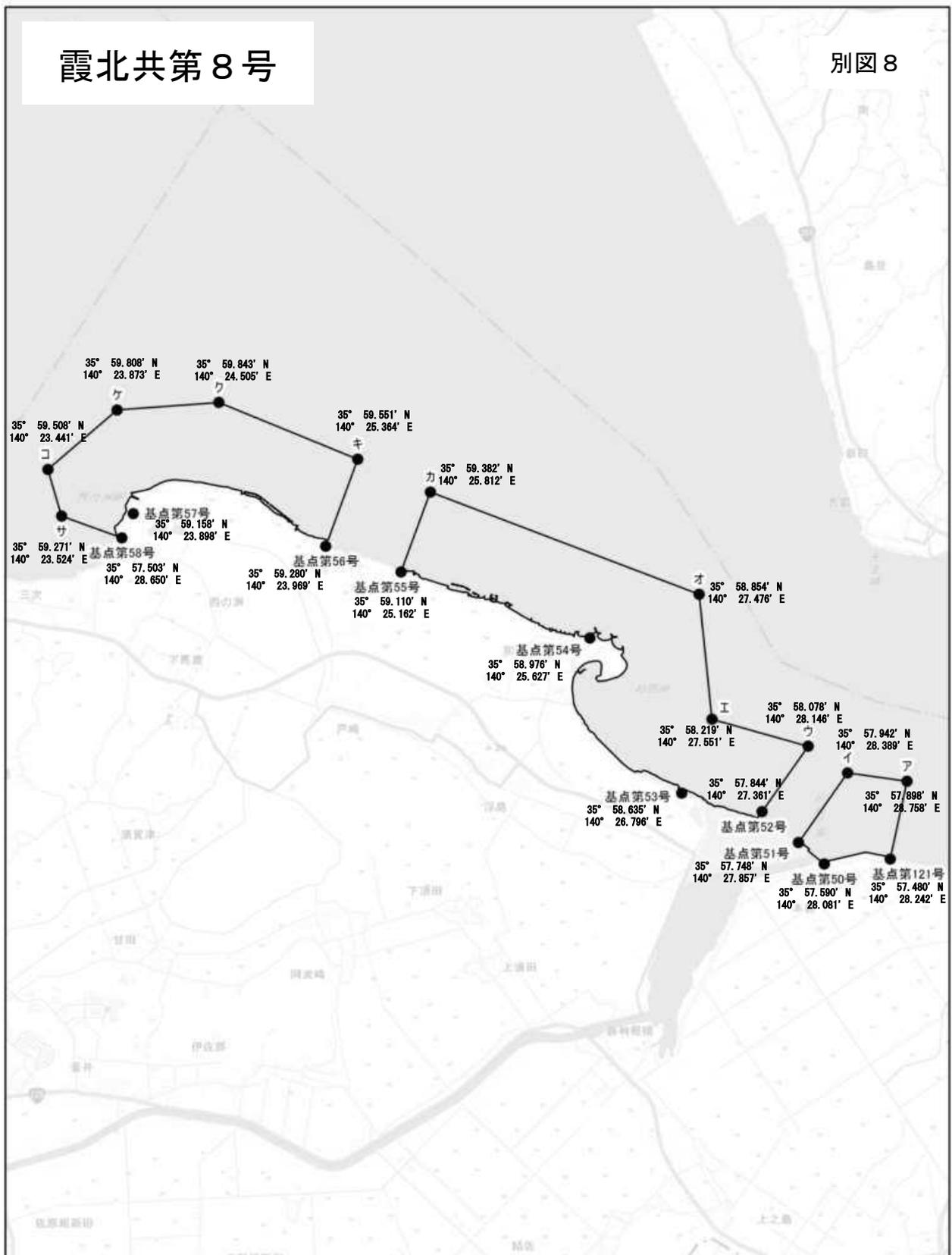
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県稲敷市浮島

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第8号

別図8



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図9のとおり）

	緯度経度	位置
基点第58号	<u>35° 59.158' N</u> <u>140° 23.898' E</u>	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
基点第59号	<u>35° 59.004' N</u> <u>140° 22.094' E</u>	茨城県稲敷市飯出地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右20.00
基点第60号	<u>35° 59.741' N</u> <u>140° 21.543' E</u>	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
ア	<u>35° 59.271' N</u> <u>140° 23.524' E</u>	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点
イ	<u>35° 59.220' N</u> <u>140° 22.096' E</u>	基点第59号から0度00分（真方位）400メートルの点
ウ	<u>35° 59.393' N</u> <u>140° 21.602' E</u>	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

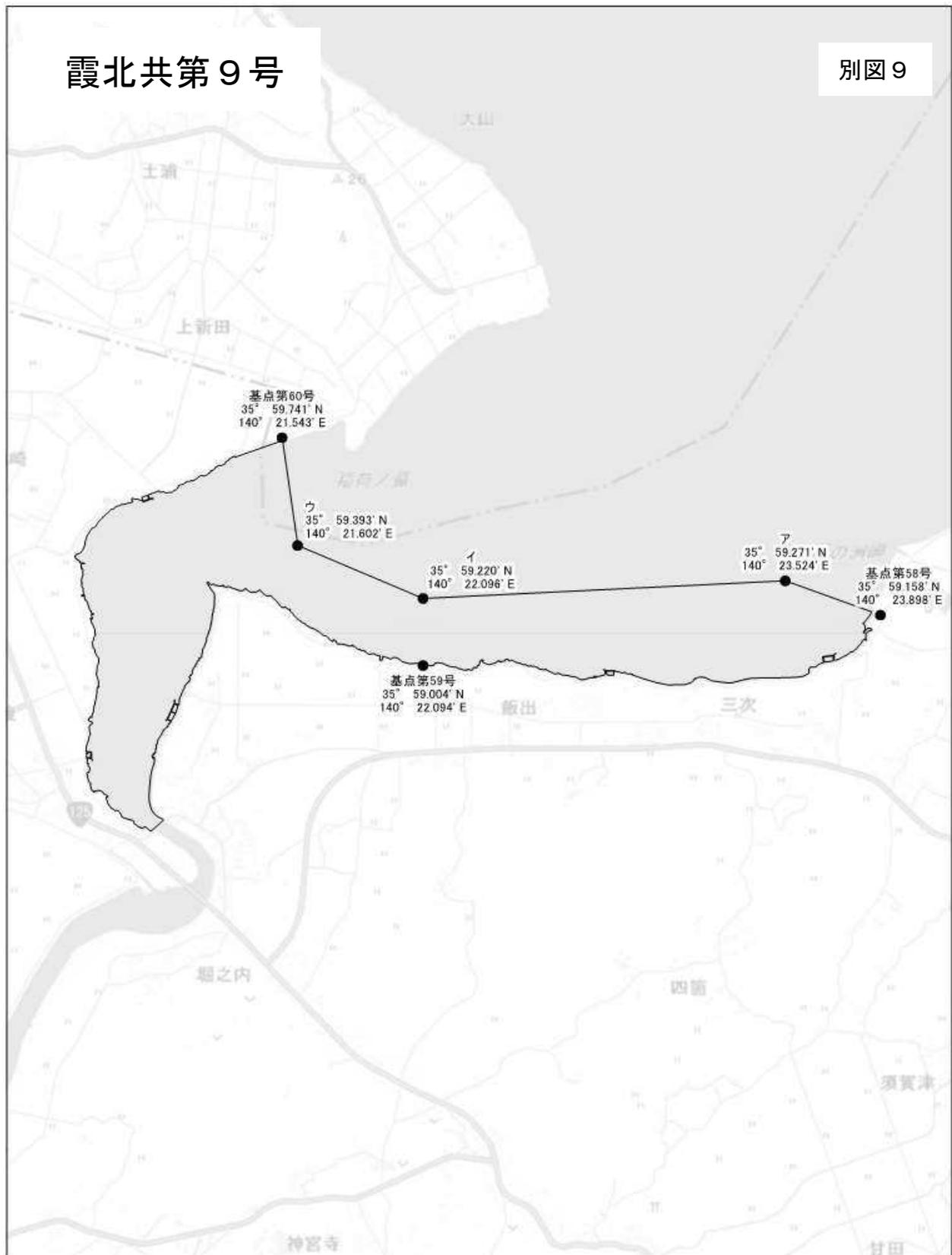
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出及び古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第9号

別図9



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 10 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷郡美浦村地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 60 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 62 号の各点を順次に結んだ線、基点第 63 号、オ、カ、キ及び基点第 64 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 65 号、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第 66 号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 10 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点第60号	$35^{\circ} 59.741' N$ $140^{\circ} 21.543' E$	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
基点第61号	$36^{\circ} 0.167' N$ $140^{\circ} 22.586' E$	茨城県稲敷郡美浦村大山地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右28.25
基点第62号	$36^{\circ} 1.138' N$ $140^{\circ} 21.507' E$	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字一斗内地先に設置した保護水面基点
基点第63号	$36^{\circ} 1.289' N$ $140^{\circ} 21.338' E$	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字内出地先に設置した保護水面基点
基点第64号	$36^{\circ} 1.817' N$ $140^{\circ} 19.013' E$	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字塚下地先に設置した禁止区域基点
基点第65号	$36^{\circ} 1.822' N$ $140^{\circ} 18.613' E$	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字小作地先に設置した禁止区域基点
基点第66号	$36^{\circ} 2.061' N$ $140^{\circ} 16.183' E$	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
ア	$35^{\circ} 59.393' N$ $140^{\circ} 21.602' E$	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点
イ	$36^{\circ} 0.165' N$ $140^{\circ} 23.118' E$	基点第61号から90度00分（真方位）800メートルの点
ウ	$36^{\circ} 0.739' N$ $140^{\circ} 23.030' E$	基点第61号から32度00分（真方位）1,250メートルの点
エ	$36^{\circ} 1.442' N$ $140^{\circ} 21.885' E$	基点第62号から45度00分（真方位）800メートルの点

オ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{1.513' N}{21.616' E}$	基点第63号から45度00分（真方位）588メートルの点
カ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.121' N}{21.392' E}$	基点第63号から2度42分10秒（真方位）1,541メートルの点
キ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.050' N}{19.181' E}$	基点第64号から30度00分（真方位）500メートルの点
ク	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.333' N}{19.083' E}$	基点第65号から36度30分（真方位）1,180メートルの点
ケ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.309' N}{18.616' E}$	基点第65号から0度00分（真方位）900メートルの点
コ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{1.900' N}{17.954' E}$	基点第65号から278度00分（真方位）1,000メートルの点
サ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.356' N}{16.819' E}$	基点第66号から60度00分（真方位）1,100メートルの点
シ	$\frac{36^\circ}{140^\circ} \frac{2.383' N}{16.233' E}$	基点第66号から7度00分（真方位）600メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

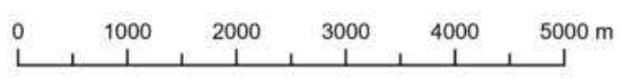
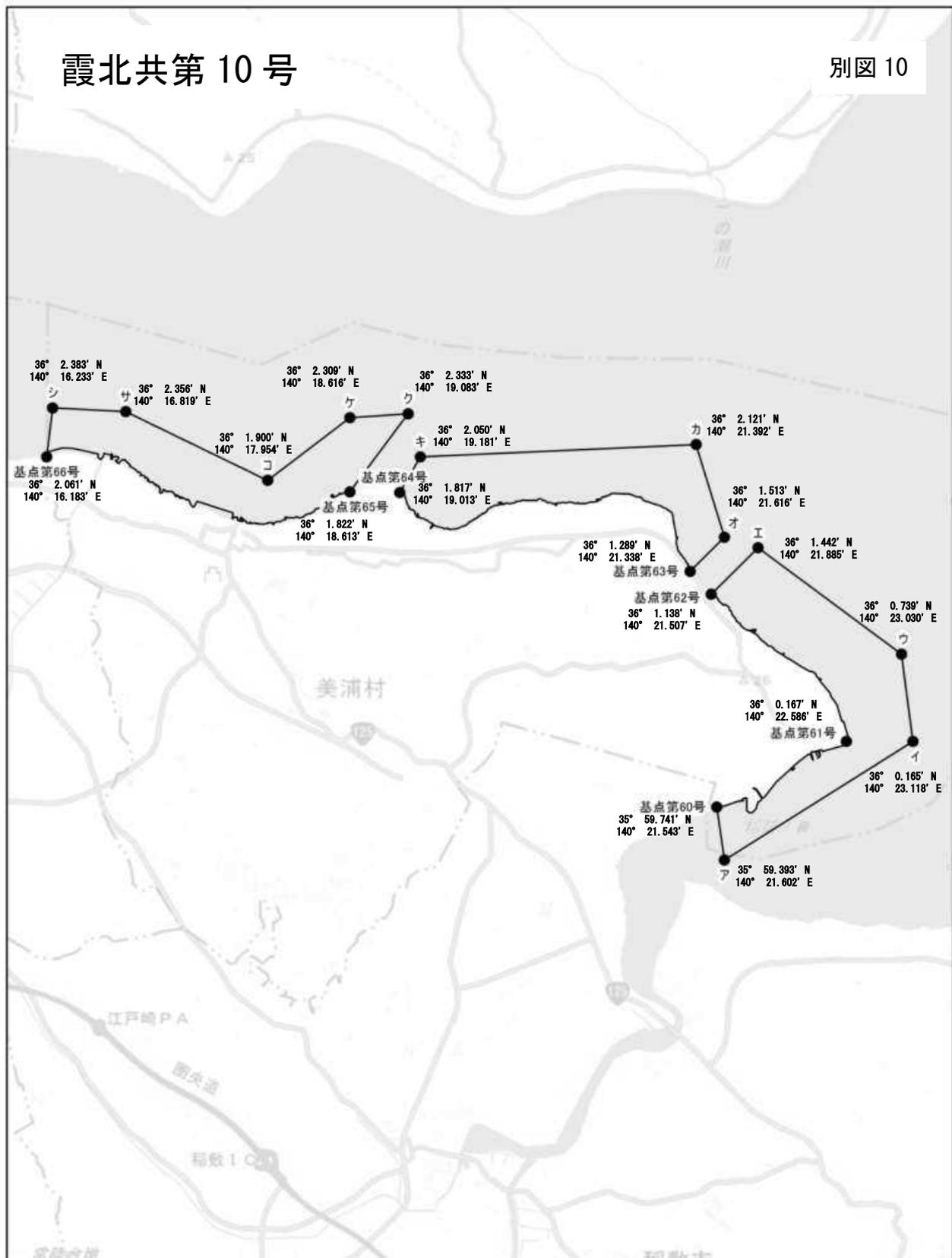
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県稲敷郡美浦村

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 10 号

別図 10



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷郡阿見町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 66 号、ア、イ、ウ及び基点第 1 号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 11 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点第 66 号	<u>36° 2.061' N</u> <u>140° 16.183' E</u>	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
基点第 67 号	<u>36° 2.786' N</u> <u>140° 13.652' E</u>	<u>水天宮（茨城県稲敷郡阿見町廻戸地先）の祠</u>
基点第 1 号	<u>36° 3.319' N</u> <u>140° 13.354' E</u>	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界上の点
ア	<u>36° 2.329' N</u> <u>140° 16.225' E</u>	基点第 66 号から 7 度 00 分（真方位）500メートルの点
イ	<u>36° 2.870' N</u> <u>140° 13.972' E</u>	基点第 67 号から <u>71 度 46 分（真方位）505メートルの点</u>
ウ	<u>36° 3.342' N</u> <u>140° 13.653' E</u>	基点第 1 号から 84 度 30 分（真方位）450メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

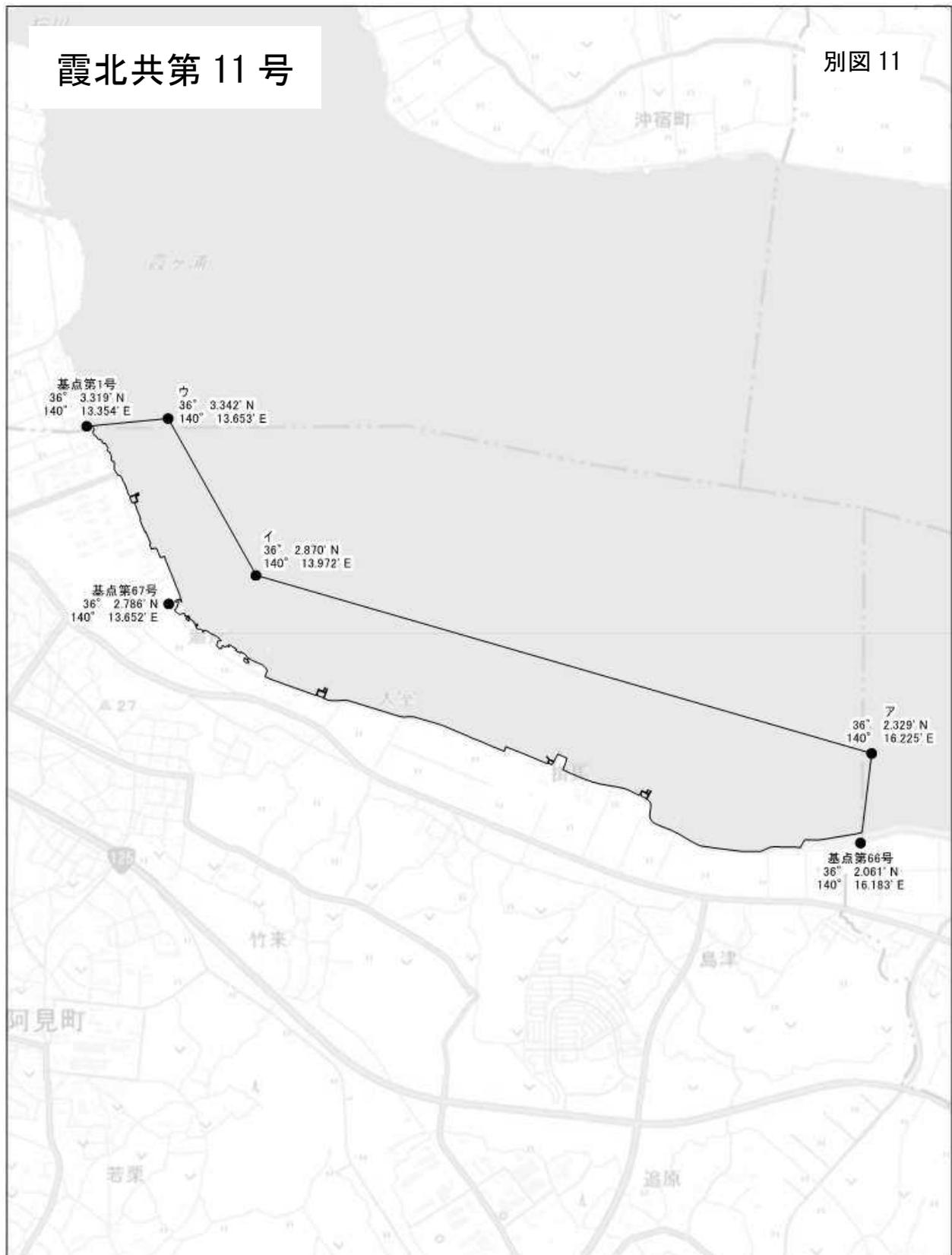
5 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

6 関係地区 茨城県稲敷郡阿見町

7 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

# 霞北共第 11 号

別図 11



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先

(3) 漁場の区域

次の基点第68号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第71号の各点を順次に結んだ線と潮来市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図12のとおり）

	緯度経度	位置
基点第68号	<u>35° 57.448' N</u> <u>140° 36.169' E</u>	茨城県潮来市洲崎地先に設置した標識
基点第69号	<u>35° 57.628' N</u> <u>140° 35.541' E</u>	茨城県潮来市下田地先の国土交通省北浦キロ杭右1.00
基点第70号	<u>35° 58.812' N</u> <u>140° 35.057' E</u>	茨城県潮来市水原地先の国土交通省北浦キロ杭右4.00
基点第71号	<u>36° 0.153' N</u> <u>140° 33.500' E</u>	茨城県潮来市大生地先に設置した <u>禁止区域</u> 基点
ア	<u>35° 57.600' N</u> <u>140° 36.359' E</u>	基点第68号から45度00分（真方位）400メートルの点
イ	<u>35° 57.788' N</u> <u>140° 36.061' E</u>	基点第68号から345度00分（真方位）650メートルの点
ウ	<u>35° 57.859' N</u> <u>140° 35.526' E</u>	基点第69号から356度30分（真方位）428メートルの点
エ	<u>35° 58.579' N</u> <u>140° 35.034' E</u>	基点第70号から184度10分（真方位）432メートルの点
オ	<u>35° 58.559' N</u> <u>140° 35.464' E</u>	基点第70号から126度55分（真方位）770メートルの点
カ	<u>35° 58.903' N</u> <u>140° 35.632' E</u>	基点第70号から78度33分（真方位）880メートルの点
キ	<u>36° 0.342' N</u> <u>140° 33.737' E</u>	基点第71号から45度00分（真方位）500メートルの点

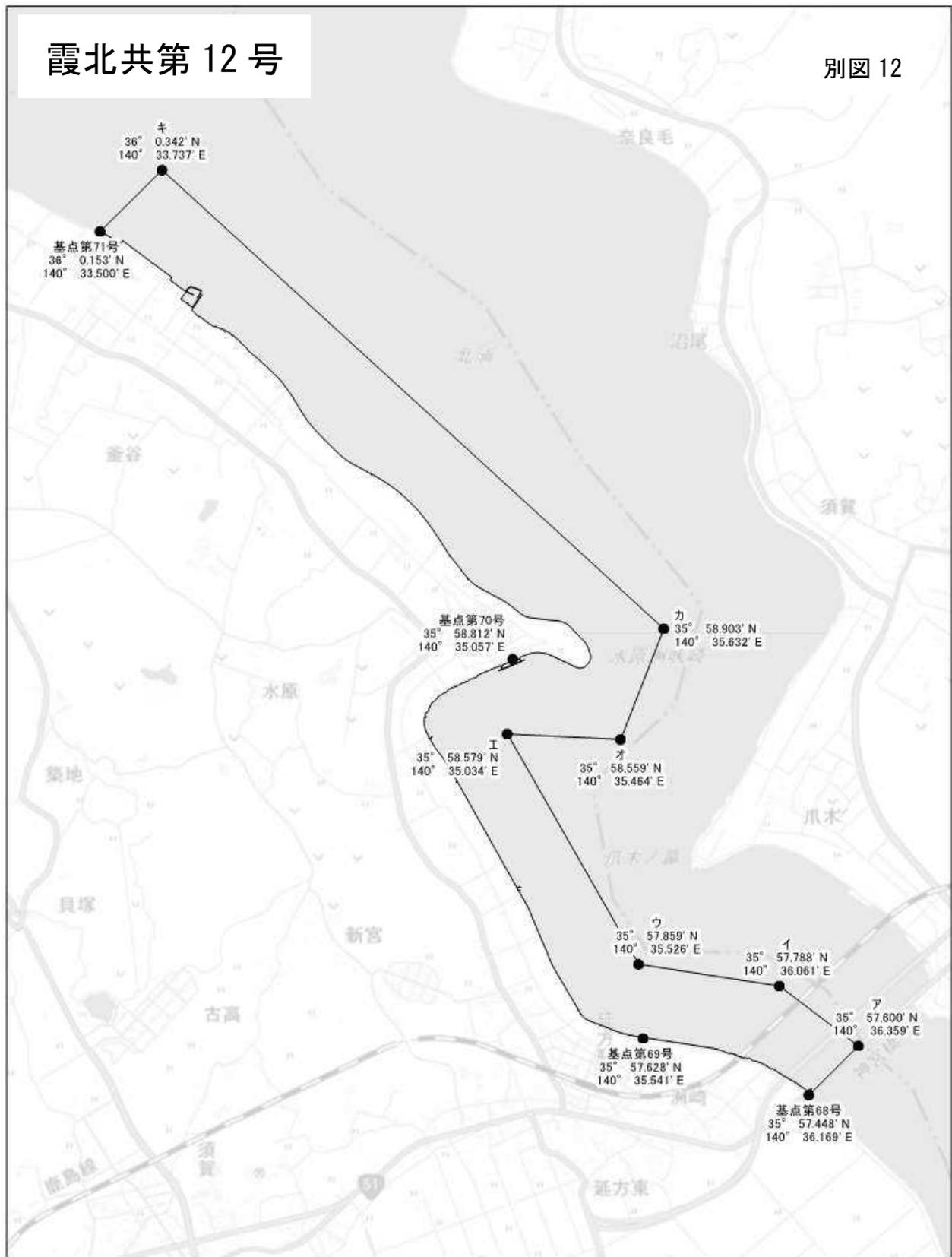
3 制限又は条件

- (1) 船舶の航行を妨げてはならない。

- 4 免許予定日 令和5年9月1日
- 5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- 6 関係地区 茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 12 号

別図 12



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先

(3) 漁場の区域

次の基点第73号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第80号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図13のとおり）

	緯度経度	位置
基点第73号	$36^{\circ} 0.709' N$ $140^{\circ} 32.615' E$	茨城県行方市宇崎地先に設置した <u>禁止区域</u> 基点
基点第74号	$36^{\circ} 0.963' N$ $140^{\circ} 33.107' E$	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 13.00
基点第75号	$36^{\circ} 1.848' N$ $140^{\circ} 33.458' E$	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 15.00
基点第76号	$36^{\circ} 1.977' N$ $140^{\circ} 32.849' E$	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 16.00
基点第77号	$36^{\circ} 2.391' N$ $140^{\circ} 32.768' E$	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 18.00
基点第78号	$36^{\circ} 2.517' N$ $140^{\circ} 33.271' E$	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 19.00
基点第79号	$36^{\circ} 2.891' N$ $140^{\circ} 33.111' E$	茨城県行方市天掛地先の国土交通省北浦キロ <u>杭右</u> 20.00
基点第80号	$36^{\circ} 3.041' N$ $140^{\circ} 32.947' E$	茨城県行方市天掛地先に設置した保護水面基点
ア	$36^{\circ} 0.546' N$ $140^{\circ} 32.921' E$	基点第73号から122度50分（真方位）550メートルの点
イ	$36^{\circ} 0.939' N$ $140^{\circ} 33.397' E$	基点第74号から95度20分（真方位）438メートルの点
ウ	$36^{\circ} 1.709' N$ $140^{\circ} 33.819' E$	基点第75号から115度00分（真方位）600メートルの点
エ	$36^{\circ} 1.909' N$ $140^{\circ} 33.748' E$	基点第75号から75度00分（真方位）450メートルの点
オ	$36^{\circ} 2.074' N$	基点第75号から335度00分（真方位）460メートルの点

	<u>140° 33.331' E</u>	
カ	<u>36° 2.049' N</u> <u>140° 33.100' E</u>	基点第76号から70度00分（真方位）400メートルの点
キ	<u>36° 2.242' N</u> <u>140° 32.675' E</u>	基点第77号から206度30分（真方位）309メートルの点
ク	<u>36° 2.244' N</u> <u>140° 32.802' E</u>	基点第77号から169度00分（真方位）278メートルの点
ケ	<u>36° 2.112' N</u> <u>140° 33.065' E</u>	基点第77号から138度41分（真方位）683メートルの点
コ	<u>36° 2.197' N</u> <u>140° 33.285' E</u>	基点第78号から177度32分（真方位）593メートルの点
サ	<u>36° 2.832' N</u> <u>140° 33.672' E</u>	基点第79号から97度00分（真方位）850メートルの点
シ	<u>36° 3.138' N</u> <u>140° 33.107' E</u>	基点第80号から52度45分（真方位）300メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

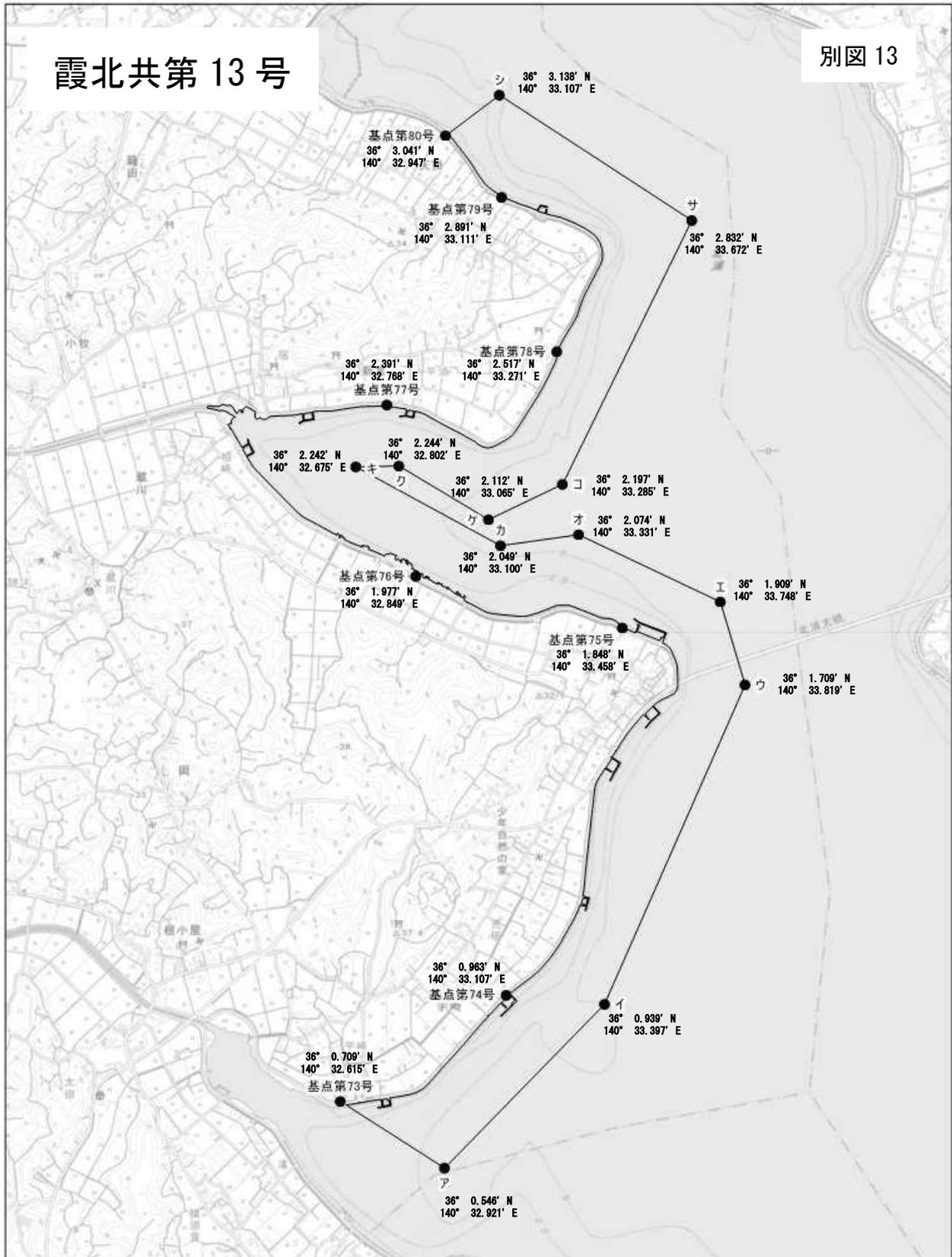
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 13 号

別図 13



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 81 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及び基点第 88 号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 14 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第81号	$36^{\circ} 3.411' N$ $140^{\circ} 32.812' E$	茨城県行方市吉川地先に設置した保護水面基点
基点第82号	$36^{\circ} 4.409' N$ $140^{\circ} 32.266' E$	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右26.00
基点第83号	$36^{\circ} 4.927' N$ $140^{\circ} 32.192' E$	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右27.00
基点第84号	$36^{\circ} 5.343' N$ $140^{\circ} 32.043' E$	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右28.00
基点第85号	$36^{\circ} 5.990' N$ $140^{\circ} 31.531' E$	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右30.00
基点第86号	$36^{\circ} 6.281' N$ $140^{\circ} 31.556' E$	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右31.00
基点第87号	$36^{\circ} 6.720' N$ $140^{\circ} 31.558' E$	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右32.00
基点第88号	$36^{\circ} 7.309' N$ $140^{\circ} 31.233' E$	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
ア	$36^{\circ} 3.366' N$ $140^{\circ} 33.072' E$	基点第81号から101度42分（真方位）400メートルの点
イ	$36^{\circ} 3.720' N$ $140^{\circ} 33.136' E$	基点第81号から40度00分（真方位）750メートルの点
ウ	$36^{\circ} 4.117' N$ $140^{\circ} 32.119' E$	基点第82号から201度50分（真方位）583メートルの点
エ	$36^{\circ} 4.329' N$	基点第82号から112度24分（真方位）379メートルの点

	<u>140° 32.498' E</u>	
オ	<u>36° 4.708' N</u> <u>140° 32.306' E</u>	基点第 83 号から 156 度 39 分（真方位）440 メートルの点
カ	<u>36° 4.959' N</u> <u>140° 32.324' E</u>	基点第83号から73度00分（真方位）206メートルの点
キ	<u>36° 5.155' N</u> <u>140° 32.419' E</u>	基点第84号から121度15分（真方位）663メートルの点
ク	<u>36° 5.267' N</u> <u>140° 32.355' E</u>	基点第84号から106度20分（真方位）490メートルの点
ケ	<u>36° 5.525' N</u> <u>140° 31.996' E</u>	基点第84号から347度42分（真方位）343メートルの点
コ	<u>36° 5.731' N</u> <u>140° 31.459' E</u>	基点第85号から192度14分（真方位）491メートルの点
サ	<u>36° 5.996' N</u> <u>140° 31.751' E</u>	基点第85号から87度40分（真方位）331メートルの点
シ	<u>36° 6.049' N</u> <u>140° 32.019' E</u>	基点第86号から121度15分（真方位）815メートルの点
ス	<u>36° 6.234' N</u> <u>140° 31.993' E</u>	基点第86号から97度09分（真方位）661メートルの点
セ	<u>36° 6.444' N</u> <u>140° 31.542' E</u>	基点第86号から355度30分（真方位）303メートルの点
ソ	<u>36° 6.785' N</u> <u>140° 31.821' E</u>	基点第87号から72度52分（真方位）412メートルの点
タ	<u>36° 6.917' N</u> <u>140° 31.832' E</u>	基点第87号から48度15分（真方位）549メートルの点
チ	<u>36° 7.332' N</u> <u>140° 31.364' E</u>	基点第88号から77度44分（真方位）200メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

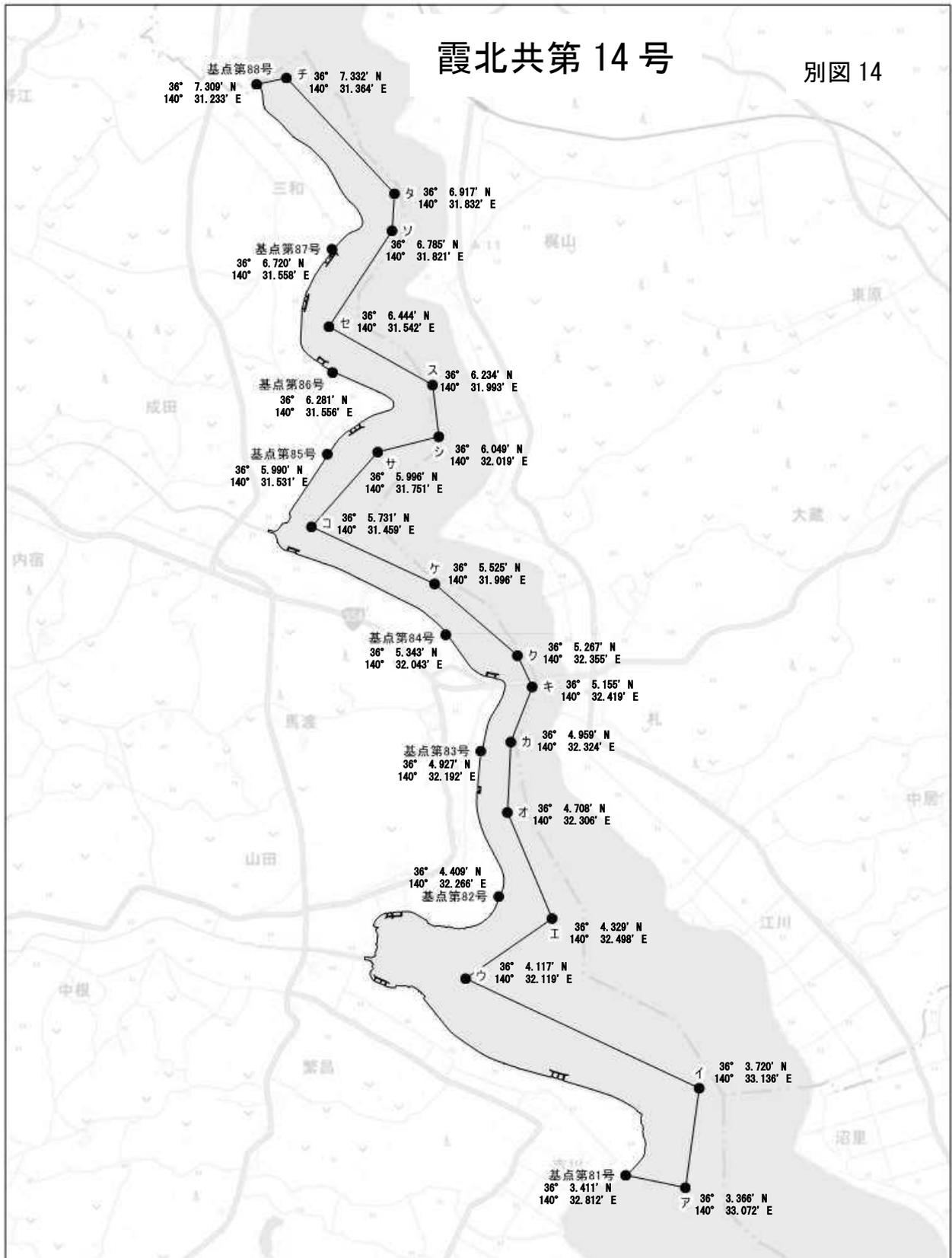
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 14 号

別図 14



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 88 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及び基点第 96 号の各点を順次に結んだ線と銚田市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 15 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第88号	$36^{\circ} 7.309' N$ $140^{\circ} 31.233' E$	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
基点第89号	$36^{\circ} 7.385' N$ $140^{\circ} 31.876' E$	茨城県銚田市二重作字八点地先に設置した標柱
基点第90号	$36^{\circ} 6.553' N$ $140^{\circ} 31.893' E$	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左23.00
基点第91号	$36^{\circ} 6.138' N$ $140^{\circ} 32.228' E$	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左22.00
基点第92号	$36^{\circ} 5.687' N$ $140^{\circ} 32.050' E$	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左21.00
基点第93号	$36^{\circ} 5.420' N$ $140^{\circ} 32.502' E$	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左20.00
基点第94号	$36^{\circ} 4.927' N$ $140^{\circ} 32.510' E$	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左19.00
基点第95号	$36^{\circ} 4.708' N$ $140^{\circ} 32.683' E$	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左18.50
基点第96号	$36^{\circ} 3.739' N$ $140^{\circ} 33.650' E$	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
ア	$36^{\circ} 7.363' N$ $140^{\circ} 31.749' E$	基点第89号から257度44分（真方位）194メートルの点
イ	$36^{\circ} 7.143' N$ $140^{\circ} 31.668' E$	基点第89号から214度25分（真方位）545メートルの点
ウ	$36^{\circ} 7.030' N$	基点第89号から199度23分（真方位）697メートルの点

	<u>140° 31.719' E</u>	
エ	<u>36° 6.941' N</u> <u>140° 31.903' E</u>	基点第90号から0度45分（真方位）718メートルの点
オ	<u>36° 6.752' N</u> <u>140° 31.897' E</u>	基点第90号から0度33分（真方位）368メートルの点
カ	<u>36° 6.646' N</u> <u>140° 31.723' E</u>	基点第90号から303度21分（真方位）307メートルの点
キ	<u>36° 6.483' N</u> <u>140° 31.721' E</u>	基点第90号から243度00分（真方位）289メートルの点
ク	<u>36° 6.428' N</u> <u>140° 31.894' E</u>	基点第90号から179度15分（真方位）232メートルの点
ケ	<u>36° 5.998' N</u> <u>140° 32.140' E</u>	基点第91号から206度35分（真方位）290メートルの点
コ	<u>36° 5.742' N</u> <u>140° 31.854' E</u>	基点第92号から288度27分（真方位）312メートルの点
サ	<u>36° 5.612' N</u> <u>140° 31.918' E</u>	基点第92号から234度37分（真方位）243メートルの点
シ	<u>36° 5.505' N</u> <u>140° 32.301' E</u>	基点第93号から296度51分（真方位）340メートルの点
ス	<u>36° 5.158' N</u> <u>140° 32.450' E</u>	基点第93号から188度41分（真方位）492メートルの点
セ	<u>36° 4.965' N</u> <u>140° 32.355' E</u>	基点第94号から286度18分（真方位）243メートルの点
ソ	<u>36° 4.716' N</u> <u>140° 32.448' E</u>	基点第95号から272度06分（真方位）354メートルの点
タ	<u>36° 4.581' N</u> <u>140° 32.626' E</u>	基点第95号から199度39分（真方位）249メートルの点
チ	<u>36° 4.298' N</u> <u>140° 32.787' E</u>	基点第95号から167度55分（真方位）774メートルの点
ツ	<u>36° 3.975' N</u> <u>140° 33.248' E</u>	基点第96号から305度30分（真方位）745メートルの点
テ	<u>36° 3.690' N</u> <u>140° 33.430' E</u>	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

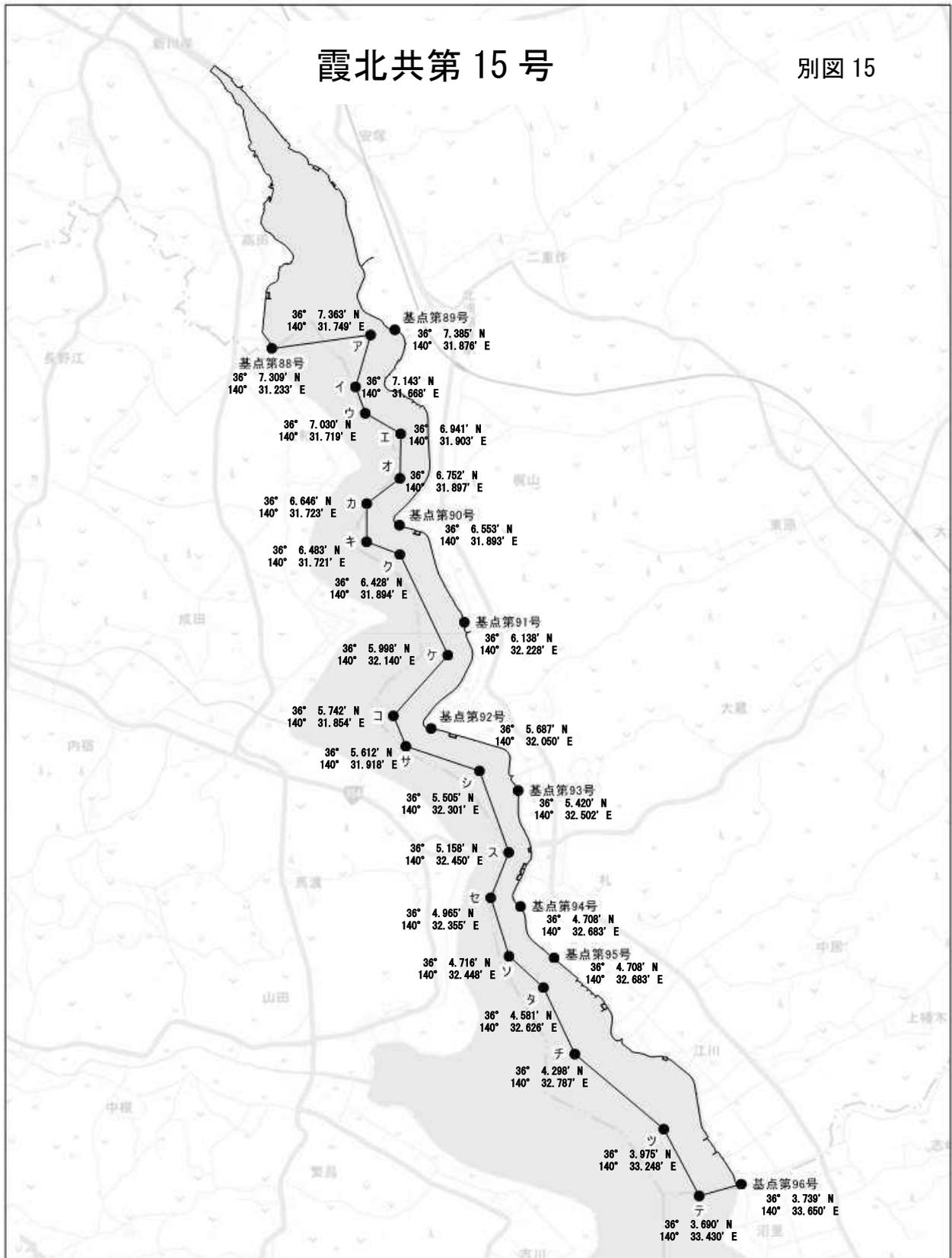
4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

- 6 関係地区 茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村
- 7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 15 号

別図 15



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 16 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字居合及び大字奈良毛地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 96 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第 101 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 102 号、コ、サ、シ、ス及び基点第 104 号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 16 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点第96号	$36^{\circ} 3.739' N$ $140^{\circ} 33.650' E$	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
基点第97号	$36^{\circ} 2.994' N$ $140^{\circ} 34.278' E$	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左 14.00
基点第98号	$36^{\circ} 2.504' N$ $140^{\circ} 34.288' E$	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左 13.00
基点第99号	$36^{\circ} 2.087' N$ $140^{\circ} 34.522' E$	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左 12.00
基点第100号	$36^{\circ} 1.654' N$ $140^{\circ} 34.518' E$	茨城県鹿嶋市大字津賀地先の国土交通省北浦キロ杭左 11.00
基点第101号	$36^{\circ} 1.628' N$ $140^{\circ} 34.582' E$	茨城県鹿嶋市大字津賀地先に設置した保護水面基点
基点第102号	$36^{\circ} 1.056' N$ $140^{\circ} 34.788' E$	茨城県鹿嶋市大字中地先に設置した保護水面基点
基点第103号	$36^{\circ} 0.719' N$ $140^{\circ} 34.849' E$	茨城県鹿嶋市大字中地先の国土交通省北浦キロ杭左 8.00
基点第104号	$36^{\circ} 0.247' N$ $140^{\circ} 35.787' E$	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
ア	$36^{\circ} 3.690' N$ $140^{\circ} 33.430' E$	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点
イ	$36^{\circ} 3.368' N$ $140^{\circ} 33.358' E$	基点第96号から212度08分（真方位）814メートルの点
ウ	$36^{\circ} 3.083' N$	基点第97号から291度30分（真方位）440メートルの点

	<u>140° 34.006' E</u>	
エ	<u>36° 2.518' N</u> <u>140° 33.968' E</u>	基点第98号から272度33分（真方位）480メートルの点
オ	<u>36° 2.238' N</u> <u>140° 34.363' E</u>	基点第98号から166度38分（真方位）505メートルの点
カ	<u>36° 1.850' N</u> <u>140° 34.120' E</u>	基点第99号から233度35分（真方位）747メートルの点
キ	<u>36° 1.657' N</u> <u>140° 34.152' E</u>	基点第100号から270度00分（真方位）550メートルの点
ク	<u>36° 1.468' N</u> <u>140° 34.487' E</u>	基点第101号から205度14分15秒（真方位）329メートルの点
ケ	<u>36° 1.607' N</u> <u>140° 34.589' E</u>	基点第101号から163度44分08秒（真方位）40メートルの点
コ	<u>36° 1.118' N</u> <u>140° 34.766' E</u>	基点第102号から343度41分44秒（真方位）120メートルの点
サ	<u>36° 1.280' N</u> <u>140° 34.500' E</u>	基点第102号から313度18分41秒（真方位）600メートルの点
シ	<u>36° 0.444' N</u> <u>140° 34.580' E</u>	基点第103号から218度00分（真方位）650メートルの点
ス	<u>36° 0.146' N</u> <u>140° 35.515' E</u>	基点第104号から245度00分（真方位）450メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

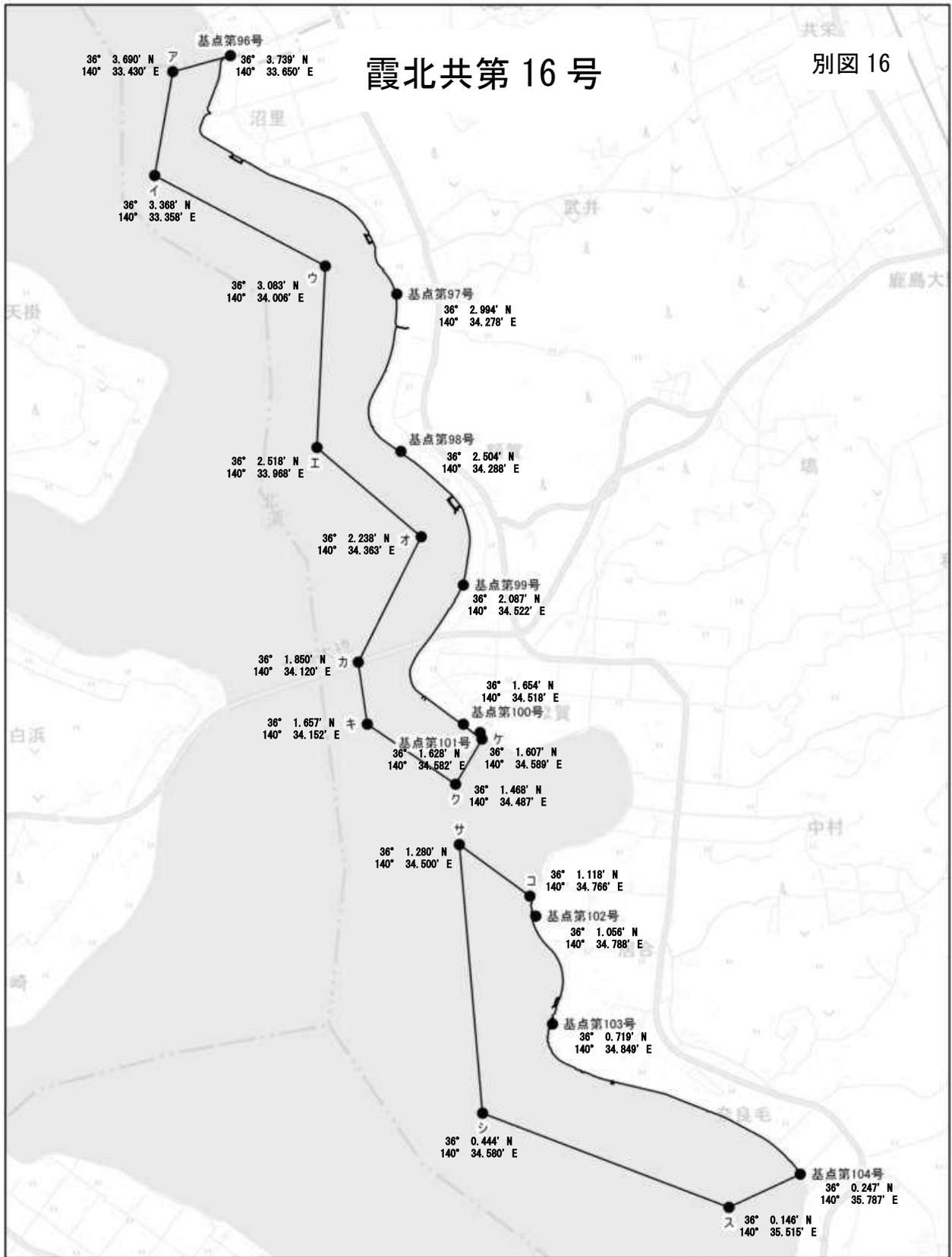
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 16 号

別図 16



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鰐川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 104 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 106 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 107 号、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第 111 号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 17 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第104号	$36^{\circ} 0.247' N$ $140^{\circ} 35.787' E$	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
基点第105号	$35^{\circ} 59.200' N$ $140^{\circ} 36.150' E$	茨城県鹿嶋市大字須賀地先の国土交通省北浦キロ杭左 4.00
基点第106号	$35^{\circ} 58.161' N$ $140^{\circ} 35.748' E$	茨城県鹿嶋市大字爪木地先に設置した禁止区域基点
基点第107号	$35^{\circ} 57.936' N$ $140^{\circ} 36.553' E$	茨城県鹿嶋市大字大船津地先に設置した禁止区域基点
基点第108号	$35^{\circ} 57.645' N$ $140^{\circ} 36.808' E$	茨城県鹿嶋市大字大船津地先の国土交通省鰐川キロ杭左 4.75
基点第109号	$35^{\circ} 57.166' N$ $140^{\circ} 36.857' E$	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭左 4.00
基点第110号	$35^{\circ} 56.602' N$ $140^{\circ} 37.530' E$	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭左 2.50
基点第111号	$35^{\circ} 56.078' N$ $140^{\circ} 37.327' E$	茨城県鹿嶋市と神栖市との市界上の点
ア	$36^{\circ} 0.157' N$ $140^{\circ} 35.545' E$	基点第104号から245度00分（真方位）400メートルの点
イ	$35^{\circ} 59.818' N$ $140^{\circ} 35.465' E$	基点第104号から211度00分（真方位）930メートルの点
ウ	$35^{\circ} 59.124' N$ $140^{\circ} 35.762' E$	基点第105号から256度00分（真方位）600メートルの点
エ	$35^{\circ} 59.009' N$	基点第105号から216度30分（真方位）440メートルの点

	<u>140° 35.974' E</u>	
オ	<u>35° 58.244' N</u> <u>140° 35.403' E</u>	基点第106号から286度00分（真方位）540メートルの点
カ	<u>35° 57.997' N</u> <u>140° 35.575' E</u>	基点第106号から220度00分（真方位）400メートルの点
キ	<u>35° 57.975' N</u> <u>140° 36.292' E</u>	基点第107号から280度00分（真方位）400メートルの点
ク	<u>35° 57.576' N</u> <u>140° 36.395' E</u>	基点第108号から258度05分（真方位）634メートルの点
ケ	<u>35° 57.579' N</u> <u>140° 36.684' E</u>	基点第108号から236度35分（真方位）223メートルの点
コ	<u>35° 57.016' N</u> <u>140° 36.721' E</u>	基点第109号から216度06分（真方位）345メートルの点
サ	<u>35° 56.820' N</u> <u>140° 36.873' E</u>	基点第109号から177度23分（真方位）640メートルの点
シ	<u>35° 56.570' N</u> <u>140° 37.379' E</u>	基点第110号から255度09分（真方位）234メートルの点
ス	<u>35° 56.393' N</u> <u>140° 37.468' E</u>	基点第111号から19度30分（真方位）620メートルの点
セ	<u>35° 56.192' N</u> <u>140° 37.237' E</u>	基点第111号から326度38分（真方位）250メートルの点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

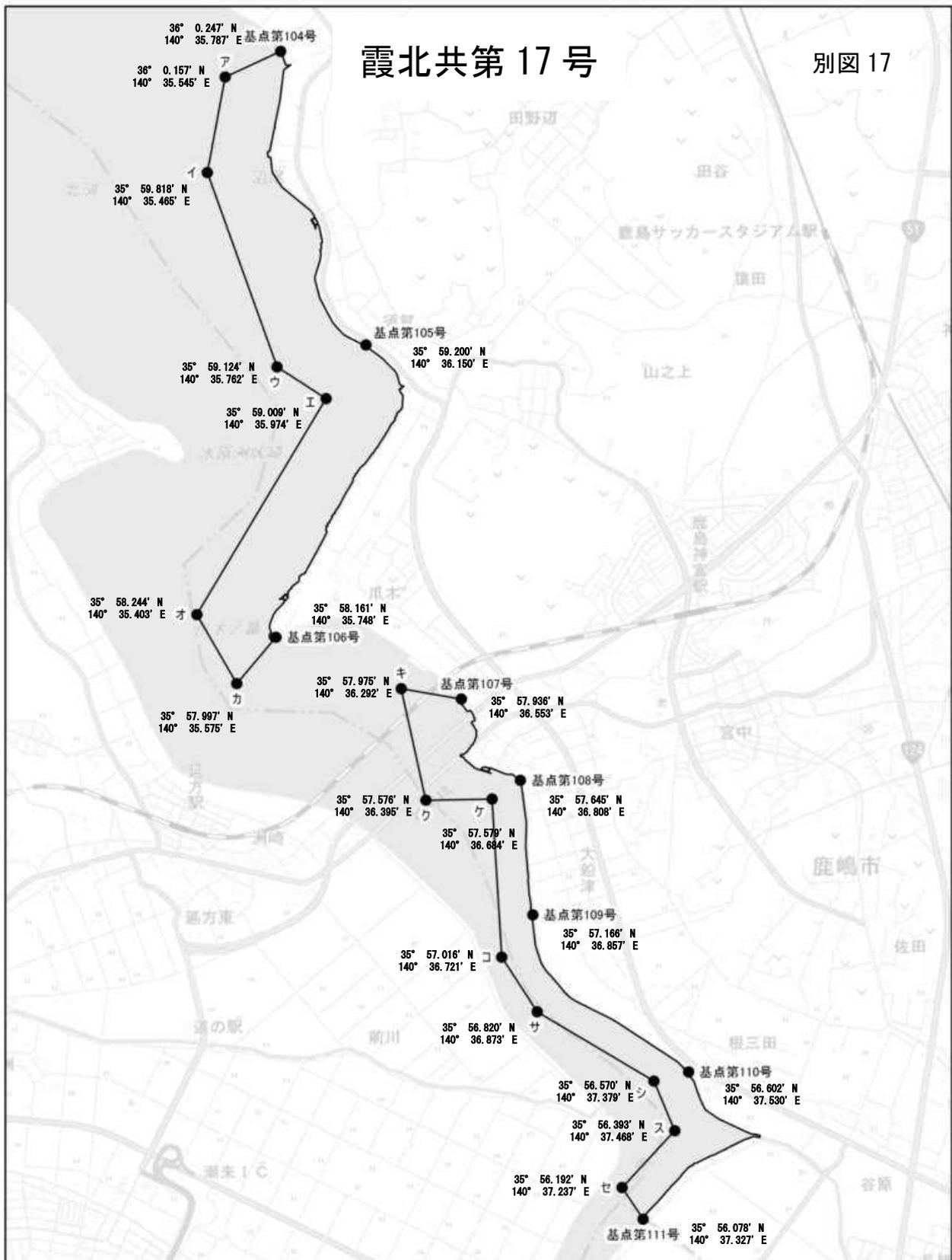
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 17 号

別図 17



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北共第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第 114 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第 113 号の各点を順次に結んだ線、基点第 111 号及びシを結んだ線並びに基点第 116 号及びサを結んだ線と潮来市、神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図 18 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第111号	$35^{\circ} 56.078' N$ $140^{\circ} 37.327' E$	茨城県鹿嶋市と神栖市の市界上の点
基点第112号	$35^{\circ} 54.434' N$ $140^{\circ} 36.723' E$	茨城県神栖市賀地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭左 1.00
基点第113号	$35^{\circ} 54.063' N$ $140^{\circ} 36.600' E$	水神祠鳥居（茨城県神栖市賀字一本松地先）の左脚
基点第114号	$35^{\circ} 54.190' N$ $140^{\circ} 35.932' E$	茨城県潮来市と神栖市および千葉県香取市の市境上の点
基点第115号	$35^{\circ} 55.135' N$ $140^{\circ} 35.139' E$	茨城県潮来市潮来地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭右 0.00
基点第116号	$35^{\circ} 55.407' N$ $140^{\circ} 34.570' E$	茨城県潮来市潮来字十番地先の揚排水機場樋管
基点第117号	$35^{\circ} 55.873' N$ $140^{\circ} 35.392' E$	茨城県潮来市日の出地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭右 5.25
基点第118号	$35^{\circ} 55.438' N$ $140^{\circ} 36.581' E$	茨城県潮来市徳島地先に設置した標識
ア	$35^{\circ} 54.133' N$ $140^{\circ} 36.119' E$	基点第114号から110度00分（真方位）300メートルの点
イ	$35^{\circ} 54.339' N$ $140^{\circ} 36.124' E$	基点第114号から46度00分（真方位）400メートルの点
ウ	$35^{\circ} 54.407' N$ $140^{\circ} 35.783' E$	基点第 114 号から 330 度 30 分（真方位）460 メートルの点
エ	$35^{\circ} 54.565' N$	基点第114号から351度30分（真方位）700メートルの点

	<u>140° 35.867' E</u>	
オ	<u>35° 55.122' N</u> <u>140° 35.456' E</u>	基点第115号から92度22分（真方位）477メートルの点
カ	<u>35° 55.591' N</u> <u>140° 35.612' E</u>	基点第117号から147度09分（真方位）619メートルの点
キ	<u>35° 55.219' N</u> <u>140° 36.432' E</u>	基点第118号から208度30分（真方位）464メートルの点
ク	<u>35° 54.563' N</u> <u>140° 36.553' E</u>	基点第112号から312度30分（真方位）350メートルの点
ケ	<u>35° 54.365' N</u> <u>140° 36.354' E</u>	基点第112号から256度30分（真方位）570メートルの点
コ	<u>35° 54.120' N</u> <u>140° 36.413' E</u>	基点第113号から290度00分（真方位）300メートルの点
サ	<u>35° 55.303' N</u> <u>140° 34.384' E</u>	基点第116号から235度00分（真方位）の線と対岸との交点
シ	<u>35° 56.245' N</u> <u>140° 37.195' E</u>	基点第111号から326度38分（真方位）の線と対岸との交点

3 制限又は条件

(1) 船舶の航行を妨げてはならない。

4 免許予定日 令和5年9月1日

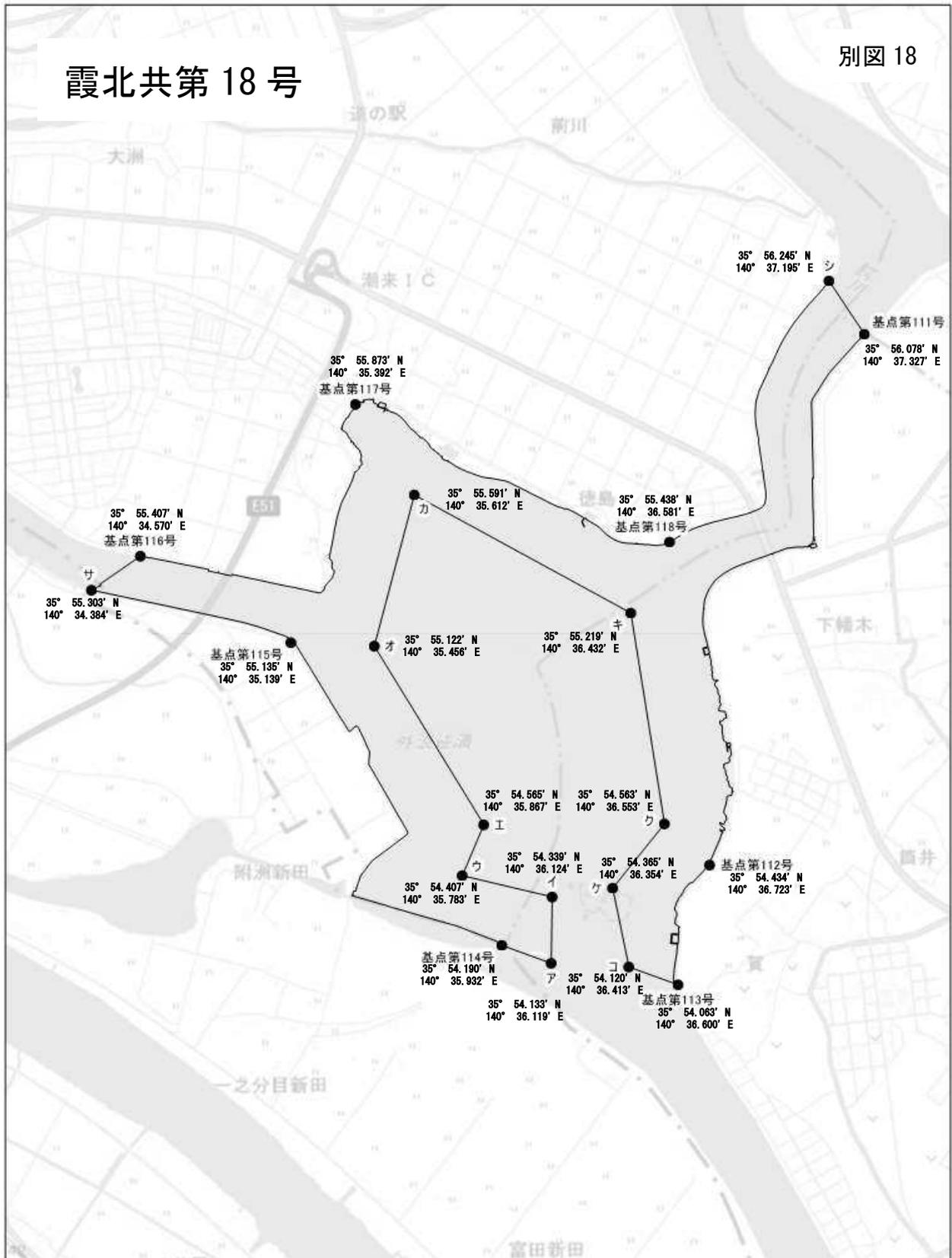
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 関係地区 茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町

7 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

# 霞北共第 18 号

別図 18



背景図: 地理院タイル

②類似漁業権以外の漁業権

該当なし

## 霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案）「第1種区画漁業（真珠養殖業）」

## ①漁業権に関する事項

- 1 公示番号 霞北区第111号
- 2 免許の内容たるべき事項

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

## (3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図19のとおり）

	緯度経度	位置
基点第1号	$35^{\circ} 57.382' N$ $140^{\circ} 27.355' E$	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右8.00
ア	$35^{\circ} 57.393' N$ $140^{\circ} 27.472' E$	基点第1号から82度45分（真方位）178メートルの点
イ	$35^{\circ} 57.403' N$ $140^{\circ} 27.497' E$	基点第1号から79度30分（真方位）217メートルの点
ウ	$35^{\circ} 57.370' N$ $140^{\circ} 27.605' E$	基点第1号から93度00分（真方位）377メートルの点
エ	$35^{\circ} 57.299' N$ $140^{\circ} 27.566' E$	基点第1号から115度30分（真方位）353メートルの点
オ	$35^{\circ} 57.329' N$ $140^{\circ} 27.490' E$	基点第1号から115度30分（真方位）226メートルの点
カ	$35^{\circ} 57.290' N$ $140^{\circ} 27.433' E$	基点第1号から145度00分（真方位）206メートルの点
キ	$35^{\circ} 57.363' N$ $140^{\circ} 27.403' E$	基点第1号から115度30分（真方位）80メートルの点
ク	$35^{\circ} 57.377' N$ $140^{\circ} 27.412' E$	基点第1号から95度30分（真方位）86メートルの点
ケ	$35^{\circ} 57.355' N$ $140^{\circ} 27.468' E$	基点第1号から106度00分（真方位）177メートルの点

## 3 制限又は条件

(1) 施設の設置面積は 33,900 平方メートル以内とする。

4 免許予定日 令和5年9月1日

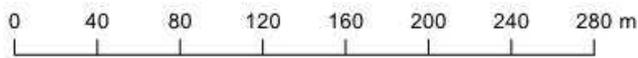
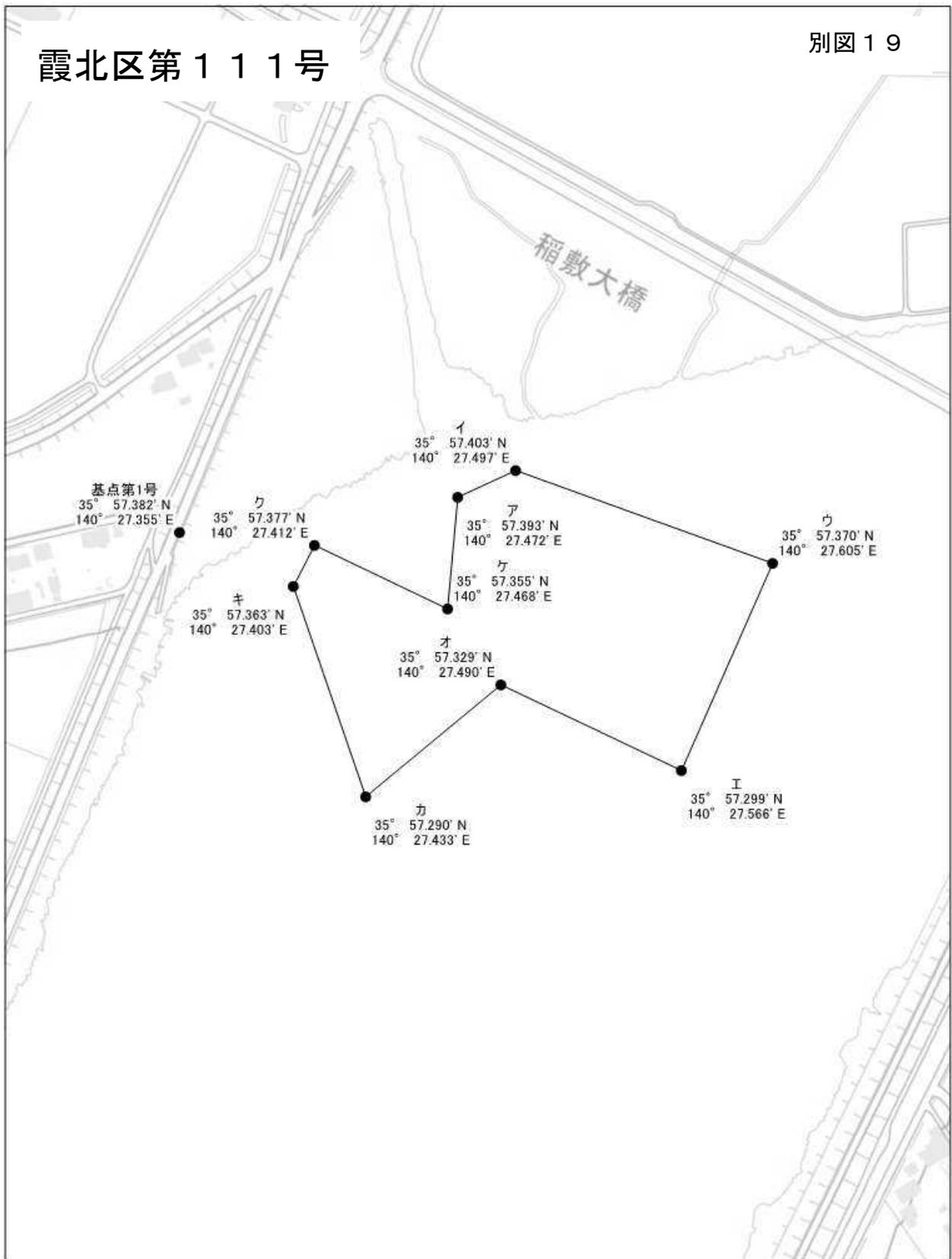
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

# 霞北区第111号

別図19



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北区第 112 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 20 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第2号	$35^{\circ} 57.256' N$ $140^{\circ} 27.290' E$	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右7.75
ア	$35^{\circ} 57.338' N$ $140^{\circ} 27.367' E$	基点第2号から37度30分（真方位）190メートルの点
イ	$35^{\circ} 57.279' N$ $140^{\circ} 27.426' E$	基点第2号から78度00分（真方位）210メートルの点
ウ	$35^{\circ} 57.242' N$ $140^{\circ} 27.405' E$	基点第2号から98度30分（真方位）175メートルの点
エ	$35^{\circ} 57.256' N$ $140^{\circ} 27.363' E$	基点第2号から90度30分（真方位）110メートルの点
オ	$35^{\circ} 57.086' N$ $140^{\circ} 27.270' E$	基点第2号から185度00分（真方位）317メートルの点
カ	$35^{\circ} 57.090' N$ $140^{\circ} 27.245' E$	基点第2号から192度00分（真方位）316メートルの点
キ	$35^{\circ} 57.225' N$ $140^{\circ} 27.298' E$	基点第2号から167度00分（真方位）60メートルの点

3 制限又は条件

(1) 施設の設置面積は33,000平方メートル以内とする。

4 免許予定日 令和5年9月1日

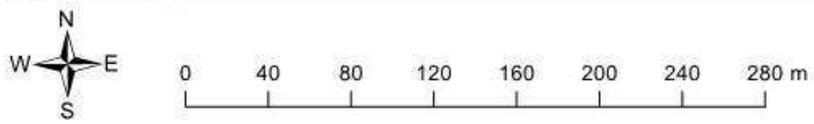
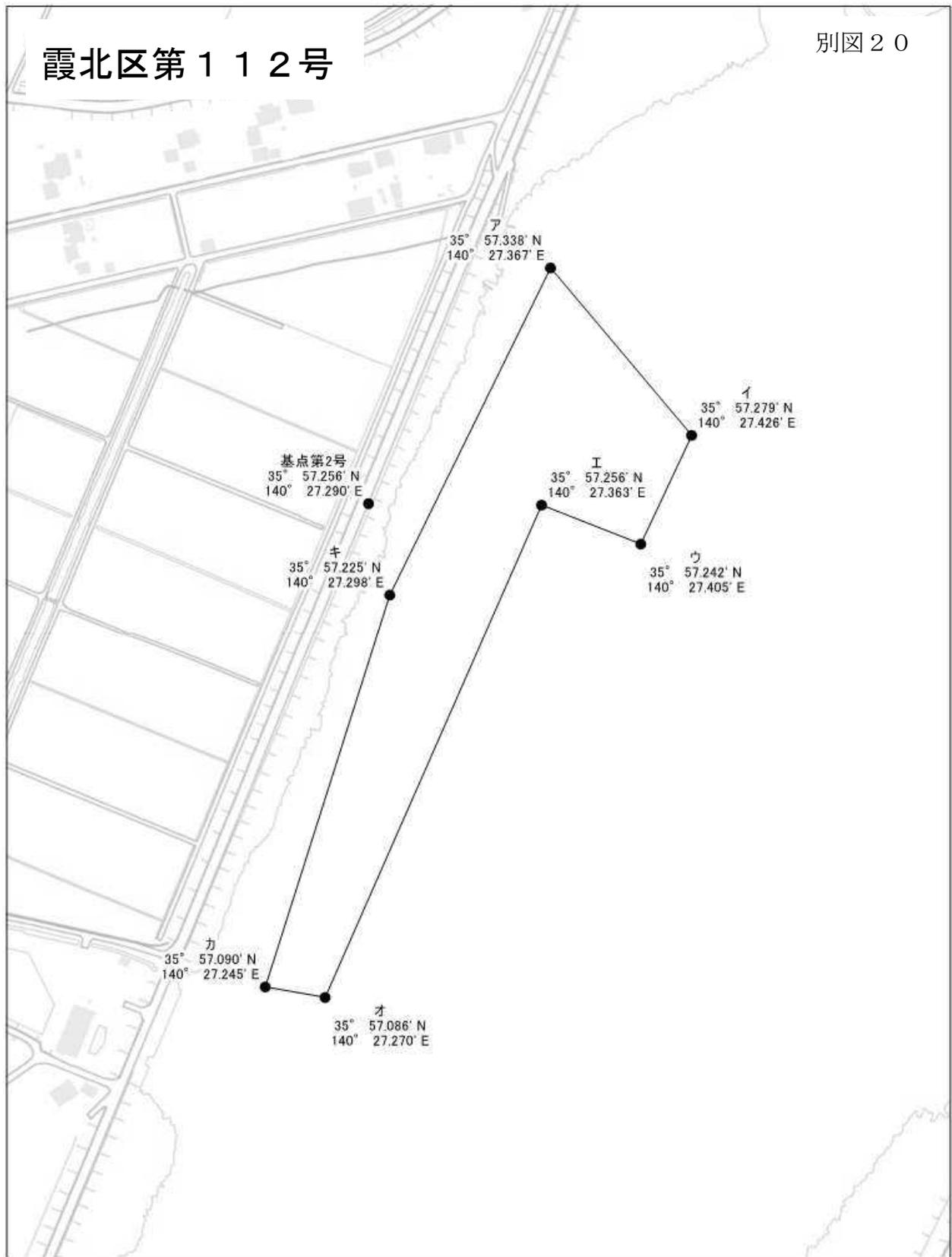
5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

霞北区第112号

別図20



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北区第 121 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置

茨城県稲敷市上須田地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 21 のとおり）。

	緯度 経度	位置
基点第 9 号	$35^{\circ} 56.883' N$ $140^{\circ} 27.096' E$	茨城県稲敷市上須田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右 7.00
ア	$35^{\circ} 56.908' N$ $140^{\circ} 27.220' E$	基点第 9 号から 75 度 34 分（真方位）192 メートルの点
イ	$35^{\circ} 56.884' N$ $140^{\circ} 27.318' E$	基点第 9 号から 89 度 9 分 45 秒（真方位）334 メートルの点
ウ	$35^{\circ} 56.802' N$ $140^{\circ} 27.236' E$	基点第 9 号から 124 度 55 分 10 秒（真方位）258 メートルの点
エ	$35^{\circ} 56.812' N$ $140^{\circ} 27.195' E$	基点第 9 号から 130 度 44 分 14 秒（真方位）197 メートルの点

3 制限又は条件

(1) 施設の設置面積は 20,137 平方メートル以内とする。

4 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

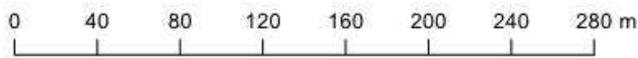
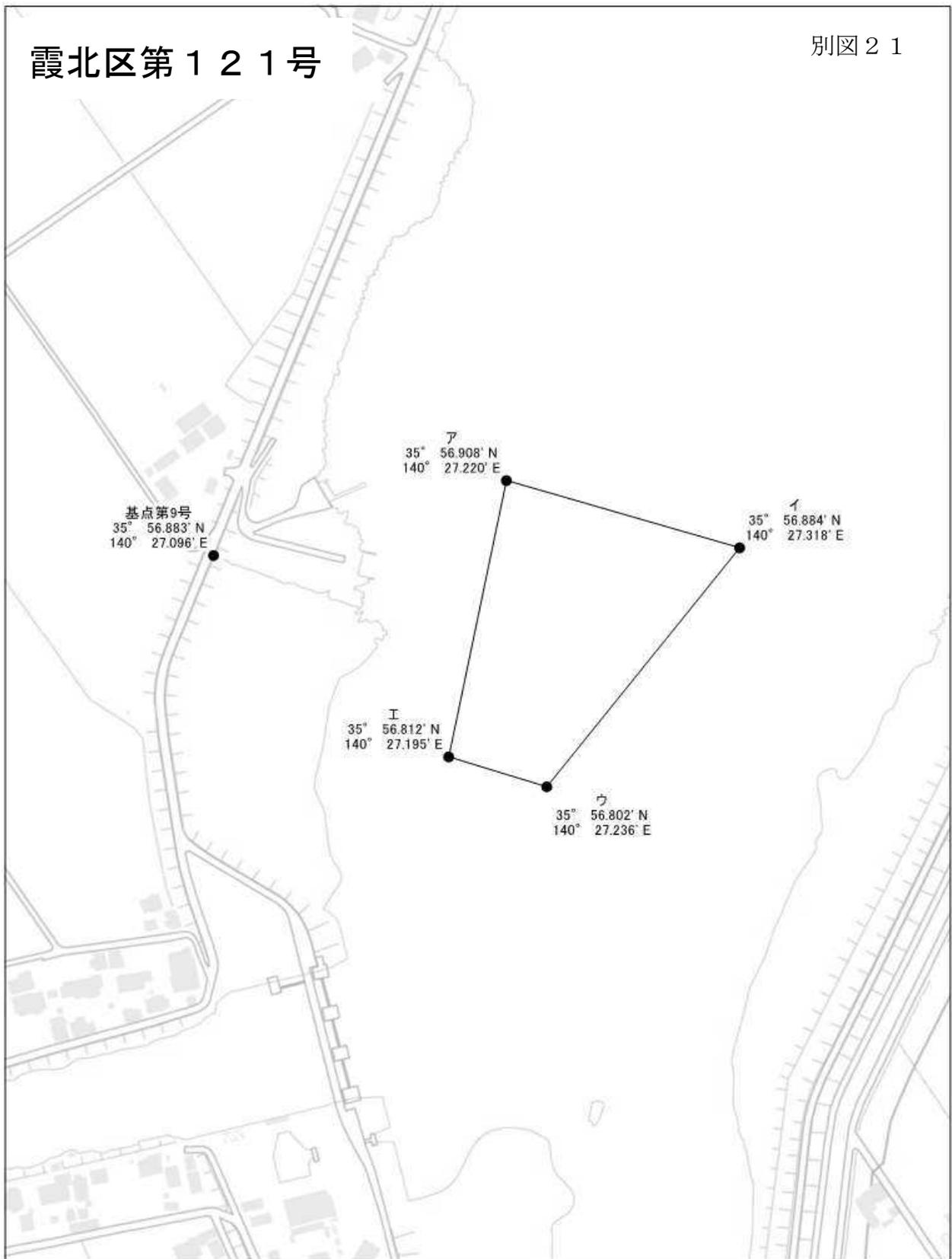
5 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

6 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

霞北区第121号

別図21



背景図: 地理院タイル

1 公示番号 霞北区第 122 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県小美玉市小川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 22 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	$36^{\circ} 8.967' N$ $140^{\circ} 21.455' E$	茨城県小美玉市小川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 27.75
ア	$36^{\circ} 8.894' N$ $140^{\circ} 21.480' E$	基点第10号から164度00分（真方位）140メートルの点
イ	$36^{\circ} 8.895' N$ $140^{\circ} 21.576' E$	基点第10号から126度00分（真方位）225メートルの点
ウ	$36^{\circ} 8.815' N$ $140^{\circ} 21.577' E$	基点第10号から146度30分（真方位）335メートルの点
エ	$36^{\circ} 8.814' N$ $140^{\circ} 21.482' E$	基点第10号から171度30分（真方位）285メートルの点

3 制限又は条件

(1) 施設の設置面積は20,000平方メートル以内とする。

4 免許予定日 令和5年9月1日

5 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

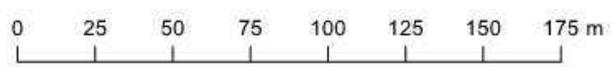
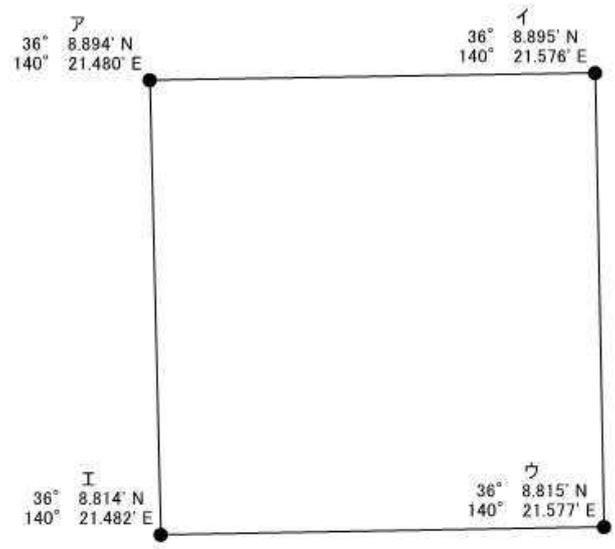
6 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

霞北区第122号

別図22

基点第10号  
36° 8.967' N  
140° 21.455' E



背景図: 地理院タイル

②類似漁業権以外の漁業権

霞北区第 112 号

## 第2種共同漁業（張網漁業）の免許の基本方針

第2種共同漁業権の内容である張網漁業は、昭和26年作成の海区漁場計画において「雑魚張網」として設定されたもので、霞ヶ浦北浦を代表する漁業となっている。

張網漁業の主な漁獲対象はエビ・ハゼ類であったが、植生帯の減少や外来魚の増加によって漁獲対象種の減少が進み、平成3年には1,000トンを割り込み、平成23年には299トンとなった。平成17年頃から飼料原料として取引されていたアメリカナマズ(外来魚)等の大型魚が漁獲物の大半を占めるようになった。しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降、放射性物質の影響により当該取引が休止されており、張網漁業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

一方で、張網漁業は高齢でも周年、安全な操業が可能であり、低コストな漁法であることから、今後も当該海区の漁業者にとって必要な漁業である。また、漁獲物を効率的に湖外に持ち出すことで外来魚駆除や水質浄化などの機能も併せ持っている。

以上の状況と漁業法改正の趣旨をふまえ、今回の海区漁場計画作成にあたっては、基本的には現行の漁業権の内容を踏襲しつつ、下記の方針により処理することとする。

### (1) 免許予定日 令和5年9月1日

免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日(令和5年8月31日)の翌日である令和5年9月1日とする。

### (2) 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

漁業権の存続期間は、免許の日から起算して10年とする。

### (3) 海区漁場計画の内容等

① 海区漁場計画の期間は、5年とする。

② 現に漁業権の存する漁場のうち、適切かつ有効に活用されている漁業権(活用漁業権)については、原則として現行の漁業権と概ね等しい内容の漁業権(類似漁業権)を設定する。

③ 現に漁業権の存する漁場のうち、活用されていない漁業権(非活用漁業権)については、海面の総合的な利用を推進するため、内容の見直しを行ったうえで、漁業権を設定する。

④ 現に漁業権の存しない水面については、新たな海区漁場計画は作成しない。

⑤ 関係地区

原則として現行のとおりとする。

⑥ 漁場の区域について

漁場の区域については、原則として現状のとおりとする。

また、区域の表記については、緯度経度表示を基本とし、必要に応じ従来の表記を併記する。

⑦ 操業件数について

操業件数の上限は設定しないこととする。

## 第 1 種区画漁業（真珠養殖業）の免許の基本方針

霞ヶ浦は淡水真珠の産地として栄え、水質変化等により生産量が減少した後も、新たな環境に適応できる真珠母貝の育成、真珠の品質を向上させるための技術開発などを続けてきた。

しかしながら、中国産真珠の台頭や新型コロナウイルス感染症のまん延により海外需要の低迷が販売不振へ影響するなど、現在の真珠養殖業は厳しい状況に置かれている。

そのような状況の中でも、真珠養殖業者は販路確保に努めるなど鋭意努力しながら生産を継続している。

以上の状況と漁業法改正の趣旨をふまえ、今回の海区漁場計画作成にあたっては、基本的には現行どおりとしつつ、下記の方針により処理することとする。

- (1) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日  
免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日（令和 5 年 8 月 31 日）の翌日である令和 5 年 9 月 1 日とする。
- (2) 漁業権の存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで  
漁業権の存続期間は、免許の日から起算して 10 年とする。
- (3) 海区漁場計画の内容等
  - ① 海区漁場計画の期間は、5 年とする。
  - ② 設定する漁業権は、個別漁業権とする。
  - ③ 現に漁業権の存する漁場のうち、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）については、現行の漁業権と概ね等しい内容の漁業権（類似漁業権）を設定する。
  - ④ 現に漁業権の存する漁場のうち、活用されていない漁業権（非活用漁業権）については、海面の総合的な利用を推進するため、内容の見直しを行ったうえで新たな漁業権として設定する。
  - ⑤ 現に漁業権の存しない水面については、新たな海区漁場計画は作成しない。
  - ⑥ 漁場の区域については、原則として現行どおりとする。  
また、区域の表記については、緯度経度表示を基本とし、必要に応じ従来の表記を併記する。

漁 第 803 号  
令和 4 年 11 月 11 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会  
会長 鈴木 幸雄 殿

茨城県知事 大井川



令和 3 年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、下記のとおり報告します。

記

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等
第 2 種共同漁業 (張網漁業)	霞北共第 1 号	適切かつ有効
	霞北共第 2 号	
	霞北共第 3 号	
	霞北共第 4 号	
	霞北共第 5 号	
	霞北共第 6 号	
	霞北共第 7 号	
	霞北共第 8 号	
	霞北共第 9 号	
	霞北共第 10 号	
	霞北共第 11 号	
	霞北共第 12 号	
	霞北共第 13 号	
	霞北共第 14 号	
	霞北共第 15 号	
	霞北共第 16 号	
	霞北共第 17 号	
	霞北共第 18 号	

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等
第 1 種区画漁業 (小割式養殖業)	霞北区第 11 号	適切かつ有効
	霞北区第 12 号	
	霞北区第 13 号	
	霞北区第 15 号	
	霞北区第 16 号	
	霞北区第 17 号	
	霞北区第 22 号	
	霞北区第 25 号	
	霞北区第 26 号	
	霞北区第 30 号	
	霞北区第 41 号	
	霞北区第 43 号	
	霞北区第 52 号	
	霞北区第 63 号	
第 1 種区画漁業 (真珠養殖業)	霞北区第 111 号	適切かつ有効
	霞北区第 112 号	適切かつ有効に利用されていない
	霞北区第 121 号	適切かつ有効
	霞北区第 122 号	



<参考> 関係法令等

## 漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

## 漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- (6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

## 海面利用制度等に関するガイドライン

### 第 4 漁業権

#### 2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

#### (1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

#### (2) 漁場の活用状況

##### ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第 5 種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

##### イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

##### ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

##### エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

令和3年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果

漁業権種類：第1種区画漁業権（小割式養殖業）

漁業権種類：第1種区画漁業権（真珠養殖業）

チェック項目	霞北区 第11号	霞北区 第12号	霞北区 第13号	霞北区 第15号	霞北区 第16号	霞北区 第17号	霞北区 第22号	霞北区 第25号	霞北区 第26号	霞北区 第30号	霞北区 第41号	霞北区 第43号	霞北区 第52号	霞北区 第63号	霞北区 第111号	霞北区 第112号	霞北区 第121号	霞北区 第122号
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																		
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2 適切な判断基準</b>																		
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 資源管理を適切に実施している	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>3 有効の判断基準</b>																		
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	○	○	○	※2	○	○
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	○	○	○	※2	○	○
(3) 漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	○	○	○	※2	○	○
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	○	○
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>4 評価</b>	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし
備考	※1 合理的理由【有】：事業規模の見直し検討にかかる減産。															※2 合理的理由【無】：経営上の理由から当該漁場について活用がされていない状況である。		

※令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

令和3年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果

漁業権種類：第2種共同漁業権（張網漁業）

チェック項目	霞北共 第1号	霞北共 第2号	霞北共 第3号	霞北共 第4号	霞北共 第5号	霞北共 第6号	霞北共 第7号	霞北共 第8号	霞北共 第9号	霞北共 第10号	霞北共 第11号	霞北共 第12号	霞北共 第13号	霞北共 第14号	霞北共 第15号	霞北共 第16号	霞北共 第17号	霞北共 第18号
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																		
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2 適切な判断基準</b>																		
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている (区画漁業権の場合)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>3 有効の判断基準</b>																		
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(3) 漁場の全てを利用している	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>4 評価</b> <span style="float:right">問題なし／問題あり</span>	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし
備考	※合理的理由【有】：平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響から、事故以前に行われていた漁獲物の飼料原料向け取引が休止となり、漁獲物の一部について水揚げが困難になったことから十分な操業が行えなかった。																	

※令和2年6月30日付け水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

霞ヶ浦北浦海区における共同漁業権免許漁場の概要

1. 免許番号（霞北共）	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	
2. 免許の内容たるべき事項	(1)漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業の種類：第2種共同漁業 漁業の名称：大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業 漁業の時期：1月1日から12月31日まで（大型雑魚張網漁業及び小型雑魚張網漁業とも同じ）									
	(2)漁場の位置 土浦市港町3丁目、蓮河原町及び大岩田地先 土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先 かすみがうら市のうち旧新治郡霞ヶ浦町地先 石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先 小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先 行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺及び荒宿地先 行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先 稲敷市本新、浮島及び西の洲地先 稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに旧稲敷郡江戸崎町地先									
3. 制限又は条件（操業件数）	大型	14件以内	4件以内	70件以内	35件以内	55件以内	40件以内	50件以内	29件以内	21件以内
	小型	36件以内	68件以内	147件以内	200件以内	74件以内	67件以内	126件以内	89件以内	61件以内
4. 免許日	平成25年8月28日									
5. 関係地区	土浦市	土浦市	かすみがうら市のうち旧新治郡霞ヶ浦町	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村	小美玉市のうち旧東茨城郡小川町及び行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜	行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿	行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町	稲敷市浮島	稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出、古渡及び旧稲敷郡江戸崎町	
6. 存続期間	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで									

霞ヶ浦北浦海区における共同漁業権免許漁場の概要

1. 免許番号（霞北共）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	
2. 免許の内容たるべき事項	(1)漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業の種類：第2種共同漁業 漁業の名称：大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業 漁業の時期：1月1日から12月31日まで（大型雑魚張網漁業及び小型雑魚張網漁業とも同じ）									
	(2)漁場の位置 稲敷郡美浦村地先 稲敷郡阿見町地先 潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先 行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先 行方市のうち旧北浦町地先 銚田市のうち旧銚田町及び旧大洋村地先 鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字居合及び大字奈良毛地先 鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鱒川地先 潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先									
3. 制限又は条件（操業件数）	大型	88件以内	28件以内	27件以内	11件以内	17件以内	41件以内	16件以内	11件以内	27件以内
	小型	254件以内	46件以内	37件以内	17件以内	32件以内	47件以内	18件以内	15件以内	33件以内
4. 免許日	平成25年8月28日									
5. 関係地区	稲敷郡美浦村	稲敷郡阿見町	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀	行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛	行方市のうち旧北浦町	銚田市のうち旧銚田町及び旧大洋村	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、小泉南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町	
6. 存続期間	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで									

霞ヶ浦北浦海区における第1種区画漁業権(小割式養殖業)免許漁場の概要

1. 免許番号(霞北区)		第11号	第12号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第41号	第43号	第52号	第63号
2. 免許の内容 たるべき事項	(1) 漁業の種類、 漁業の名称 及び 漁業時期	漁業の種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 小割式養殖業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで													
	(2) 漁場の位置	かずみがうら市 牛渡地先	かずみがうら市 牛渡地先	かずみがうら市 牛渡地先	かずみがうら市 坂地先	かずみがうら市 田伏地先	かずみがうら市 田伏地先	小美玉市 下玉里地先	行方市 手賀地先	行方市 西蓮寺地先	行方市 五町田地先	美浦村大字 大山地先	美浦村大字 八井田地先	銚田市 江川地先	行方市 宇崎地先
3. 制限又は 条件	養殖 できる 水産 動物	コイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		レンギョ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ナマズ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チヌ カサガシ フナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ウナギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	テナガエビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
いけす網の設置面積	400㎡以内	950㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	600㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内	
4. 免許日		令和元年8月29日													
5. 地元地区		かずみがうら市 牛渡	かずみがうら市 牛渡	かずみがうら市 牛渡	かずみがうら市 坂、 かずみがうら市 田伏	かずみがうら市 田伏	かずみがうら市 田伏	小美玉市 下玉里	行方市 手賀	行方市西蓮寺、 行方市井上、 行方市手賀	行方市 五町田	美浦村 大字大山、 かずみがうら市 牛渡	美浦村 大字八井田、 かずみがうら市 牛渡	銚田市江川、 銚田市中層	行方市宇崎
6. 存続期間		令和元年9月1日から令和6年8月31日まで													

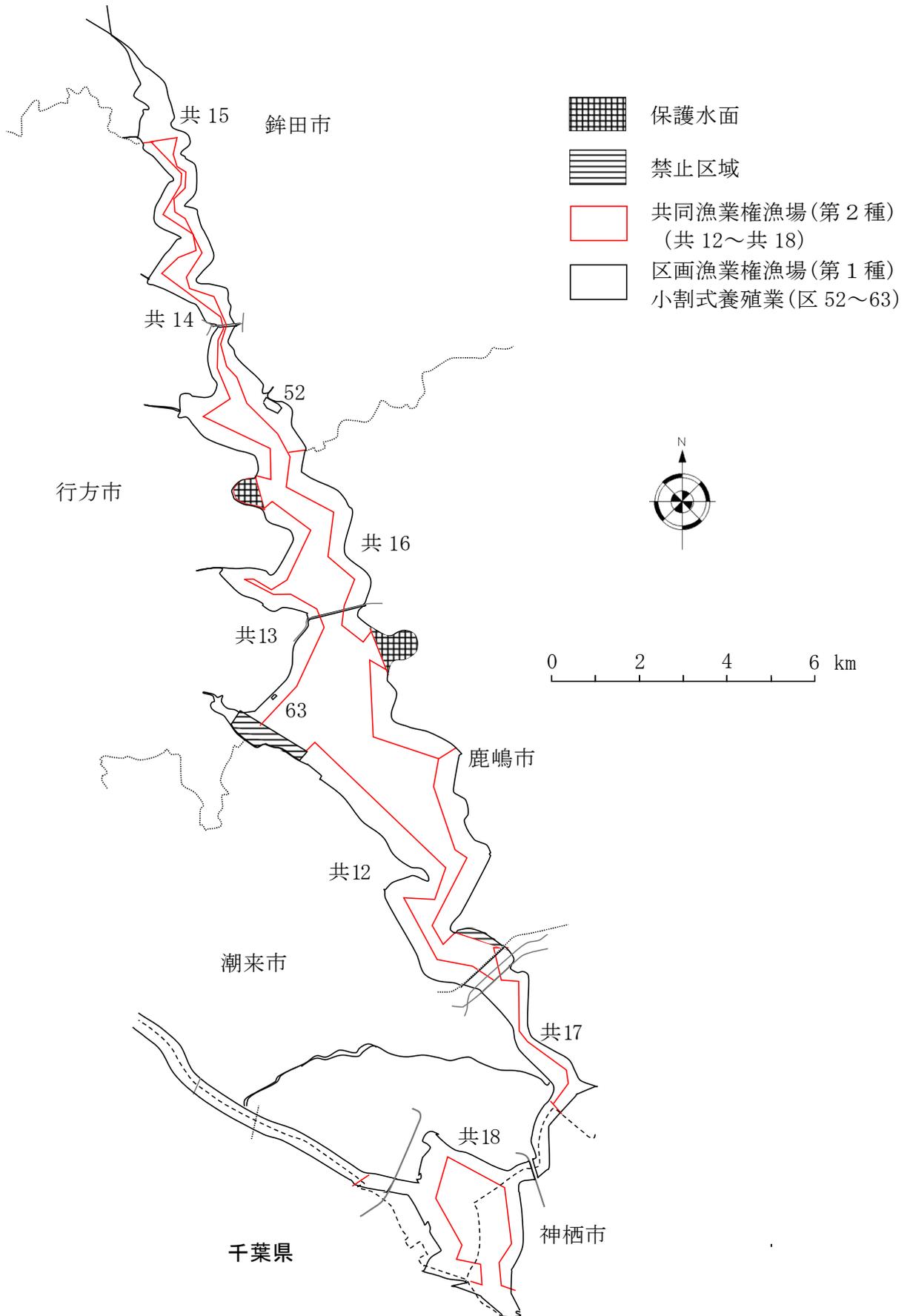
霞ヶ浦北浦海区における第1種区画漁業権(真珠養殖業)免許漁場の概要

1. 公示番号(霞北区)		第111号	第112号	第121号	第122号
2. 免許の内容 たるべき事項	(1) 漁業種類、 漁業の名称 及び漁業時期	漁業種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 真珠養殖業 漁業時期: 1月1日から12月31日まで			
	(2) 漁場の位置	稲敷市 浮島地先	稲敷市 浮島地先	稲敷市 上須田地先	小美玉市 小川地先
3. 制限又は 条件	施設設置面積	33,900㎡ 以内	33,000㎡ 以内	20,137㎡ 以内	20,000㎡ 以内
4. 免許日		平成25年9月1日			
6. 地元地区		稲敷市 土浦市	稲敷市	稲敷市 土浦市	小美玉市
7. 存続期間		平成25年9月1日から令和5年8月31日まで			

# 霞ヶ浦北浦海区の漁場図(霞ヶ浦)



# 霞ヶ浦北浦海区の漁場図(北浦)



「霞ヶ浦北浦に生息する重要魚種の資源診断書」

# ワカサギ（霞ヶ浦）

## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・東京・島根県以北の本州・北海道の河川下流域に分布、また各地の湖沼に移植され分布している。茨城県では霞ヶ浦・北浦、涸沼などに分布している。
- ・1年で生涯を終える年魚で、霞ヶ浦・北浦での産卵期は1月中旬～3月中旬で盛期は2月。産卵場所は水深1m前後の湖岸に近い浅場や流入河川の砂底・砂礫底である。3～4月に仔魚が出現、7月には体長約5.5 cm、9月に7 cm、12月には10 cm程度に成長する。
- ・「茨城県の旬のさかな（淡水のさかな）」に選ばれている。

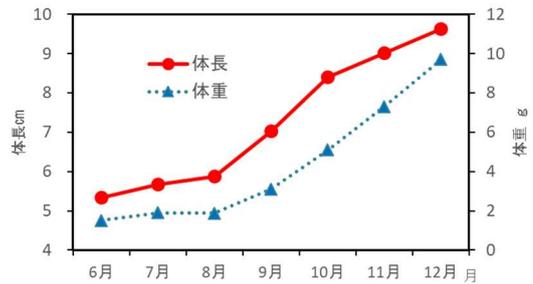


図1 ワカサギの成長

### 【漁法と漁期】

- ・わかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）、張網で漁獲される。主な漁期は7月21日～12月である。

### 【資源管理の取組】

- ・横ひき網漁において、春先の稚魚混獲防止のため自主休漁や操業時間の短縮が行われているほか、トロール漁においては、漁期前調査による資源状況の把握や資源動向に応じた操業時間のコントロールなどの取組が行われている。また、資源増殖のため冬季には、人工ふ化放流事業が行われている。

### 【利用】

- ・夏のワカサギは全国で唯一夏に漁獲されるもので「ナツワカ」とよばれ、煮干し、天ぷら・唐揚げ用食材とし好評である。成長したものは、佃煮、甘露煮、焼きもの・フライ等の食材として食される。

## 資源診断：

### 資源水準は低位、動向は減少傾向

（漁獲量）H9年までは150トン以上の漁獲があったが、H10年以降減少し、H12年には19トンまで低下した。H19年以降増加傾向となりH22年には499トンとなったが、その後減少傾向となり、R3年は36トンとなった（図2）。

（水準と動向）資源水準は、過去30年の漁獲量から「低位」、動向は操業日誌を基に計算したCPUE（kg/隻・日）の直近5年間の傾向から「減少」とした（図3）。

水準

低位

動向

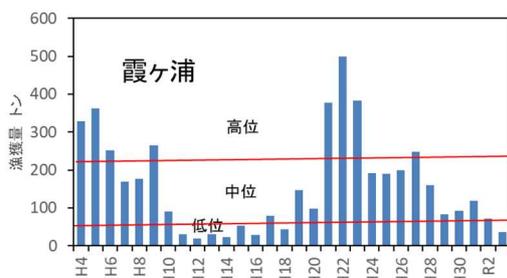


図2 ワカサギの漁獲量（農林水産統計，属人）

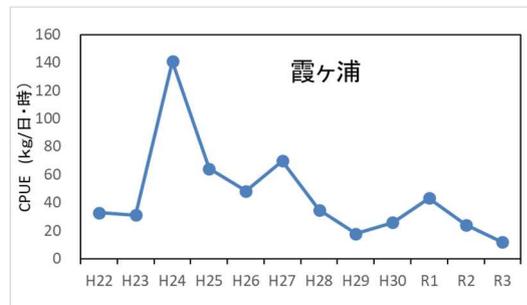


図3 ワカサギのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg）

【全国の漁獲順位】R3年：1位：秋田、2位：北海道、3位：青森で、茨城は4位である。

診断期間：令和3年1～12月 更新日：令和4年11月9日

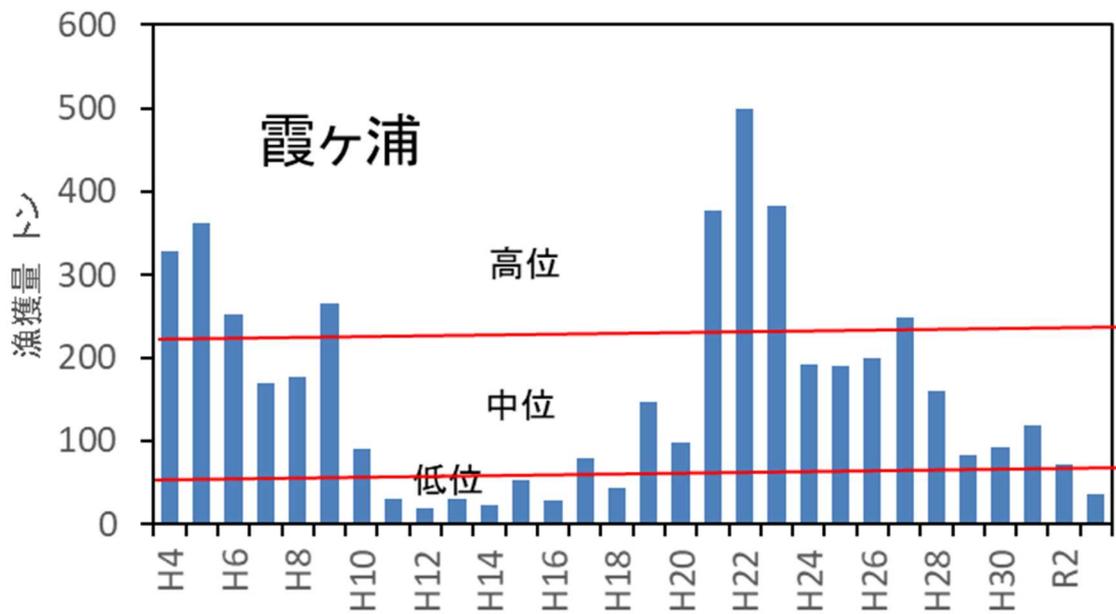


図2 ワカサギの漁獲量 (農林水産統計, 属人)

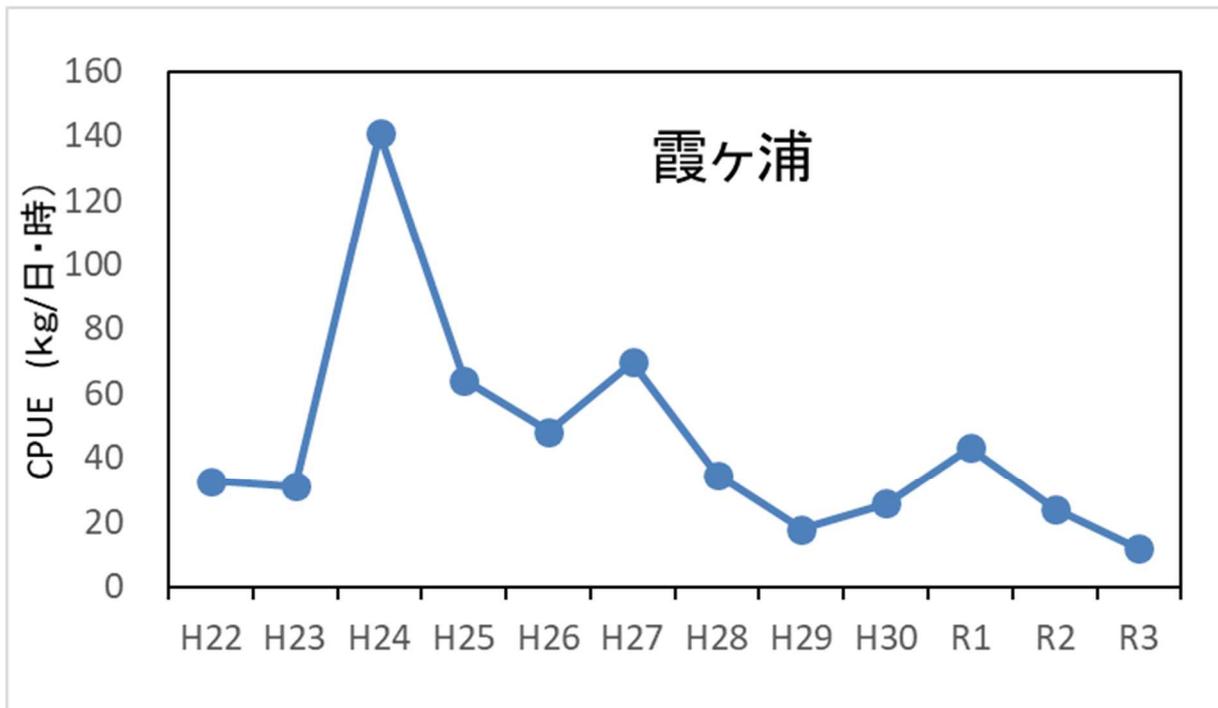


図3 ワカサギのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)

# シラウオ（霞ヶ浦）



## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・全国の河川の河口域や汽水域、湖沼などに広く分布、茨城県では霞ヶ浦・北浦、涸沼などに分布する。
- ・1年で生涯を終える年魚で、霞ヶ浦・北浦での産卵盛期は3～4月、産卵場は水深1～2mの砂礫底。
- ・3月下旬から5月上旬に仔魚がみられ、7月には体長約3.5cm、9月に4cm、12月には7cmに成長する（図1）。

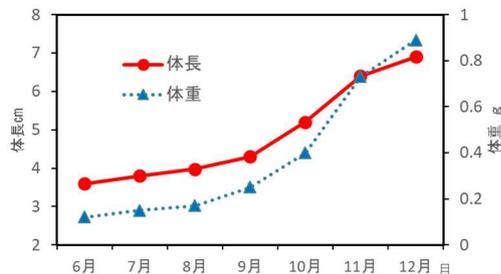


図1 シラウオの成長

歳

### 【漁法と漁期】

- ・主にわかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）により7月21日～12月に漁獲される他、しらうお刺し網などでも漁獲される。

### 【資源管理の取組】

- ・トロール漁において、資源動向に応じた操業時間のコントロールなどの取組が行われている。

### 【利用】

- ・主にしらす干し、佃煮として食され、生きているときは体が透明なことから「霞ヶ浦北浦のダイヤモンド」とも呼ばれ生食用としても流通している。

## 資源診断：

<p><b>資源水準は中位、動向は増加傾向</b></p> <p>（漁獲量）H4年以降増加傾向となり280トンまで増加したが、H10年以降減少し8年間はH13年を除き100トン以下で推移した。H18年以降は増加しその後100～180トンで推移している。R3年は153トンであった（図2）。</p> <p>（水準と動向）資源水準は、過去30年の漁獲量から「中位」、動向は操業日誌を基に計算したCPUE（kg/隻・日）の直近5年間の傾向から「増加」とした（図3）。</p>	水 準
	<b>中位</b>
	動 向
	➔

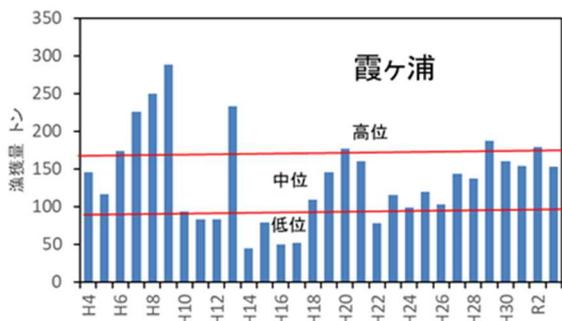


図2 シラウオの漁獲量（農林水産統計，属人）

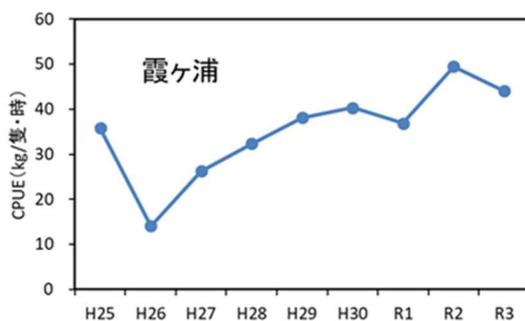


図3 シラウオのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量kg）

【全国の漁獲量順位】 R3年：1位：青森、2位：茨城、3位北海道である。

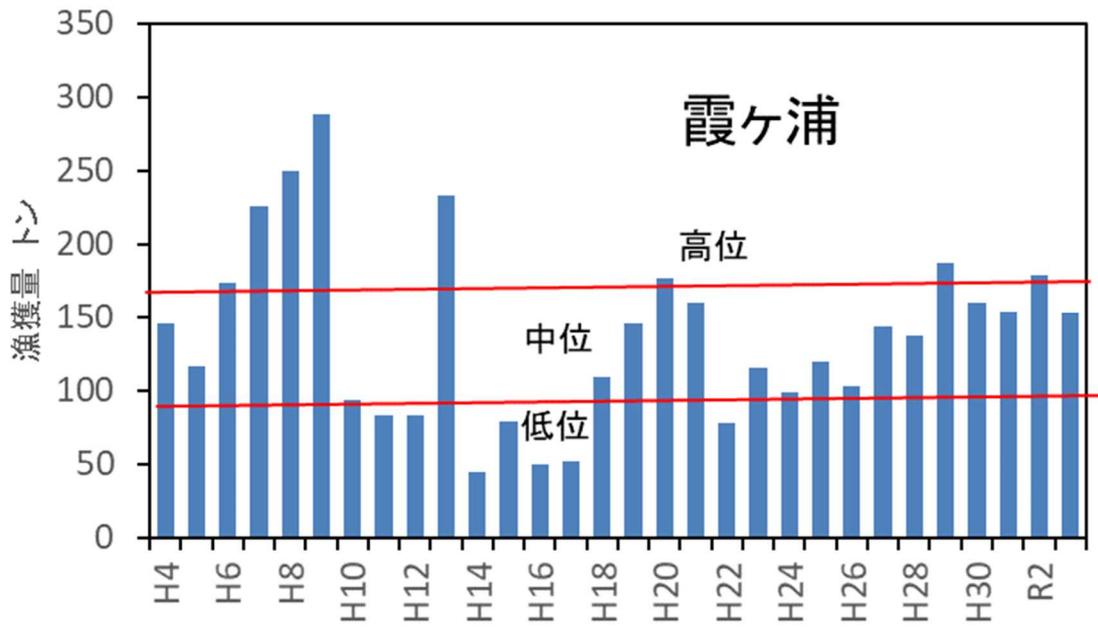


図2 シラウオの漁獲量 (農林水産統計, 属人)

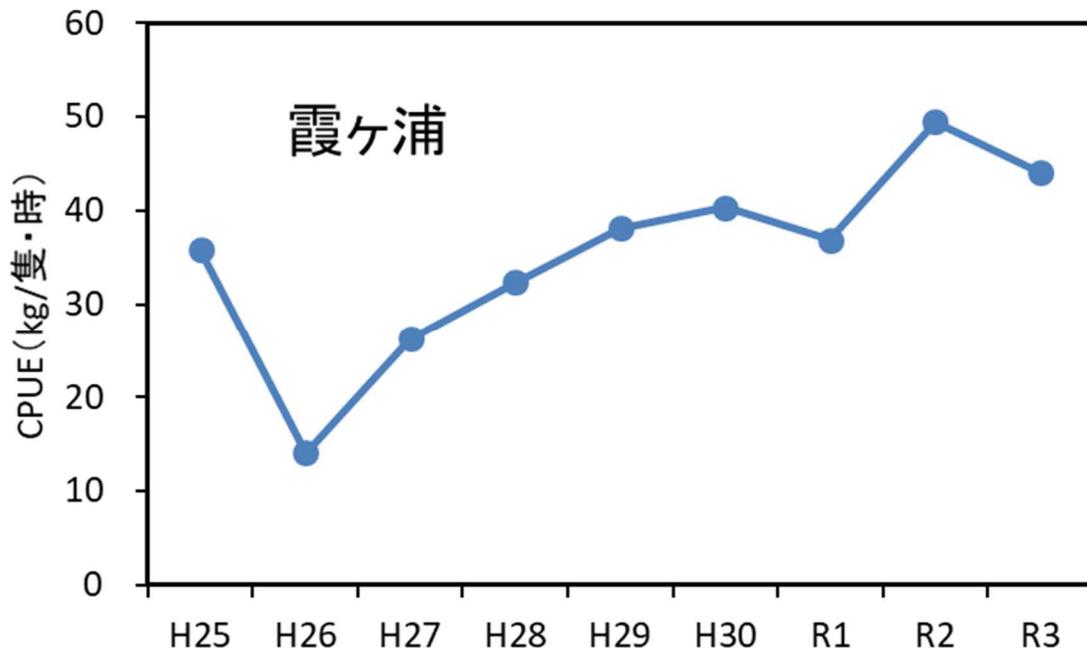
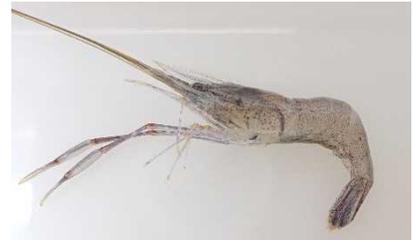


図3 シラウオのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)

# テナガエビ（霞ヶ浦）



## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・河口域や湖沼などの流れのゆるやかな水域に分布し、本州、四国、九州など国内に広く分布する。県内では、利根川水系、牛久沼、霞ヶ浦・北浦、涸沼、那珂川水系、久慈川水系などに分布する。
- ・寿命は、メスが1年、オスが2年といわれ、オスは第2胸脚が体長以上に長くなる。
- ・霞ヶ浦・北浦における抱卵期は、5月下旬～9月頃で、盛期は7～8月。ただし、抱卵は水温の影響を受けるため10月や11月まで続くこともある。
- ・季節的には、水温の高い6～9月は沖から岸近くまで分布するが、水温が低下する10月以降は沖合の深所に主に分布するほか、障害物に蟄集する傾向がある。

### 【漁法と盛漁期】

- ・わかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）、いさぎ・ごろひき網（横ひき）など底曳網や張網、笹浸などで漁獲される。

### 【資源管理の取組】

- ・トロール漁において、産卵期保護のため試験操業による解禁日の設定や資源動向に応じた操業時間のコントロール、親魚保護のため保護区域の設定や終漁日の設定などの取組が行われている。

### 【利用】

- ・霞ヶ浦北浦で漁獲されたものは釜揚げや佃煮、素揚げ等として食される。稚エビは地元で「ザザエビ」と呼ばれ、成長したエビよりも軟らかく食べやすい。

## 資源診断：

<p><b>資源水準は低位、動向は減少傾向</b></p> <p>（漁獲量）H1 から H9 年には 1,400～2,500 トンの水準で推移したが、H10 年以降は減少傾向になり、H15 年には 322 トンとなった。H16 年から H23 年までは平均 500 トンの水準で横ばいだったが、H24 年以降は 300 トンを下回るようになり、R3 年は過去最低の 34 トンとなった（図 1）。</p> <p>（水準と動向）資源水準は、H22 年以降の操業日誌を基に計算した CPUE (kg/隻・日) の推移から「低位」、動向は直近 5 年間の CPUE の傾向から「減少」とした（図 2）。</p>	水 準
	<b>低位</b>
	動 向

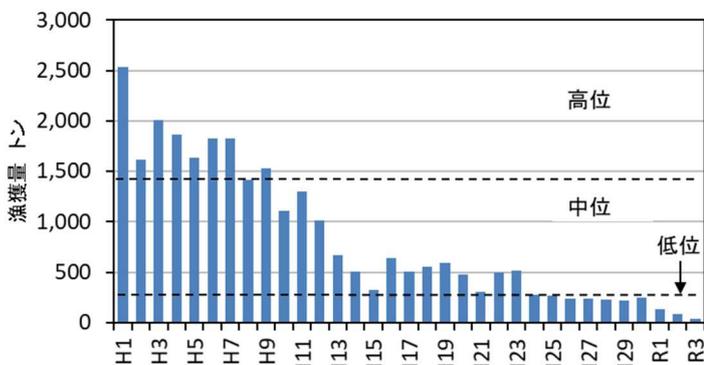


図 1 エビ類の漁獲量（霞ヶ浦、農林水産統計）

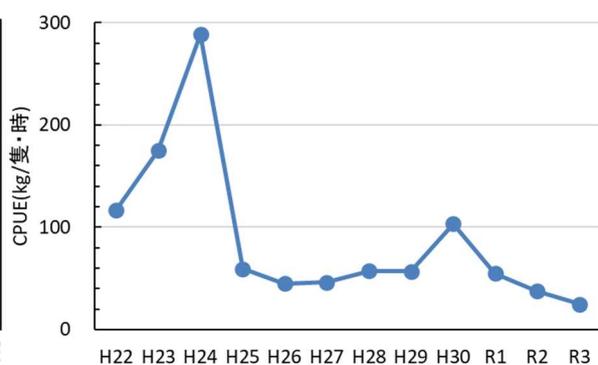


図 2 霞ヶ浦のエビ類 CPUE（1 隻・1 時間当たりの漁獲量 kg）

【全国の漁獲順位】 えび類 R2 年：茨城県が全国 1 位で、2 位：滋賀、3 位：青森である。

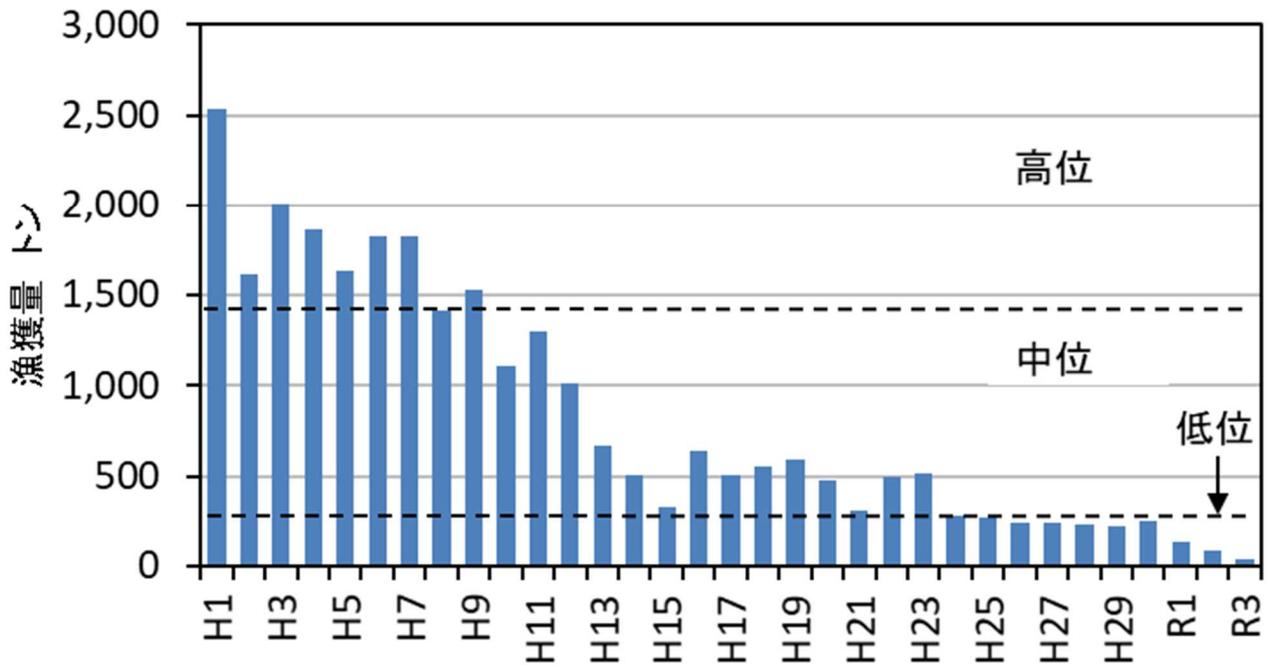


図1 エビ類の漁獲量（霞ヶ浦、農林水産統計）

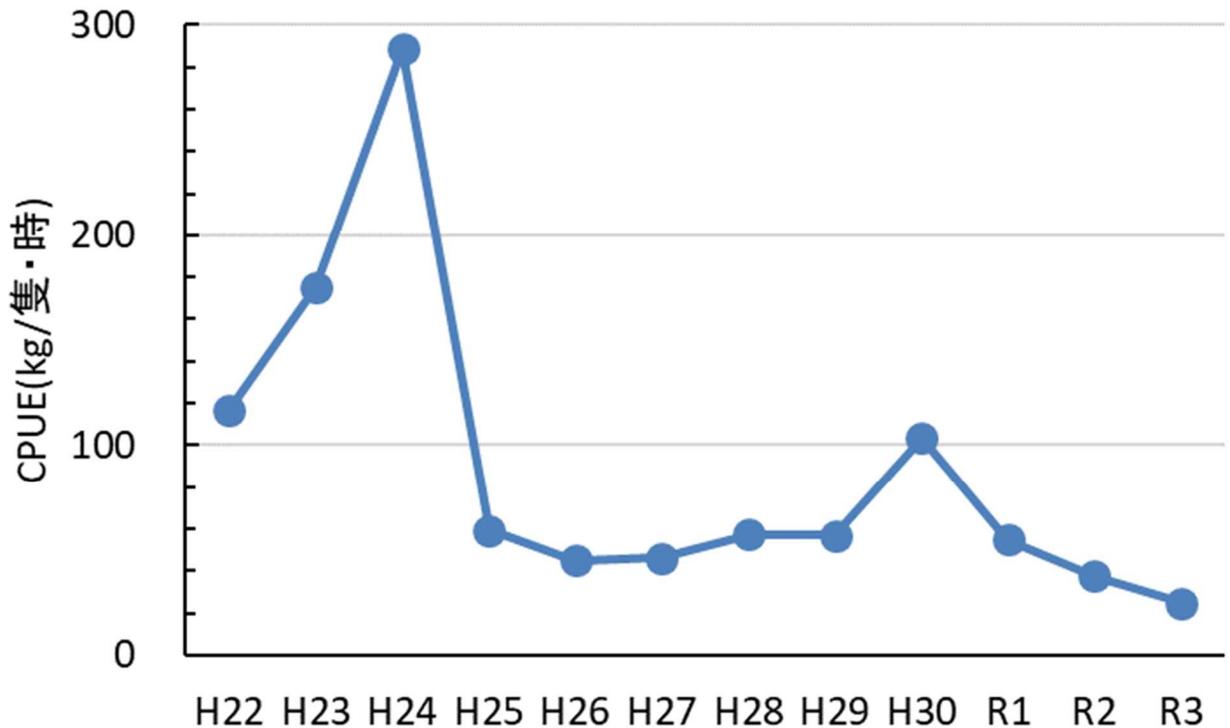


図2 霞ヶ浦のエビ類 CPUE（1隻・1時間当たりの漁獲量 kg）

# ワカサギ（北浦）

## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・東京・島根県以北の本州・北海道の河川下流域に分布、また各地の湖沼に移殖され分布している。茨城県では霞ヶ浦・北浦、涸沼などに分布している。
- ・1年で生涯を終える年魚で、霞ヶ浦・北浦での産卵期は1月中旬～3月中旬で盛期は2月。産卵場所は水深1m前後の湖岸に近い浅場や流入河川の砂底・砂礫底である。3～4月に仔魚が出現、7月には体長約5.5 cm、9月に7 cm、12月には10 cm程度に成長する。
- ・「茨城県の旬のさかな（淡水のさかな）」に選ばれている。

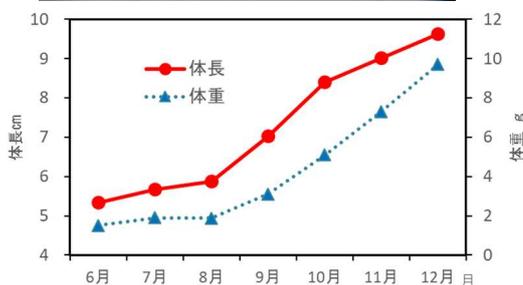


図1 ワカサギの成長

### 【漁法と漁期】

- ・わかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）、張網で漁獲される。主な漁期は7月21日～12月である。

### 【資源管理の取組】

- ・トロール漁において、漁期前調査による資源状況の把握や資源動向に応じた操業時間のコントロールなどの取組が行われている。また、資源培養のため冬季には、人工ふ化放流事業が行われている。

### 【利用】

- ・夏のワカサギは全国で唯一夏に漁獲されるもので「ナツワカ」とよばれ、煮干し、天ぷら・唐揚げ用食材とし好評である。成長したものは、佃煮、甘露煮、焼きもの・フライ等の食材として食される

## 資源診断：

<p><b>資源水準は低位、動向は減少傾向</b></p> <p>（漁獲量）H4～H26年の期間は20トンから100トンの間で上昇と減少を繰り返していたが、H26年の43トンをピークにその後減少が続き、R1年以降は1トン未満で低迷している。（図2）。</p> <p>（水準と動向）資源水準は、過去30年の漁獲量から「低位」、動向は操業日誌を基に計算したCPUE (kg/隻・日) の直近5年間の傾向から「減少」とした（図3）。</p>	水 準
	<b>低位</b>
	動 向

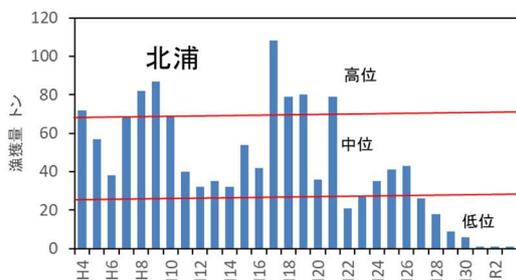


図2 ワカサギの漁獲量（農林水産統計、属人）

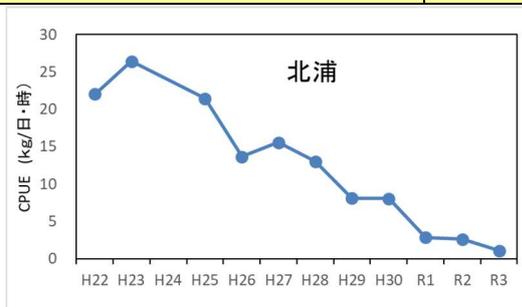


図3 ワカサギのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量）kg)

【全国の漁獲順位】 R3年 1位：秋田、2位：北海道、3位：青森で、茨城は4位である。

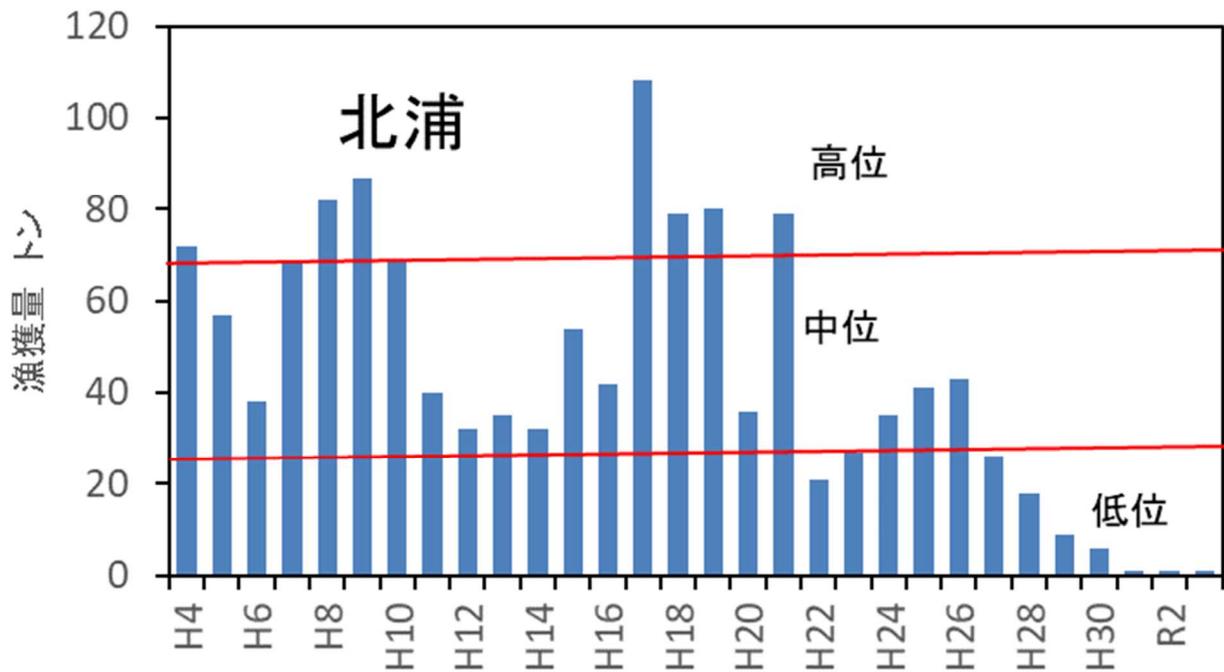


図2 ワカサギの漁獲量（農林水産統計，属人）

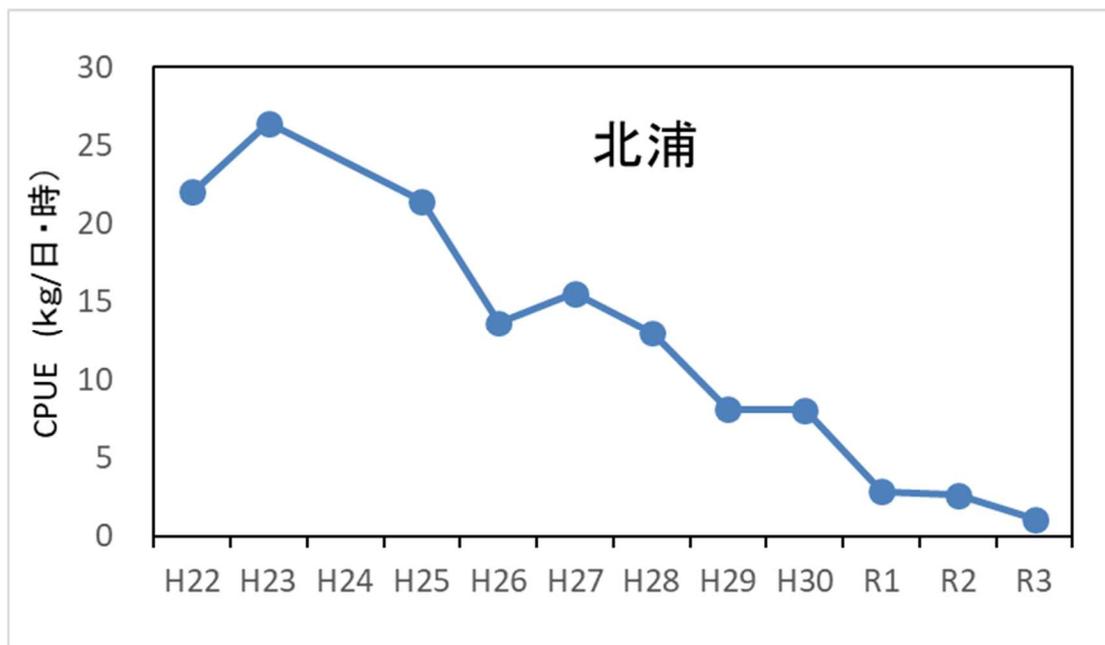


図3 ワカサギのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量kg）

# シラウオ（北浦）



## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・全国の河川の河口域や汽水域、湖沼などに広く分布、茨城県では霞ヶ浦・北浦、涸沼などに分布する。
- ・1年で生涯を終える年魚で、霞ヶ浦・北浦での産卵盛期は3～4月、産卵場は水深1～2mの砂礫底。
- ・3月下旬から5月上旬に仔魚がみられ、7月には体長約3.5cm、9月に4cm、12月には7cmに成長する（図1）。

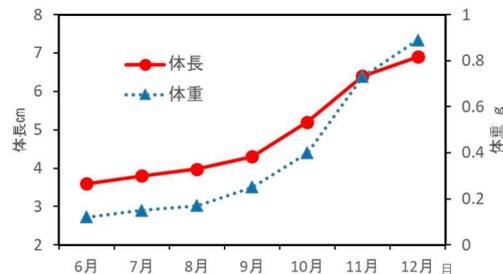


図1 シラウオの成長

歳

### 【漁法と漁期】

- ・主にわかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）により7月21日～12月に漁獲される他、しらうお刺し網などでも漁獲される。

### 【資源管理の取組】

- ・トロール漁において、資源動向に応じた操業時間のコントロールなどの取組が行われている。

### 【利用】

- ・主にしらす干し、佃煮として食され、生きているときは体が透明なことから「霞ヶ浦北浦のダイヤモンド」とも呼ばれ生食用としても流通している。

## 資源診断：

<p><b>資源水準は中位、動向は増加傾向</b></p> <p>（漁獲量）H4～H21年の期間は13～64トン間で増加・減少を繰り返していたが、H22に5トンに減少、その後20トン前後で横ばいとなっていたが、H30年から減少に転じ、R3年には約1トンまで減少した（図2）。</p> <p>（水準と動向）資源水準は、過去30年の漁獲量から「低位」、動向は操業日誌を基に計算したCPUE（kg/隻・日）の直近5年間の傾向から「減少」とした（図3）。</p>	水 準
	低 位
	動 向

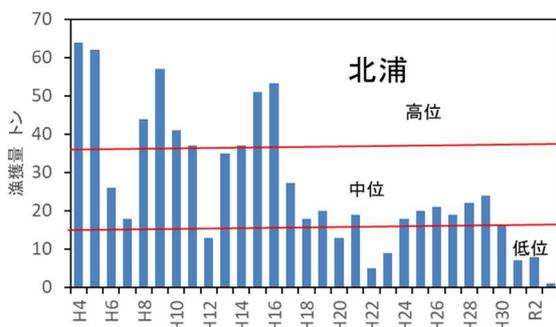


図2 シラウオの漁獲量（農林水産統計，属人）

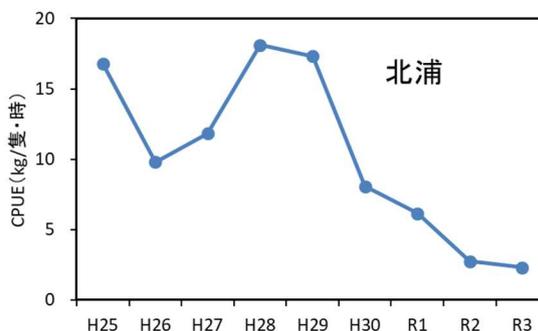


図3 シラウオのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量kg）

【全国の漁獲量順位】 R3年 1位：青森、2位：茨城、3位北海道である。

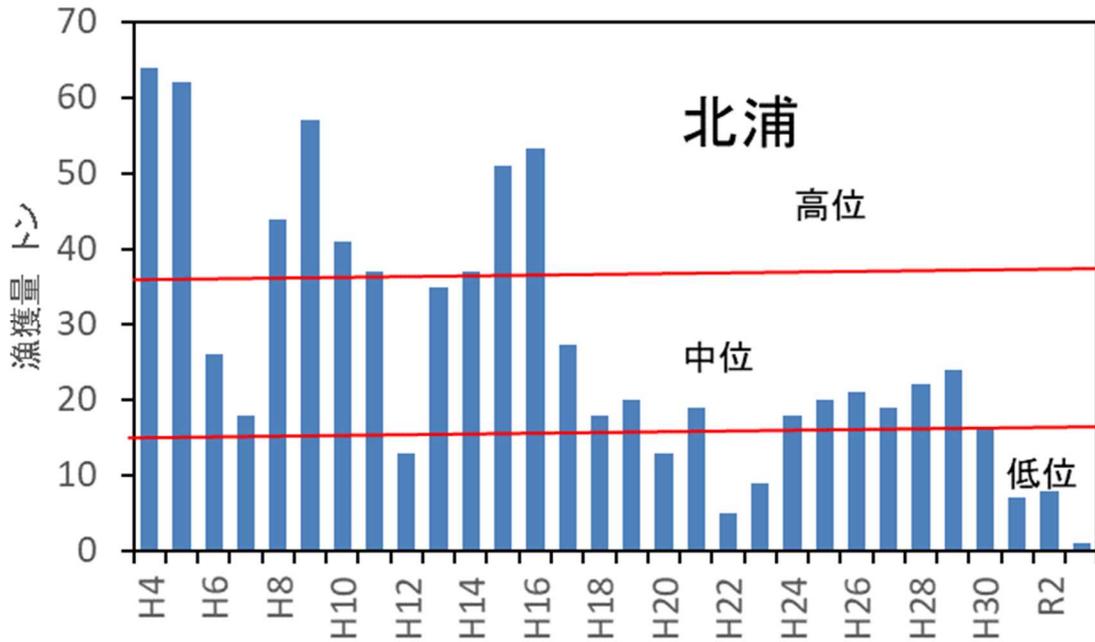


図2 シラウオの漁獲量（農林水産統計，属人）

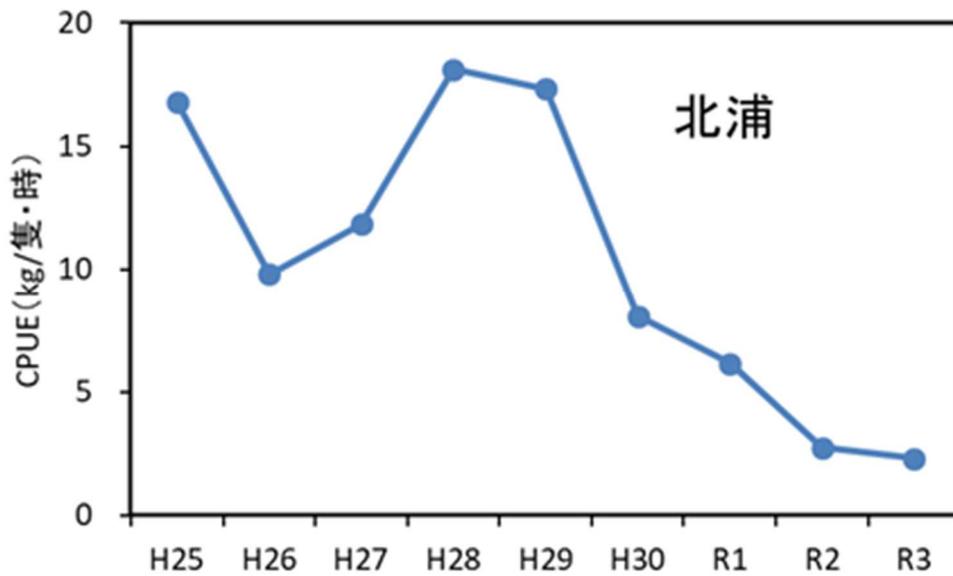


図3 シラウオのCPUE（トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg）

# テナガエビ（北浦）



## 生態的特徴等：

### 【生態】

- ・河口域や湖沼などの流れのゆるやかな水域に分布し、本州、四国、九州など国内に広く分布する。県内では、利根川水系、牛久沼、霞ヶ浦・北浦、涸沼、那珂川水系、久慈川水系などに分布する。
- ・寿命は、メスが1年、オスが2年といわれ、オスは第2胸脚が体長以上に長くなる。
- ・霞ヶ浦・北浦における抱卵期は、5月下旬～9月頃で、盛期は7～8月。ただし、抱卵は水温の影響を受けるため10月や11月まで続くこともある。
- ・季節的には、水温の高い6～9月は沖から岸近くまで分布するが、水温が低下する10月以降は沖合の深所に主に分布するほか、障害物に蟄集する傾向がある。

### 【漁法と盛漁期】

- ・わかさぎ・しらうおひき網（トロール漁）、いさぎ・ごろひき網（横ひき）など底曳網や張網、笹浸などで漁獲される。

### 【資源管理の取組】

- ・トロール漁において、資源動向に応じた操業時間のコントロールなどの取組が行われている。

### 【利用】

- ・霞ヶ浦北浦で漁獲されたものは釜揚げや佃煮、素揚げ等として食される。稚エビは地元で「ザザエビ」と呼ばれ、成長したエビよりも軟らかく食べやすい。

## 資源診断：

<p><b>資源水準は低位、動向は減少傾向</b></p> <p>（漁獲量）H1 から H9 年には 100～320 トンの水準で推移したが、H12 年以降は減少傾向になり、H15 年には 9 トンとなった。H16 年に 35 トンとなったが、H17 年以降は 20 トンを下回るようになり、R1 年以降は 0 トンが続いている（図 1）。</p> <p>（水準と動向）資源水準は、H1 年以降の年間漁獲量の推移から「低位」。資源動向は H22 年以降の漁の操業日誌を基に計算した CPUE (kg/隻・日) の直近 5 年間の傾向から「減少」とした（図 2）。</p>	水 準
	低位
	動 向

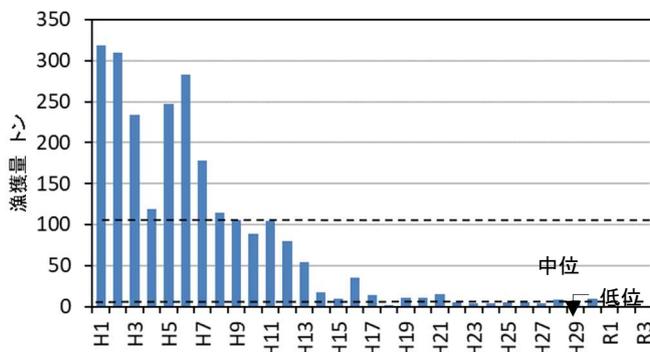


図 1 エビ類の漁獲量（霞ヶ浦、農林水産統計）

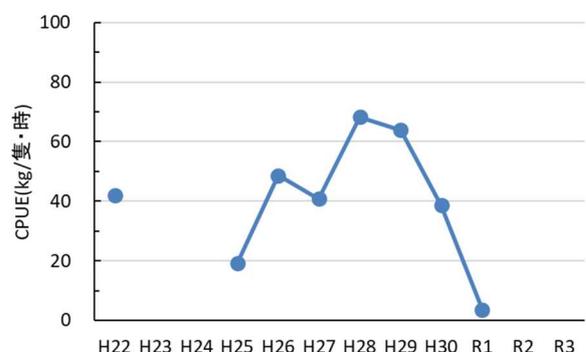


図 2 北浦のエビ類 CPUE（1 隻・1 時間当たりの漁獲量 kg）

※H23, H24, R2, R3 は記録なし

【全国の漁獲順位】 えび類 R2 年 茨城県が全国 1 位で、2 位：滋賀、3 位：青森である。

診断期間：令和 3 年 1～12 月 更新日：令和 4 年 11 月 9 日

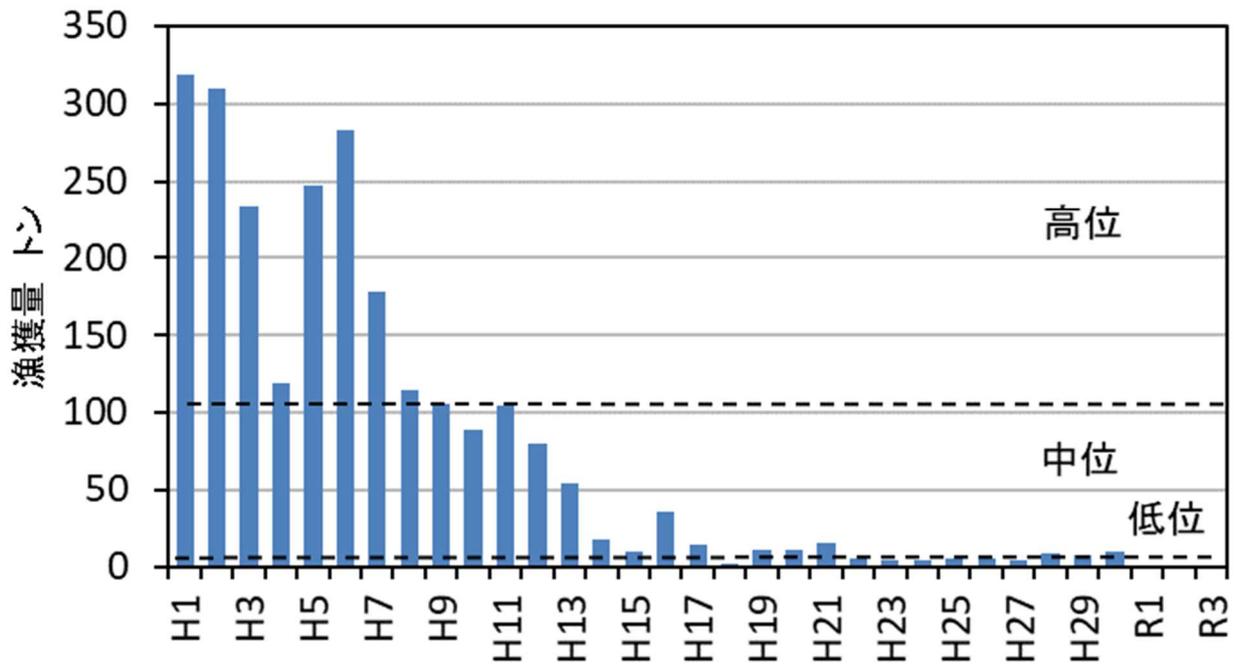


図1 エビ類の漁獲量（北浦、農林水産統計）

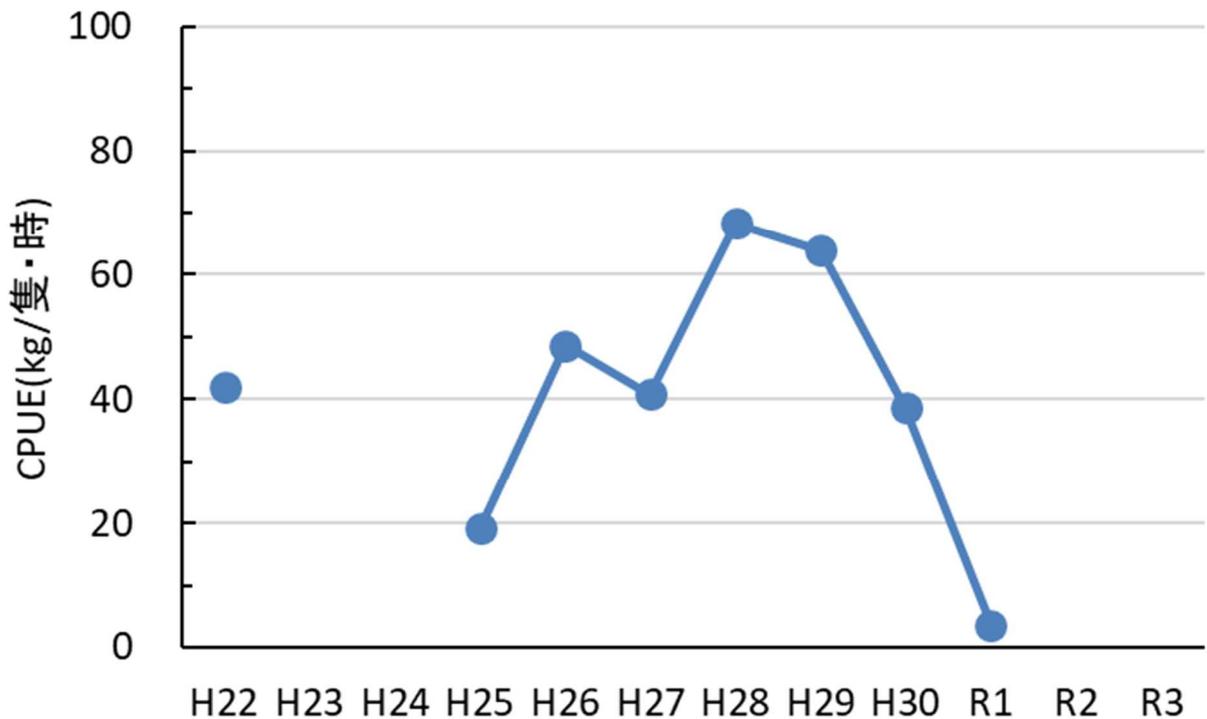


図2 北浦のエビ類 CPUE（1隻・1時間当たりの漁獲量 kg）  
※H23, H24, R2, R3 は記録なし

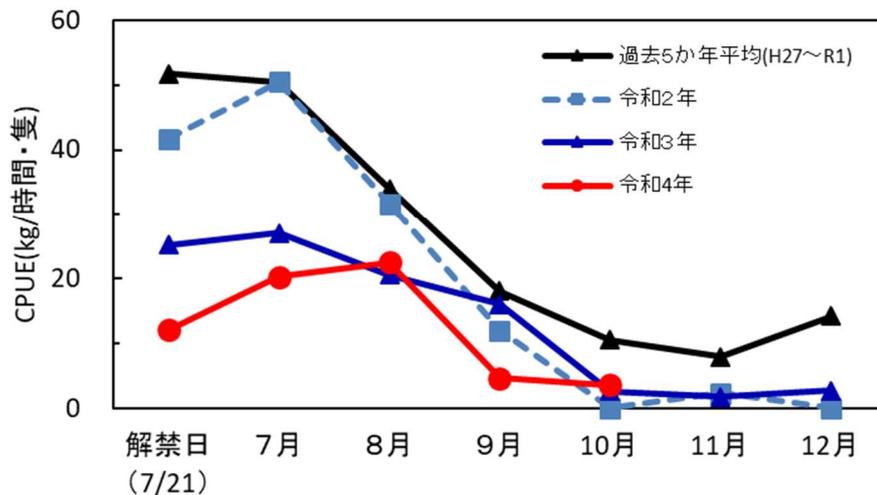
## ワカサギの資源状況

水産試験場内水支資料

### ◎R4 年の状況

○霞ヶ浦：R4年のワカサギ漁は1隻あたりの平均漁獲量（CPUE）で見ると、R3年よりも悪い状況で、12月の漁模様は昨年よりも少ないと予想されます。R2年以降3年連続で資源は少なくなっています。

霞ヶ浦ワカサギCPUE



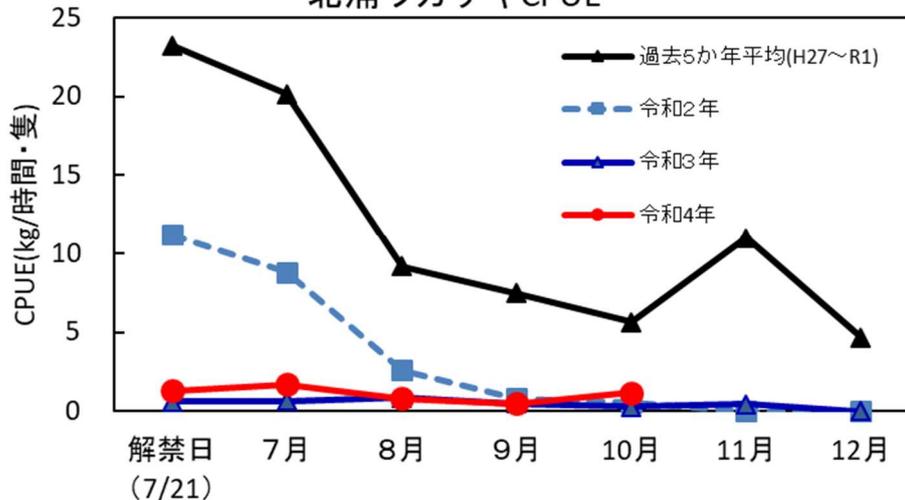
※R4年の9,10月の値は、エビ狙い(沈み曳)でのワカサギ漁獲量から計算

○北浦：R2年以降資源が減少し、操業はほとんど行われていません。

特にR3年以降、CPUEは低い値となり、R4年もその傾向は続いています。

※R2、3、4年の9月以降の数値は、「資源・漁場保全緊急支援事業」の結果も併せて使用

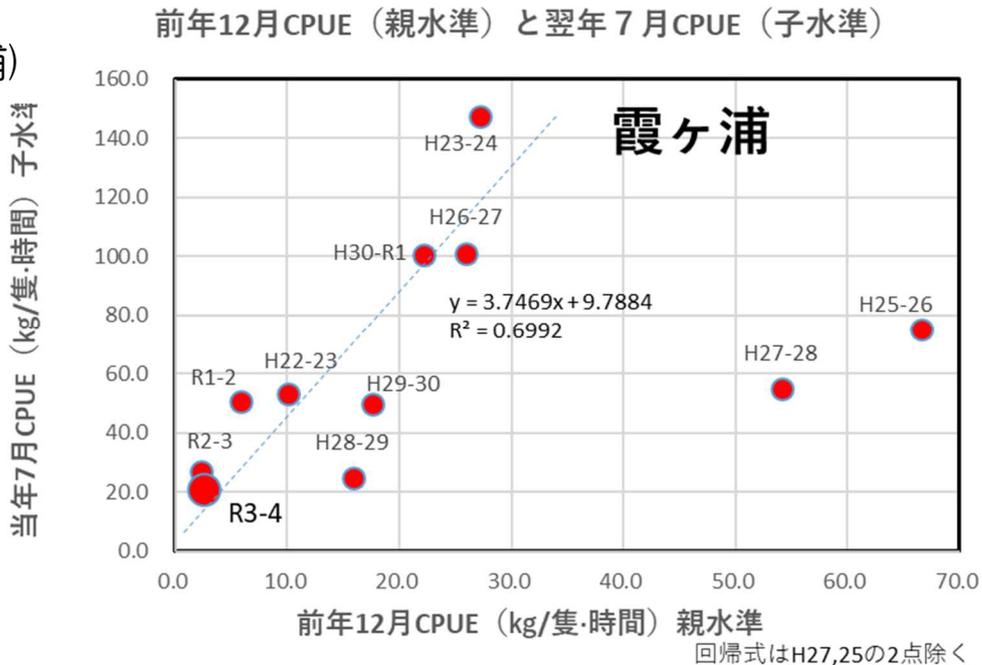
北浦ワカサギCPUE



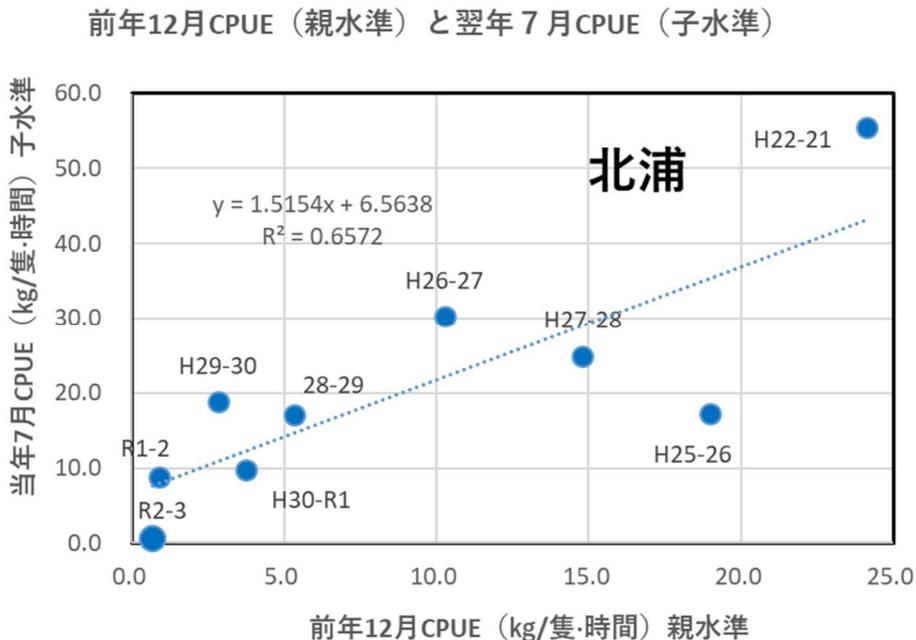
## ◎ワカサギの親と子の関係

○12月の漁獲量（親の量）が少ないと、翌年7月の漁獲量（子供の量）が少なくなる傾向があります。近年、12月の親の量は少なくなり、7月の子供の量もそれに対応して少なくなっています。

(霞ヶ浦)



(北浦)



ワカサギの資源を維持し安定した漁獲を維持するためには、親の量が少なくならないように管理・保護していく必要があります。

令和 4 年 11 月 16 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会  
会長 鈴木 幸雄 殿

資源利用協議会 座長 小曾戸 誠

令和 4 年度第 1 回 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について（報告）

このことについて、わかさぎ・しらうおひき網漁業におけるワカサギ漁獲量の低迷を受け、令和 4 年 11 月 7 日に開催した霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の決定事項について、下記のとおり報告する。

記

ワカサギ資源の保護が必要であり、トロール部会等において年末操業の内容について、底層びきの自粛や操業時間の短縮、出漁日数の制限などワカサギの混獲を防止するために必要な対策を協議し、実施すること。



(写)

令和4年11月8日

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
麻生漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
潮来漁業協同組合 代表理事組合長 殿

資源利用協議会 座長 小曾戸 誠

令和4年度第1回 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について（指示）

わかさぎ・しらうおひき網漁業におけるワカサギ漁獲量の低迷を受け、令和4年11月7日に開催した霞ヶ浦地区北浦地区資源利用協議会において、年末操業の内容について協議した結果、以下のとおり決定されたので指示する。

記

ワカサギ資源の保護が必要であり、トロール部会等において年末操業の内容について、底層びきの自粛や操業時間の短縮、出漁日数の制限などワカサギの混獲を防止するために必要な対策を協議し、実施すること。

令和4年11月7日  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

## 令和4年度第1回 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の結果

11月7日開催の霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の結果は以下のとおりです。

### (協議結果概要)

- ワカサギ資源は、保護すべき資源水準(危機的状況)にあり、年末操業(トロール漁)においては、何らかの資源保護策を講じる必要がある。
- トロール部会等において、ワカサギ資源保護の観点から年末操業にかかる「曳き方(表層曳、底層曳)」「操業時間」「出漁日数」等の何らかの制限措置を協議し、講じる必要がある。

### (開催日時等)

- ・ 開催日時：令和4年11月7日(月)午後3時から午後4時30分頃まで
- ・ 開催場所：かすみがうら市農村環境改善センター会議室
- ・ 参加者：漁協関係者(霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協、麻生漁協)11名、水産加工組合関係者8名、県関係者(水産試験場、水産事務所)7名 計26名※オブザーバーを除く

### (主な意見)

- ・ ワカサギ資源は危機的状況にあり、年末操業においては何らかの資源保護対策をすべき。
- ・ 12月冬季は、水温も下がりワカサギが底付近を遊泳するため、底層曳を避けることでワカサギの混獲を回避できる。
- ・ 漁業者の生活も大事であり、資源の状態が良いシラウオの操業は年末まで継続したい。
- ・ 操業期間の短縮は現実的でない。「曳き方」「操業時間」「操業日数」など、まず取り組める内容から資源保護に取り組むべき。
- ・ 現在の漁業者の生活も大切だが将来の後継者対策としても、資源保護をして、しっかり資源を残していく必要がある。トロール部会としてもある程度譲歩する姿勢が必要。
- ・ 北浦は実質的に操業自粛状態で資源管理措置も取りようがないが、今は漁業者にできることに取り組むしかない状態。霞ヶ浦においても、何らかの資源保護に取り組んでいたが、北浦のような不漁に苦しむことのないよう願う。
- ・ ワカサギの混獲防止の取り組みについては、水産試験場(内水支)と協力し、効果を検証していく必要がある。

## 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の趣旨と経緯について

### (1) 資源利用協議会とは

- ・ トロール漁の規制緩和（操業時間の解除：H22～、年末操業期間の延長：H23～）に伴う試験操業（特別採捕許可）から平成 25 年の一斉更新時に本許可へ移行することに伴い、漁業者による自主管理体制を補完・補充する目的で、霞ヶ浦北浦の関係全 5 団体及び県の合意のもと設置された協議会。
- ・ 年 2 回（概ね 8 月と 12 月）開催され、トロール漁における中間休漁や年末操業における出漁日数等が議論される場として平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間開催されたが、当時はワカサギ資源が安定していたことから、平成 28 年度以降開催は休止されている。
- ・ 同協議会で議論された結果については、「霞ヶ浦地区（北浦地区）わかさぎ・しらうおひき網自主管理協定」において、「資源管理協議会から中間休漁や年末の出漁日数制限等の指示があった場合には、それを尊重し、別途協議のうえ休漁等の措置を講ずるものとする。」と規定されているため、その結果を受けトロール部会等で協議し、必要な措置を講ずることとなる。
- ・ 県では、令和元年以降続く北浦でのワカサギ等の記録的不漁に加え、霞ヶ浦においても令和 2 年以降、ワカサギ、テナガエビの漁獲量が減少傾向にあることから、霞ヶ浦北浦の資源利用について関係者で協議し資源管理措置を講じていく必要があると判断し、同協議会を再開することとしたもの。

### (2) 過去の開催結果等

①	平成 25 年 8 月	霞北個別開催	・ 中間休漁は実施せず。
②	同年 12 月	〃	・ 年末操業は、法定休日を除いた日数。
③	平成 26 年 9 月	〃	・ 中間休漁は実施せず。
④	同年 12 月	〃	・ 年末操業は、法定休日を除いた日数。
⑤	平成 27 年 9 月	霞北合同開催	・ 中間休漁は実施せず。
⑥	平成 28 年 3 月	〃	・ 年末操業は、法定休日を除いた日数。
	同年 10 月	—	・ 関係者意見聴取の結果、当面の間休止。
⑦	令和 4 年 11 月	霞北合同開催	・ 年末操業について検討。

### (3) 構成員・参集範囲

- ・ 霞ヶ浦漁協（組合長、トロール部会長 1、役員 1、定置部会長 1、役員 1、担当理事 1）、麻生漁協（組合長、トロール部会役員 1）、きたうら広域漁協（組合長、部会役員 2、担当理事 1）、潮来漁協（組合長、部会役員 1）、加工組合（組合長、霞地区 5、北浦地区 3）、県（内水支場長、水産事務所長）

### (4) 今後のスケジュール案

- ・ 11 月 7 日 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会（合同開催）
- ・ 11 月 15 日 霞ヶ浦地区トロール部会（年末操業に関する措置協議）
- ・ 11 月 16 日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整員会（結果報告）

## 霞ヶ浦北浦の漁業管理に関する協定書

霞ヶ浦北浦地区の漁業協同組合、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合及び茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所は、霞ヶ浦北浦におけるわかさぎ・しらうおひき網漁業などの漁業管理に関し次のとおり協定する。

第1 資源状況や霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見等を基に、中間休漁の必要性、年末操業の内容等といった資源利用の検討を行う協議会（以下「資源利用協議会」という。）を設置する。

第2 資源利用協議会の運営については、設置運営要項で定める。

この協定の証として、本確認書を6通作成して署名押印のうえ、各団体においてその1通を保有する。

平成25年7月3日

霞ヶ浦漁業協同組合代表理事組合長 薄井 征記



きたうら広域漁業協同組合代表理事組合長 海老澤 武美

印

麻生漁業協同組合代表理事組合長 越川 留吉



潮来漁業協同組合代表理事組合長 小沼 政美

印

霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合代表理事組合長 戸田 廣



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 太田 牧人



## 霞ヶ浦北浦における資源利用協議会設置運営要項

### (目的)

第1条 資源状況や霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見等を基に、わかさぎ・しらうおひき網漁業などの中間休漁の必要性、年末操業の内容等といった資源利用の検討を行うことを目的とする。

### (資源利用協議会の構成等)

第2条 資源利用協議会（以下、「協議会」という。）は、操業実態や資源状況が霞ヶ浦、北浦で異なることを勘案し、霞ヶ浦、北浦の2つの地区に設置するものとし、それぞれの名称を「霞ヶ浦地区資源利用協議会」、「北浦地区資源利用協議会」とする。

各協議会の構成員は、漁業関係者、水産加工業関係者、県で構成し、構成員、人数の内訳は別表のとおりとする。

### (開催時期)

第3条 協議会の開催時期は、次のとおりとし、各協議会毎に開催する。

(1) わかさぎ・しらうおひき網漁業解禁約1ヶ月後の8月下旬～9月上旬

(2) わかさぎ・しらうおひき網漁業の終漁期約1ヶ月前の11月

(3) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から開催の指示があった時期

(4) 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長、霞ヶ浦北浦地区の漁業協同組合長及び霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合長が協議し、必要と認めた時期

### (協議事項)

第4条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

(1) 資源動向に関する事項

(2) 資源状況等を考慮した操業に関する事項

・ 8月下旬～9月上旬では、特に中間休漁の必要性について協議する。

・ 11月では、特に年末操業について協議する。

(3) その他漁業調整に関する事項

(4) 市場動向及び消費拡大に関する事項

(5) その他協議会で必要と認めた事項

### (座長)

第5条 協議会の座長は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長とする。

### (構成員の役割)

第6条 構成員は、協議会の結果を構成員が所属する団体内に周知する。

2 漁業関係の構成員は、協議会で決定された中間休漁等の事項について、所属団体の検討の上、具体的対策を実施する。

### (座長の役割)

第7条 座長は、協議会を招集し、議事を務めるものとする。

- 2 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会において資源利用に関する意見を聴取するとともに、その内容を協議会へ報告する。
- 3 座長は、協議会における決定事項を霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会へ報告するとともに、関係漁協へ指示する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所に置く。

(その他)

第9条 協議会の運営等に関し、この要項に定めのないもの及び疑義が生じたときは、協議会で定めるものとする。

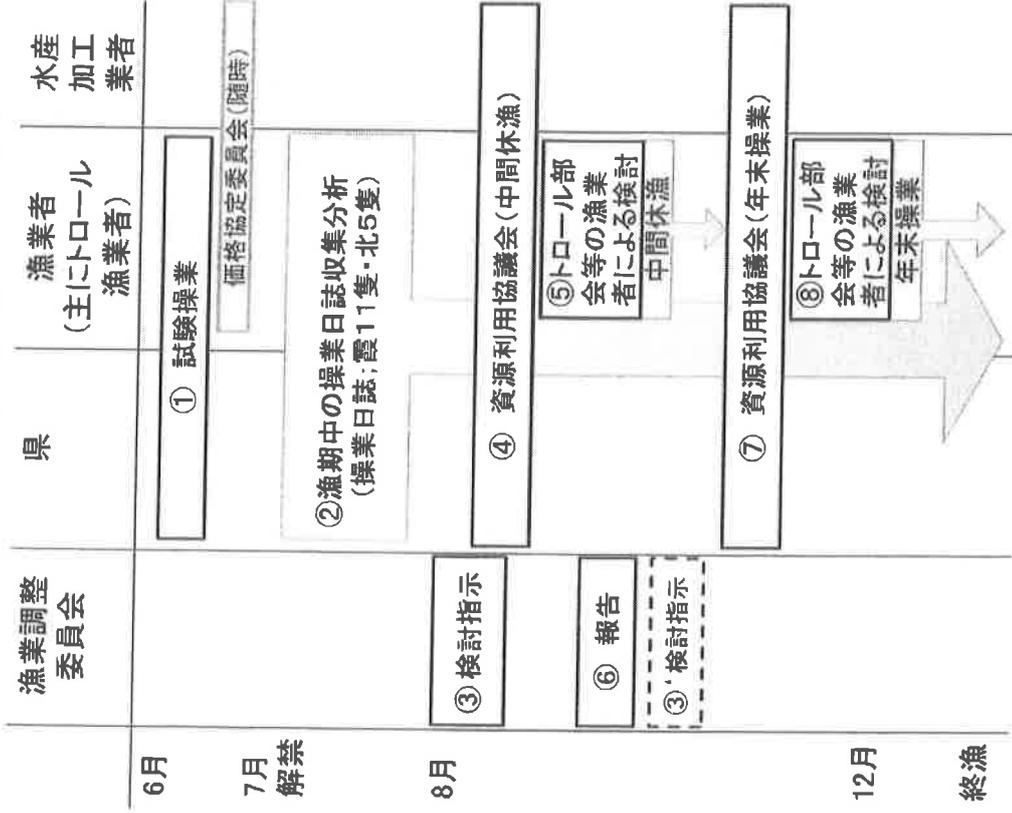
別表

協議会の構成員

	該当者	霞ヶ浦地区	北浦地区
漁業関係	漁業協同組合長※	2名	2名
	漁業者部会役員	トロール部会 3名 定置部会 2名	3名 (トロール部会、定置部会あわせて)
	漁業協同組合長の推薦を受けた者	部会担当理事 1名	部会担当理事 1名
		合計 8名以内	合計 6名以内
水産加工業関係	水産加工業協同組合長※	1名	1名
	組合長の推薦を受けた者	5名	3名
		合計 6名以内	合計 4名以内
県	霞ヶ浦北浦水産事務所長	1名	1名
	水産試験場内水面支場長	1名	1名
合計		16名以内	12名以内

※副組合長が代行可。

# 霞ヶ浦北浦漁業管理フロー図



- ① 試験操業
  - ・漁期前調査
- ② 漁期中の操業日誌収集分析
  - ・漁期中の残存資源、生育状況の把握(7/21~終漁)
  - ⇒ 操業日誌(霞ヶ浦11隻・北浦5隻)の記入(漁業者)および分析(水試)
- ③ 検討指示
  - ・中間休漁、年末操業等の検討指示
- ④ 資源利用協議会(中間休漁)
  - ・漁業者、加工業者、県による資源利用協議
  - ・中間休漁の必要性
- ⑤ トロール部会等の漁業者による検討・実施
  - ・中間休漁の内容
- ⑥ 委員会への報告(随時)
  - ・漁獲状況、資源状況
  - ・指示に対する検討結果と実施状況
- ⑦ 資源利用協議会(年末操業)
  - ・漁業者、加工業者、県による資源利用協議
  - ・年末操業の検討
- ⑧ トロール部会等の漁業者による検討・実施
  - ・年末の操業日数の検討